

# グループホームの 防災安全対策をどう進めるか!

「GH・CHの安定した支援体制に関わる世話人・生活支援員・サービス管理責任者の役割、および、NPO法人等運営が異なるGH・CH事業所の相互連携による支援体制に関する研究」報告書

日本グループホーム学会  
防災ユニットの  
研究まとめ

平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業  
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

グループホームの防災安全対策をどう進めるか!

平成20年度厚生労働省自立支援プロジェクト

日本グループホーム学会



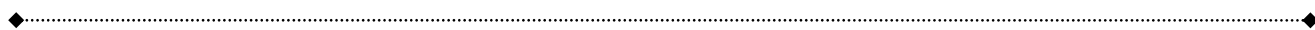
# CONTENTS

<b>第1章 日本グループホーム学会／防災ユニット活動のまとめ</b> .....	2
1. 火災概要 .....	3
2. 火災後の関係省庁および自治体の動き .....	5
3. 現地調査から浮かび上がったこと .....	6
4. 防災ユニットの立ち上げ .....	7
5. 消防法施行令実施にともなって生じる当面の課題についての検討 .....	8
6. 今後の課題 .....	9
<b>第2章 日本グループホーム学会で作成した意見書</b> .....	11
1. 綾瀬市「ハイムひまわり」火災についての基本的な考え方 .....	12
別紙(資料)1 .....	15
別紙(資料)2 消防法施行令および施行規則改正の概要 .....	17
2. 「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」(消防庁開催)に提出した今後の課題 ..	22
3. 「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」報告書(消防庁作成)についての意見 ..	23
<b>第3章 2008,12,08 日本グループホーム学会 説明会・シンポジウム</b> .....	25
お知らせ .....	26
資料「グループホーム防火の『なぜ?』にこたえる」(神戸大学・大西作成) .....	27
<b>第4章 グループホームの防火対策 Q&amp;A 第2版</b> ～現場からの疑問に答えます!～ .....	31
<b>第5章 資料</b> .....	83
資料1; 障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について(平成20年6月3日) .....	84
資料2; 障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について(平成20年6月4日) .....	86
別添1; 障害者ケアホーム等における火災の発生を踏まえた防火安全対策の徹底および実態調査 について .....	87
別紙1; 綾瀬市障害者施設火災概要 .....	89
別添1; 障害者ケアホーム等に係る実態調査項目 .....	90
別添2; 障害者ケアホーム等に係る過去の火災事例 .....	93
資料3; 今回のグループホーム等に対する神奈川県の方針 .....	97
障害者ケアホーム等に係る設置基準の明確化等について(照会) .....	98
資料4; 障害者ケアホーム等に係る消防法の適用について .....	103
障害者ケアホーム等に係る消防法の適用について(照会) .....	104
障害者ケアホーム等に係る消防法の適用について(回答) .....	105



# 第1章

## 日本グループホーム学会 防災ユニット活動のまとめ



## はじめに

2006年1月長崎県大村市の認知症高齢者のグループホーム「やすらぎの里」で起きた死者7名を出した火災を受けて、消防法施行令が2007年6月13日改正され、2009年4月1日より実施となる中で、2008年6月、再びグループホームの火災が起こった。

2008年6月2日午前2時25分、神奈川県綾瀬市の知的障害者グループホーム「ハイムひまわり」で火災が発生。入居者3名が亡くなり、1名が重傷を負うという大惨事となった。

## 1. 火災概要

総務省消防庁予防課より発表された「神奈川県綾瀬市障害者ケアホーム等火災概要（小規模施設に対応した防火対策に関する検討会報告書より）」に記載されている概要は以下の通りである。

### 神奈川県綾瀬市障害者ケアホーム等火災概要

#### 1、発生日時等

発生時刻；平成20年6月2日2時25分

覚知時刻；平成20年6月2日2時33分

鎮圧時刻；平成20年6月2日5時10分

鎮火時刻；平成20年6月2日7時33分

#### 2、発生場所

住 所；神奈川県綾瀬市寺尾北1丁目12番13号

建物名称；ハイムひまわり（令別表第1（6）項口）

出火原因；放火の疑い

#### 3、建物概要

構造、階層；木造、2階建

建物面積；158.99m<sup>2</sup> 延べ面積；317.98 m<sup>2</sup>

収容人員；9人

居室数 ；1階 3室、 2階 6室 計9室

#### 4、火災の概要

1階の階段下物置から出火し、逃げ遅れにより複数の死傷者が発生した。

階段は屋内階段のみであり、当該階段付近から出火したことで唯一の避難経路が閉ざされたこと、夜間に発生し、自動火災報知設備も設置されておらず、火災に気づくのが遅れたこと等により被害が拡大したと考えられる。また、出火した建物は全焼、周辺の個人住宅3棟に類焼している。火災の原因は放火の疑いである

#### 5、人的被害

死 者；3名（60歳代男性1名、女性1名、50歳代男性1名）

負傷者 ；1名（50歳代男性）

6、物的被害

全焼（類焼；個人住宅1棟全焼、1棟部分焼、2棟ぼや）

7、消防用設備等の状況

消火器、誘導標識

8、消防庁の対応

6月2日（月）

08時45分；綾瀬市から第1報受領

消防庁第一次応急体制（消防庁情報連絡室設置）

10時45分；消防庁予防課1名現地派遣

11時55分；綾瀬市から第2報受領

21時00分；消防庁第一次応急体制解除

6月3日（火）

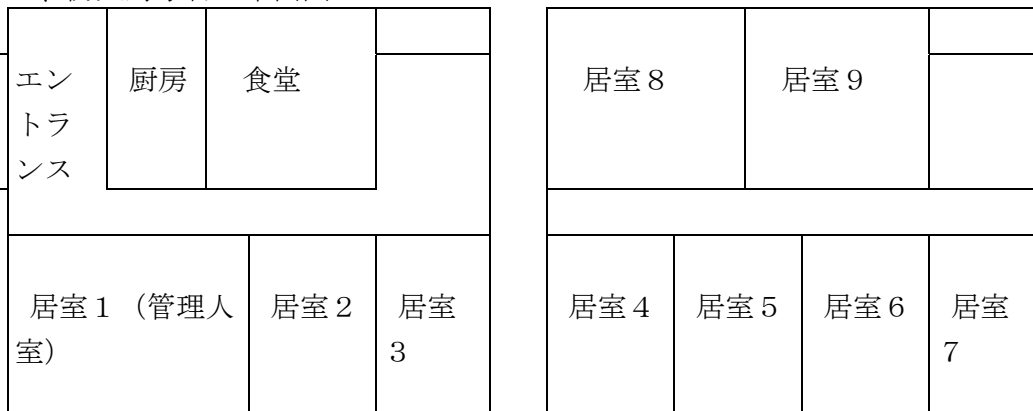
08時30分；消防研究センター火災原因調査室4名現地派遣

6月4日（水）

・各都道府県消防主幹部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに消防庁予防課長から「障害者ケアホーム等における火災に発生を踏まえた防火安全対策の徹底及び実態調査について（平成20年6月5日消防予第133号）」を通

・綾瀬市より第3報受領（17時00分）

9、防火対象物の平面図



10、在館者の状況

居室	性別（年齢）	程度	火災時の行動
居室2	女性（68）	負傷なし	自力避難
居室3	女性（64）	負傷なし	自力避難
居室4	男性（51）	中等症	救助隊により3連梯子で救助
居室5	女性（65）	負傷なし	自力避難
居室6	女性（69）	死亡	居室内で発見
居室7	男性（60）	死亡	居室内で発見
居室9	男性（56）	死亡	床が抜け落ち、1階部分で発見

## 2. 火災後の関係省庁および自治体の動き

ハイムひまわりの火災の後、関係省庁および自治体との間で、グループホームの法的位置づけをめぐって見解が食い違い、グループホーム関係者に不安と混乱をもたらすこととなった。

○平成20年6月3日（資料1参照）

厚生労働省より都道府県、指定都市、中核市宛に「障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について」が通知される。

○平成20年6月4日（資料2参照）

消防庁より各都道府県消防主管部あて「障害者ケアホーム等における火災の発生を踏まえた防火安全対策の徹底及び実態調査について」が出され、その別紙1「綾瀬市障害者施設火災概要」の中で、ハイムひまわりについて、令別表1（6）項口と明記。

○平成20年6月5日（資料3参照）

神奈川県保健福祉部より厚生労働省社会援護局障害保健福祉部あてに「障害者ケアホーム等に係る設置基準の明確化等について」の照会文書が提出される。

○平成20年6月9日（資料4参照）

厚生労働省より消防庁予防課あてに「障害者ケアホーム等に係る消防法の適用について」の照会文書が提出される。

○平成20年7月8日（資料4参照）

消防庁予防課より厚生労働省あてに「障害者ケアホーム等に係る消防法の適用について」の回答が出される。

神奈川県が現行の消防法施行令の（5）項口「共同住宅」として取り扱ってきたことに対して、消防庁は（6）項口に該当するとし、ハイムひまわりに対して（5）項口から（6）項口に変更をしていないことについて、グループホーム学会は、その時の状況としては、消防庁は平成21年4月1日の改正施行令の実施に向けて様々な課題について検討している段階であるにもかかわらず、ハイムひまわりについて「（5）項口から（6）項口に変更をしていないことは違反」という見解を示したことは、おかしいとの考えを明らかにした。

最終的には、7月8日に消防庁予防課より厚生労働省あてに出された「障害者ケアホーム等に係る消防法の適用について」の中で、既存の障害者ケアホーム等の取り扱いについては、（5）項口に区分されるものが存在することに言及し、「これが関係者の不作為によるものではないことから、その実施に係る負担にかんがみ実情に即した取扱いをもとめられているところと承知している。」とし、個別の実情を勘案しながら早期の対応を促すものとしている。

また今回の火災に関連して消防庁がおこなっている全国調査に際し、各グループホームに口頭で伝えられた内容にも間違いが多く、調査項目の中に誤解を招きやすいところもあり、消防庁に福祉関係の情報およびグループホームの実情等が正しく伝わっていないことが多くの混乱のもとになっていると考え、厚生労働省にも障害者自立支援法やグループホーム・ケアホームに関する制度についてきちんと伝えるようにしてほしいと進言するとともに、学会としても消防庁に対してグループホームの実態を伝える必要性があった。

消防法におけるグループホームの取り扱いをめぐって、消防庁と地方自治体の見解がわかる事態が起き、グループホーム関係者にも困惑した状況が広がりはじめ中、日本グループホーム学会では、ハイムひまわりの火災について、6月12日に現地調査をおこない、グループホーム学会としての「綾瀬市『ハイムひまわり』火災についての基本的な考え方」をまとめ、6月16日神奈川県庁において記者会見をおこなった。

### 3. 現地調査から浮かび上がったこと

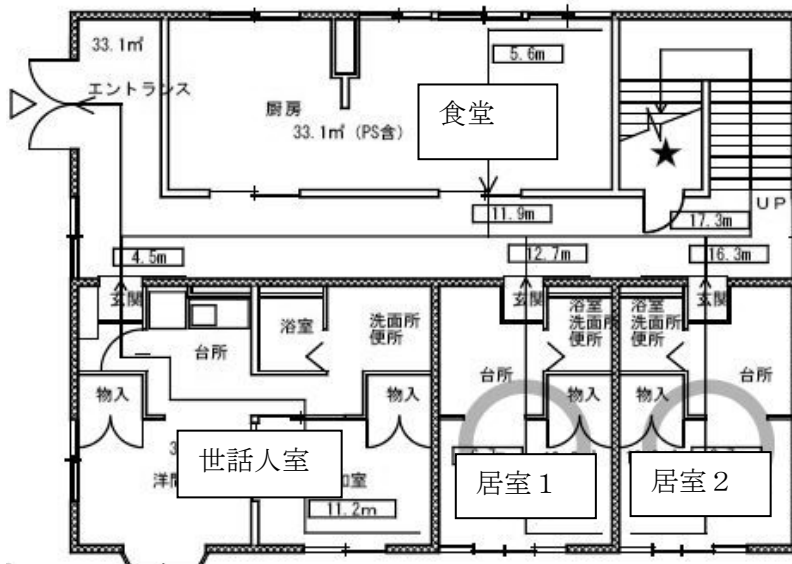
調査メンバー；室津滋樹（日本グループホーム学会 代表）  
大西一嘉（神戸大学大学院建築学専攻 准教授）  
榎木保匡（(株)ニチイケアネット）  
村尾朗（社会福祉法人 県央福祉会）

平成20年6月12日、火災現場を訪れ、法人の担当者からハイムひまわりの成り立ちと経過、入居者の状況を聞き取るという調査をおこなった。その結果、いくつかの問題点が浮かび上がってきた。

- (1) スタッフの勤務体制(夜間支援体制)の問題
- (2) 建物の安全性の問題
- (3) グループホーム設立時の問題（立地条件や設備の安全性について相談したり、評価するしきみがないこと）
- (4) 消防法上のグループホームの位置づけの問題（グループホームは「共同住宅」なのか「福祉施設」なのか「一般住宅」なのか）
- (5) 地域で起こりうるリスクに備えるための関係者向け研修等のしきみがないこと
- (6) 入居者自身が様々なリスクから身を守る方法を身につける取組がないこと

ハイムひまわりは自立支援法による共同生活介護・共同生活援助事業に基づくホームである。入居者は、比較的自立度が高く、障害程度区分2、区分3の人たちが生活している。昼間は、同法人の通所の場に通っている。

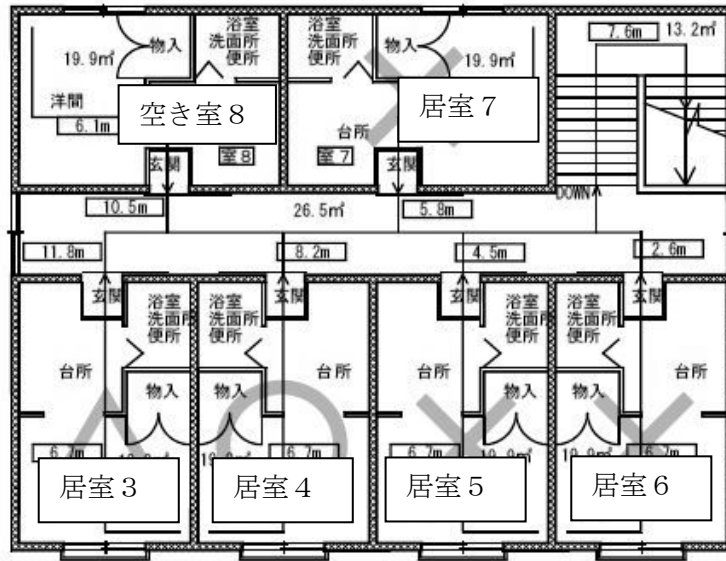
大家が自分の敷地内に新築して、それを法人がグループホームとして借り上げていた。確認申請は、共同住宅になっており、その後の用途変更はない。敷地の片側に周囲の住宅と隣接して建てられ、居室が4室並んでいる側は、大きな段差があり、崖になっている。



幅員 玄関1.6m、その他0.75m、階段幅1.2mと想定  
防火構造を示す

1階 平面図

階段は一ヶ所、火災は、一階階段付近で発生した。この火災は、階段下の物置が放火現場になったとのこと。階段で出火したことで火の回りが速かったこと、ひとつしかない階段が炎上し避難ルートが閉ざされたこと、深夜就寝中であったことなどから、被害が大きくなったものと考えられる。



2階 平面図

亡くなった入居者は、全員2階に居住していた。2階には6つの住戸があり、共同住宅なので、不燃性石膏ボードで部屋どおしの壁は防火区画されていてすぐには燃え広がらない構造になっていたが、階段、廊下を通じて煙は部屋にも侵入したと考えられる。火元から遠い部屋の人是一名は救助されたが重傷で入院、もう一名は自力で避難しているが、どちらも逃げ遅れている。火元に近い部屋の入居者は3名ともなくなっている。

入居者の障害程度を考えれば、「夜間支援については夜勤とか同居ではなく、夜間巡回があれば暮らしていける人たちであった」とのことだった。深夜、寝ている時におきた火災であることを考えれば、状況としては障害者でなくても、だれもが命を奪われる危険をはらんでいたものと思われる。

消火器具としては、消火器と誘導灯が設置されていたとのことであるが、深夜の援助体制が薄いグループホームにおける防火対策をどのように考えるのかということが問われる問題であった。

消防庁は、平成16年の建物火災による死者のうち、住宅火災（一般住宅・共同住宅および併用住宅）による死者数は89.6%を占めること、そのうちの約6割が逃げ遅れによるものとし、なかでも22時～6時までの睡眠時間における死者が4割を占めると発表している。そしてこの対策として、火災の早期発見が必要として、住宅用火災警報器の設置を義務付け、住宅用火災警報器の設置場所として、寝室と寝室がある階の階段には必ず設置することを定めている。今回の火災についても、住宅用火災警報器が設置されていれば、入居者はもっと早く避難できた可能性が高い。

#### 4, 防災ユニットの立ち上げ

グループホーム学会では、平成20年7月5日、これらの課題について取り組むために防災および建築関係者、グループホーム関係者、防災事業関係者などをメンバーとした「防災ユニット」を立ち上げることにした。

日本グループホーム学会 「防災ユニット」メンバー  
 室津滋樹（日本グループホーム学会 代表）  
 大西一嘉（神戸大学大学院建築学専攻 准教授）  
 鈴木義弘（大分大学工学部福祉環境工学科 准教授）  
 堀江まゆみ（白梅学園大学 教授、日本グループホーム学会 事務局長）  
 藪手麻由美（神戸大学大学院工学研究科博士前期課程）

村尾朗（社会福祉法人 県央福祉会）  
室津茂美（横浜市グループホーム連絡会）  
夏目幸子（NPO 法人 住まい・まち研究会）  
中出 聡（(株) 昭和設計）  
榎木保匡（(株) ニチイケアネット）  
石坂耕一（(株) モリタ防災テック）  
鈴木慎二（(株) モリタユージー）  
香西雅文（総合警備保障（株））

防災ユニットは、7回の会議を開催し、消防庁の「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」への意見具申についての検討を踏まえつつ、法施行令改正実施にともなう問題点の整理に取り組んだ。

#### 防災ユニット会議

第1回	平成20年8月13日	ラクーア9階会議室	19名出席
第2回	平成20年9月4日	ラクーア9階会議室	13名出席
第3回	平成20年10月15日	ラクーア9階会議室	15名出席
第4回	平成20年11月5日	ラクーア9階会議室	14名出席
第5回	平成20年12月10日	ラクーア9階会議室	9名出席
第6回	平成21年1月14日	ラクーア9階会議室	10名出席
第7回	平成21年2月24日	ラクーア9階会議室	9名出席

消防法施行令実施にあたっては、消防法がグループホームを社会福祉施設として取り扱っていることについての根源的な問題と、4月実施によって起きる問題への当面の対応策の二つの面の検討が必要であった。

## 5. 消防法施行令実施にともなって生じる当面の課題についての検討

### 1) 消防庁の小規模施設に対応した防火対策に関する検討会への出席

今回のグループホーム火災に伴い、消防庁が開催する「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」に室津滋樹代表を委員として出席することとなった。他、防災ユニットより、大西、榎木もオブザーバーとして出席し、グループホームの状況と消防法施行令実施にあたって予想される混乱について意見を述べ、その対応策を求めた。

#### 開催日時

第1回	平成20年6月24日
第2回	平成20年9月12日
第3回	平成20年12月2日
第4回	平成21年1月27日

### 2) グループホームが社会福祉施設として位置づけられることにより発生する問題

マンション、アパートなどの一部を借りてグループホームを運営している場合、グループホームの用途が社会福祉施設となることで、消防法上の取り扱いは複合用途となること。それに伴い、建物全戸に自動火災警報知設備の設置を義務付けられることになる場合が出てくることになる。このままでは、賃貸契約の継続が困難になるところが出てきてしまうということで、特別措置を設ける必要があることを消防庁に伝えた。

この課題については、「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」において検討され、特

例措置が設けられることとなった。

### 3) 自動火災報知設備等、設備の負担の問題

入居者数4～5名の生活の場であるグループホームのような小規模施設にもかかわらず、規模の大きな施設に設置する機器と同じものを設置する必要があるのか。グループホームは規模の小さいものをたくさん設置することになるので、必要以上の機器の設置を求められ、その結果、グループホームを設置する負担が大きくなってしまう。

適正な簡易なものを新たに開発して、価格も低く抑えるべきであることを伝え、自動火災報知設備及び火災通報装置について、簡易型のものが認められることとなった。

また厚生労働省にグループホームに対する消防設備設置のための助成制度をつくること、継続することの必要性を訴える。

### 4) 現場の疑問に答えるための Q&A の作成

グループホーム関係者が消防法施行令改正実施に対応できるようにするために、防災ユニットの各関係者で Q&A の検討を重ね、消防法、建築基準法に関する Q&A を作成した。また、関係者は消防設備機器に関する知識や情報も得にくいことから、防災事業関係者の力も借りて、機器情報も盛り込んだものとなった。

### 5) グループホームシンポジウムの開催

12月8日に日本財団において、都道府県、市町村行政の関係者およびグループホーム関係者を対象に、Q&A 暫定版を配布し、シンポジウム（グループホームの防火対策／消防法施行令 Q & A）を開催した。

当日は、グループホームの防火対策を考えると、大西先生（神戸大学）に「グループホーム防火の『なぜ？』にこたえる」（PP 参照）と題して講演していただき、その後、消防庁、厚生労働省の人たちとの質疑応答の時間を設けた。また鈴木先生（大分大学）には、建築基準法と障害者が地域の中で住まいを確保することについての課題についてお話ししていただいた。

1月には、Q&A の第2版を印刷し、全国市町村およびグループホーム関係者に配布。また学会のホームページからも取り出せるようにした。

## 6, 今後の課題

今後、法律、制度の大きな枠組みが関係する大きな課題が山積しているが、これら消防に関する課題を通して、障害者が地域の中で普通の暮らしを可能にするためには、障害福祉の分野だけではなく、他の分野とも普通の暮らしを可能にできる繋がりを確保していなければならないことを痛切に感じるようになった。

地域での普通の暮らしを実現する方向で、消防庁、厚生労働省、国土交通省とも連携しながら、さらに取り組んでいく必要がある。

消防庁における「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」は次年度も検討を続けることとなっている。（資料として、「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」に提出した意見書を添付）

#### 1) 消防法上のグループホームの位置づけの問題（グループホームは「共同住宅」なのか「福祉施設」なのか「一般住宅」なのか）

グループホームは障害のある人たちの生活の場であり、自己実現の場であること、障害の状況によって生活のしかたは様々であること、必要な援助も一律ではないことなど、グループホームは地域の中であって、障害のある人たちの普通の暮らしの多様性を損なうことにならないようにすべ



きである。

障害者の生活の場＝社会福祉施設であるということで、これまで住居として取り扱われてきたものが、地域の中で特別扱いとなることのないようにしなければならない。特に建物を借りる時に、特殊であることが壁となるのではないかと危惧する。

また、特殊な場として位置づけることで、特別な設備を配し、障害者を火災から守るという今のしくみは、そのために障害者が住める場所を規制されてもしかたがないということになりかねない。

障害のある人たちにとって、必要なのは住宅という位置づけであり、住宅火災に対する備えである。グループホームの普及にブレーキがかかるような事態とならないようにするためにも、グループホーム・ケアホームを住宅として位置づけ、障害者が暮らすにあたっての安全策、防火対策としての方向性を確立しなければならない。

2) グループホーム設立時の問題（立地条件や設備の安全性について相談したり、評価するしくみがないこと）

グループホーム設置時にどのような建物を選べばいいかについて、科学的アセスメント手法を開発することが必要。中古住宅物件をグループホームに転用する際に、防火面での評価方法論が普及していない。相談先もわからない。

グループホームを設立する時には、立地条件や設備面について、相談したり、評価するしくみを検討することが必要。

3) 地域で起こりうるリスクに備えるための関係者向け研修等のしくみがないこと

グループホーム援助者が消防行政のしくみや、消防設備がなぜ必要なのか等、防火防災について知る機会がないことも課題である。各消防署等がグループホームのことを理解し、関係者とリスクとなるところはどこなのかについて研修する機会、話し合える機会を作っていくことが必要。

4) 入居者自身が様々なリスクから身を守る方法を身につける取組がないこと

特に自己避難が可能な入居者に、自分の身を自分で守る方法を伝える取り組みが必要。一酸化炭素ガスは見えないこと、一度避難したら、燃えていないと思っても再びもどってはいけないこと等、ふだんからどのような伝え方をすれば理解できるのか、避難訓練の方法はどういうことを考えてやればいいのか等々、入居者の人たちに火災のことをきちんと理解してもらう方法を開発していくことが必要。

## 第2章

# 日本グループホーム学会で 作成した意見書

---

2008年6月16日

## 綾瀬市「ハイムひまわり」火災についての基本的な考え方

障害のある人と援助者でつくる  
日本グループホーム学会  
代表 室津 滋 樹

私たち「障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会」は、障害のある人、援助者、家族、研究者、弁護士、建築関係者など幅広い人が集まってグループホームについて考え、研究し、暮らしやすいグループホームをつくってほしいと6年前に結成された団体です。

平成20年6月2日午前2時30分頃、神奈川県綾瀬市の知的障害者グループホーム「ハイムひまわり」で発生した火災は入居者3名が亡くなり、1名が重傷を負うという大惨事となりました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、犠牲になられた方々の思いを今後に生かしていくために、この火災については消防や警察による原因の究明だけではなく、なぜ、これほどの犠牲者が出る火事になったのか、建物の安全性の問題なども含めて、多角的な原因究明がなされる必要があります。

また、今回の火災で表面化した、障害者のグループホームは「施設」なのか「住まい」なのかという基本的な位置づけ、および建築基準法や消防法におけるグループホームの取り扱いについても検証がなされるべきであると考えます。

日本グループホーム学会では、6月12日（木）に現地調査を行いました。短時間の調査ではありましたが、その中でもいくつかの問題点が浮かび上がってきました。

- (1) スタッフの勤務体制(夜間支援体制)の問題
- (2) 建物の安全性の問題
- (3) グループホーム設立時の問題（立地条件や設備の安全性について相談したり、評価するしくみがないこと）
- (4) 消防法上のグループホームの位置づけの問題（グループホームは「共同住宅」なのか「福祉施設」なのか「一般住宅」なのか）
- (5) 地域で起こりうるリスクに備えるための関係者向け研修等のしくみがないこと
- (6) 入居者自身が様々なりリスクから身を守る方法を身につける取組がないこと

### 必要なのは住宅という位置づけであり、住宅火災に対する備えではないか

グループホームでは、障害のある人たちの「地域の中で暮らし続けたい」という思いを実現するために、長い間、実践が積み重ねられてきました。その結果、グループホームは「特別な施設」ではなく「普通の住まい」として地域の中に存在し、また入居者は「一人の市民」として、地域の人たちと同じように暮らしています。

今回、ハイムひまわりで起きた火災は、深夜、寝ている時におきた事故であり、障害者でなくても、だれもが命を奪われる危険をはらんでいたのではないかと思います。

6月12日の調査で「ハイムひまわりに入居している人たちは自力避難が可能な人たち」とのことであり、「同居が必要な状況ではなく念のために置いていた。夜間支援については夜勤とか同居ではなく、夜間巡回があれば暮らし続けられる人たちであった」とうかがっています。このような場合、障害があることで必要な対策ではなく、障害があろうとなかろうと、だれにとっても必要な対策（深夜寝ている状態で火災に早く気づくための対策）を検討する必要があると考えます。

火災が発生した当初から報道においても、消防庁においても、「障害者のいる場所で起きたこと＝障害があるゆえの特別な対応が必要」と考えられてきたように思われます。

消防庁は、平成16年の建物火災による死者のうち、住宅火災（一般住宅・共同住宅および併用住宅）による死者数は89.6%を占めること、そのうちの約6割が逃げ遅れによるものとし、なかでも22時～6時までの睡眠時間における死者が4割を占めると発表しています。そしてこの対策として、火災の早期発見が必要として、住宅用火災警報器の設置を義務付けることになってい

ます。（別紙参照）住宅用火災警報器の設置場所として、寝室と寝室がある階の階段には必ず設置することが義務付けられています。

今回のハイムひまわりの火災についても、火元が階段付近であるとすれば、火災の早期発見に必要な防火設備は住宅用火災警報器でよかったのではないのでしょうか。グループホームは障害がある人たちの特別な場所と考えるのではなく、一般住宅に必要な対策をとることが必要と考えます。

### 障害は一律ではない。

今回の火災で亡くなられた入居者のご家族や地域の人たちのお話から、それぞれがグループホームで地域の人たちと交わりながら豊かな人生を営まれていた様子がうかがえます。

全国各地にグループホームが増えることにより、身近なところにグループホームがあるのがごく自然な風景となってきました。グループホームに暮らす障害者や高齢者が、地域の人たちと自然にかかわりながら地域の人たちに支えられて暮らし、同時に地域を障害者や高齢者と共生する地域へと変えてきたのです。

グループホームは障害のある人たちにとってかけがえのない生活の場であると同時に、自己実現の場です。今回の火災によって、自分の家の隣にグループホームができることに反対がおきたり、障害者や高齢者を危険視するような風潮がおきたり、またグループホームの普及にブレーキがかかるような事態とならないことを強く願っております。

一方、ハイムひまわりの火災のあとの報道では、障害者のいるところでなぜ夜勤者がいなかったのかとか、障害者だけであることが危険だという論調も多くみられました。

地域で暮らしている障害者の中には、常時、援助者がそばにいる必要がない人たちもたくさんいます。障害のある人と言っても、自力で避難することが可能な人もいれば、一人で避難することが困難な人、音が聞こえなかったり、目が見えないために状況把握が難しい人、精神的に不安定になりやすい人、危険な状態がわかる人、危険回避が難しい人、普段はわかるが切迫した状態になると考えられなくなる人など、その状況は様々です。火災から身を守るために何が必要かを考えるときに、一律に「障害者」でくくってしまえば、それぞれの抱えているリスクに適切に対応することはむずかしくなってしまいます。

### 消防庁の対応について

平成19年6月13日に公布された消防法施行令の改正にともなう現在の状況ですが、新施行令ではグループホーム・ケアホームは福祉施設と位置付けられており、消防庁は、小規模施設に対応する自動火災報知設備および火災通報装置等を検討中であり、平成21年4月1日の施行令改正に向けて準備が行われている段階であると理解しております。（経過については別紙参照）

ところが今回、ハイムひまわりについて、神奈川県が現行の消防法施行令の（5）項口「共同住宅」として取り扱ってきたことに対して、消防庁は（6）項口に該当するとし、ハイムひまわりに対して（5）項口から（6）項口に変更をしていないことについて、違反であるとの見解を示しています。さらに新聞報道では、消防庁は、「グループホーム・ケアホームは実態として障害者が多数おり福祉施設に該当する」「グループホーム・ケアホームは基本的に規制の対象となる」と述べていることを報じています。

これが事実ならば、今回の消防庁の対応は、これまでいいとしてきたことを、あとから遡ってダメだと言っているように思われます。

現行の施行令では、障害者グループホームおよびケアホームは（6）項口の「（6）口老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設」には該当しないと思われまます。だからこそ、施行令等改正が必要になったのではないのでしょうか。施行をまたずに解釈を変更するのは無理があると思われまます。

平成18年に発生した大村市の高齢者グループホームの火災の後も、消防庁は全国のグループホームに対して調査を行っております。その時にどのようなグループホームがどこにあるかということについては各消防署で把握しているはずで、その時には（6）項口に該当するので変更が必要という指摘も指導もなされていなかったにもかかわらず、後から遡って違反だとするのは、混乱

を生むだけであり、前向きな対策とはならないのではないのでしょうか。

また今回の火災に関連して消防庁がおこなっている全国調査に際し、各グループホームに口頭で伝えられた内容にも誤りが多く、調査項目の中に誤解を招きやすいところもあります。(別紙参照)

大家さんが不安を感じてグループホームを借りる話が困難になったり、改正後も自動火災報知設備の設置が必要ないケースであっても、現在、つけなければいけないと指導されたという事例が報告されています。

何よりもその後の混乱と誤解の中で、グループホームに違反が多くあったというような発表が報道されることによりグループホームへの社会的な信頼は失われ、法規を守っていない事業所がたくさんあるかのように思われることは、障害のある人たちの生活の場を作ることに尽力してきた多くの関係者や障害のある人、その家族に対する不利益をもたらすことになるのではないかと懸念いたします。

## まとめ

この火災がこれほど大きな犠牲者を出した背景に、現在の制度やしくみのあり方が複雑に関わっており、それらが複合化して大きな惨事に至ったのではないかと考えます。ハイツひまわりを運営していた法人や個人のみには責任があるとして終わらせるのではなく、本質的な原因を究明し、問題を解明することが必要です。

グループホームとは一体何なのか、地域生活とは何なのか、障害者への援助とは何なのか、それが問われているのだと思います。

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会  
事務局；〒187-8570 東京都小平市小川町 1-830  
白梅学園短期大学 堀江研究室内  
FAX 042-346-5644  
E-mail mayumi@shiraume.ac.jp

別紙(資料)

○平成 18 年 1 月

長崎県大村市の高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」で火災発生  
入居者 7 名が亡くなる。

○平成 18 年 6 月 1 日

新築住宅の住宅用火災警報器の設置義務付け  
既存住宅では市町村条例で定める日から（神奈川県では平成 23 年 6 月 1 日より）

○消防法施行令の改正については、平成 19 年 6 月 13 日に公布

平成 21 年 4 月 1 日までは周知期間

新築の場合は、平成 21 年 4 月 1 日から適用開始。既存の場合は、消火器については平成 22 年 4 月 1 日から、その他の設備については、平成 24 年 4 月 1 日から適用開始。

○平成 20 年 2 月 7 日

日本グループホーム学会より、改正法の施行にあたって、各設備について認められる機種の内容や、実際起こりうる事態についての意見や問い合わせを厚生労働省を通して消防庁に確認し、その回答を得る。

\*自動火災報知設備として、日本グループホーム学会から住宅用火災警報器を活用できないかという提案。これに対して「小規模な社会福祉施設等を対象として、単体の住宅用火災警報器ではなく、ご質問にある、いわゆる連動型住宅用火災警報器の利用を認める方向で検討しています」との回答。

\*自動火災報知装置については、「小規模社会福祉施設等を対象とした消防機関に通報する火災報知設備についても検討しており、たとえば緊急通報装置を流用できないか等検討しております」との回答。

○平成 20 年 6 月 2 日

午前 2 時 30 頃、神奈川県綾瀬市の知的障害者グループホーム「ハイムひまわり」で火災発生。  
入居者 3 名が亡くなり、1 名が重傷を負う

○平成 20 年 6 月 3 日

厚生労働省より都道府県、指定都市、中核市宛に「障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について」が通知される。

その中で「今回の火災を踏まえ、消防庁においても社会福祉施設等における防火安全対策の徹底について検討がおこなわれているところであり、現在、同庁と連携しつつ厚生労働省としても今後の対応について検討しているところである旨申し添えます」と通知している。

○平成 20 年 6 月 4 日

神奈川県が消防庁予防課に電話で照会したところ、今回のグループホームは（6）項口に該当するとのこと。

○平成 20 年 6 月 4 日

消防庁より各都道府県消防主管部あて「障害者ケアホーム等における火災の発生を踏まえた防火安全対策の徹底及び実態調査について」が出され、その別紙 1「綾瀬市障害者施設火災概要」の中で、ハイムひまわりについて、令別表 1（6）項口と明記。

また調査項目の中の「1.対象施設」の「2)当該施設の用途・・・」については、改正された後の状況を聞いている（障害程度区分のあてはめ方など現行の施行令別表 1 とは異なる）ため、現行法との混乱を招く結果となっている。

○平成 20 年 6 月 5 日

神奈川県保健福祉部より厚生労働省社会援護局障害保健福祉部あてに「障害者ケアホーム等に係る設置基準の明確化等について」が提出される。

神奈川県は、障害者ケアホーム等に対する防火設備の取り扱いについては、消防法施行令別表1(6)項口に列挙されている施設に該当せず、(6)項口に定める消防用設備等は適用されないものとして、障害者自立支援法に基づき事業所の指定、指導を行ってきたこと。6月4日に消防庁予防課に電話で照会したところ、(6)項口も該当するとのことであったこと。消防庁の見解がすべてのグループホーム等に該当するということであれば、これまでの取り扱いを覆すこととなり、同様な施設に大きな影響を及ぼすものとして、次の3点についての回答を求めている。

- 1、障害者ケアホーム等について、どのような場合に消防法施行令別表1(6)項口に該当するのか、消防庁とも協議のうえ基準を明らかにしていただきたい。
- 2、障害者ケアホーム等は消防法施行令別表1(6)項口に該当するとした場合、今後、こうした事業所に対する指定時及びその後の指導にあたって、障害者自立支援法上の取り扱いを明らかにしていただきたい。
- 3、新たな消防用設備等の整備が必要になった場合、既存の障害者ケアホーム等が引き続き運営できるよう、国としての支援策や改修に要する期間の確保等の措置を消防庁とも協議のうえ明らかにしていただきたい。

○平成20年6月12日

日本グループホーム学会で現地調査をおこなう。

## 別紙(資料) 2

## 消防法施行令および施行規則改正の概要

(平成19年6月13日 公布 政令第179号、総務省令第66号)

## 1 現行の消防法施行令

消防法施行令、現行は消防法施行令別表第1の

(5)ロ寄宿舎、下宿又は共同住宅

(6)ロ老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設

障害福祉サービス事業については障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)としています。また障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うと規定されています。

消防法施行規則第十三条第二項

消防法施行規則令第十二条第一項第三号の総務省令で定める防火対象物は、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設及び障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)とする。

附 則 (平成一八年九月二九日総務省令第一一六号)

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、この省令による改正後の消防法施行規則第十三条第二項中「及び障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)」とあるのは、「、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、同法附則第四十一条第一項若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生支援施設(同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十九条に規定する身体障害者更生施設(肢体不自由者更生施設(主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。))、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設又は内部障害者更生施設(主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。))に限る。)、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設(主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。))に限る。及び障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設(同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設(通所施設を除く。))、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(通所施設を除く。))及び同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮に限る。とする。

まさに、どう読んでも障害者グループホームおよびケアホームは(6)項口の「(6)ロ老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行



う事業に限る。)を行う施設」には該当しない。だからこそ、施行令等改正が必要とになったのではないか？ですから、施行令を改正せずに解釈を変更するのは無理があると思われます。

## 2 消防法施行令の改正

### (1)対象となる施設

消防法施行令別表第1を改正し、従来(6)項ロに位置付けられていた社会福祉施設について、自力避難困難者が入所する社会福祉施設と、それ以外の社会福祉施設を区別し、前者に該当するものとして以下の施設を改正後の(6)項ロに、それ以外の社会福祉施設を改正後の(6)項ハに位置付ける(従来(6)項ハに位置付けられていた幼稚園等は改正後の(6)項ニに位置付ける。)

#### (6) 項ロ (自力避難困難者が入所する社会福祉施設)

- ・老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。)、介護老人保健施設
- ・救護施設
- ・乳児院
- ・知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)
- ・老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業(いわゆる認知症高齢者グループホーム)を行う施設
- ・短期入所(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)または共同生活介護事業(主として障害の程度が重い者)を行う施設

#### (6) 項ハ (自力避難困難者が入所する社会福祉施設以外の社会福祉施設)

老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)

(6) 項ロに該当する共同生活介護事業(主として障害の程度が重い者)を行う施設とは障害程度区分4以上の者が、全入所者の8割を超えている場合をいう。(例4人定員の場合、4人全員が区分4以上。5人定員の場合、5人全員が区分4以上。)

上記以外の施設(障害程度区分4以上の者が、全入所者の8割を超えていない場合)については(6)項ハ

### (2) 防火管理者の選任

① 防火管理者を選任し、消防計画の作成などの防火管理業務を行わせることが必要になる収容人員\*の要件を、30人以上から10人以上に改める(共同防火管理を要する収容人員の要件も同様に改正)。(6)項ハは収容人員30人以上

② 防火管理者の資格は、甲種防火管理の課程を修了した者等とする。

\*収容人員とは

勤務し、又は居住する者の数のことであり、入居者数ではありません。

(3) 消防用設備等の設置

	現行 ((6) 項ハは現行通り)	改正後 ((6) 項ロ)
消火器具の設置	延べ床面積 1 5 0 m <sup>2</sup> 以上	すべて
屋内消火栓設備の設置	延べ床面積 7 0 0 m <sup>2</sup> 以上	延べ床面積 2 7 5 m <sup>2</sup> 以上 (*)
スプリンクラー設備の設置	延べ床面積 1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 (平屋建て以外)	延べ床面積 2 7 5 m <sup>2</sup> 以上 (*)
自動火災報知設備の設置	延べ床面積 3 0 0 m <sup>2</sup> 以上	すべて
消防機関へ通報する火災報知設備の設置	延べ床面積 5 0 0 m <sup>2</sup> 以上	すべて

\*ただし、総務省令で定める防火区画を有するものを除く。

\*スプリンクラー設備の有効範囲内には屋内消火栓設備の設置を要しない。

\*屋内消火栓設備およびスプリンクラー設備については自力避難困難者が入所する施設で、延べ床面積が 275 m<sup>2</sup>以上 1, 000 m<sup>2</sup>未満のものについて、基準の特例 (別紙参照) に該当する場合には設置を要しない。

\*延べ床面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満の場合、特定施設水道連結型スプリンクラー設備とすることができる。

(4) 消防機関の検査

	現行 ((6) 項ハは現行通り)	改正後 ((6) 項ロ)
消防検査が必要となる条件	延べ床面積 3 0 0 m <sup>2</sup> 以上	すべて

(5) 施行期日

政省令改正公布

H119.6.13

政省令改正施行  
新築適用開始

H21.4.1

既存猶予期間終了  
(消火器)

H22.3.31

既存猶予期間終了  
(その他)

H24.4.31

新築		周知期間 (2年)	設置義務	
既存	消火器		猶予期間	設置義務
	その他		設置義務	
			設置義務	

## 総務省令で定める防火区画を有するものとは(1,000㎡未満)

次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。

- イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- ロ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
- ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
- ニ ハの開口部には、防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。
  - ・ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
  - ・ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。
- ホ 区画された部分すべての床の面積が100平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。

## スプリンクラー設備の設置免除の特例

次の1から4までに掲げる要件のいずれかに該当する小規模社会福祉施設については、スプリンクラー設備の設置を要しないものとする。

1 夜間に要保護者の避難介助のため必要な介助者が確保されている小規模社会福祉施設として、次の(1)から(3)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

なお、(2)の要件に該当するか否かを判断するに当たっては、新規のものについては、事業者が作成した事業計画等による入居者の見込み数により判断することとし、事業開始後に要保護者数が増加したものについては、その状態が継続的なものであることが認められたものについて、改めて(2)の要件に該当するか否かを判断するものとする。

(1) 当施設は、平屋建て又は地上2階建てのものであること。また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。

(2) 夜間における介助者1人当たりの要保護者（当該施設に入所している老人（要介護3以上の者に限る。）、乳児、幼児、身体障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）、知的障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）をいう。以下同じ。）の数が、従業者等（夜勤職員、宿直職員、宿直ボランティア、住込みの管理者など当該施設において入所者とともに起居する者をいう。以下同じ。）にあっては4人以内、近隣協力者（当該施設に併設されている施設の職員、当該施設の近隣住民、当該施設と契約している警備会社の職員等で、火災発生時に駆けつけて避難介助を行う者をいう。以下同じ。）にあっては3人以内となるよう、介助者の数が確保されているものであること。

この場合において、次のア及びイに掲げる要件のすべてに該当する複数ユニットの小規模社会福祉施設にあっては、要保護者の数が最大となるユニットにおいて、これに応じた介助者の数が確保されることで足りるものとする。

ア ユニット間に設けられる壁及び床が耐火構造又は準耐火構造であるものであること。

また、当該壁又は床に開口部がある場合には、当該開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。

イ 各ユニットにおいて、他のユニットを経由することなく地上に至る避難経路を有しているものであること。

(3) 近隣協力者は、次のアからウまでに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

なお、近隣協力者は、一の事業所、世帯等から複数名を確保して差し支えないものであること（例えば、グループホームの隣にグループホーム職員が居住している場合、当該職員の代替者と

してその妻と長男を登録しても差し支えない。)

- ア 居所から当該施設に2分以内で駆けつけることができるものであること。
- イ 居所には、当該施設の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置が備えられているものであること。
- ウ 近隣協力者本人の同意がある旨、火災発生時の活動範囲、夜間不在時における代替介助者の確保方策その他の必要な事項について、消防計画又は関連図書により明らかにされているものであること。

2 各居室から屋外等に容易に至ることができる小規模社会福祉施設として、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

- (1) 当該施設は、平屋建て又は地上2階建てのものであること。  
また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。
- (2) すべての居室において、地上又は一時避難場所（外気に開放された廊下、バルコニー、屋外階段等をいう。以下同じ。）への経路が、次のア又はイに掲げる要件のいずれかに該当することにより、構造上確保されているものであること。  
ア 扉又は掃出し窓を介して、地上又は一時避難場所に直接出ることができるものであること。  
イ どの居室から出火しても、火災室又は火災室に設けられた開口部（防火設備を除く。）に面する部分を通らずに、地上又は一時避難場所に至ることができるものであること。
- (3) 一時避難場所の位置及び構造は、外部からの救出を妨げるものでないこと（例えば、川や崖等に面していないものであること、建具や隣接建物等で進入経路がふさがれていないものであること。）。)
- (4) 夜間の体制が夜勤者1名となる2ユニットの小規模社会福祉施設にあつては、当該夜勤者のほかに1(3)アからウまでに掲げる要件のすべてに該当する近隣協力者が1人以上確保されているものであること。

3 共同住宅の複数の部屋を占有し、その総面積により小規模社会福祉施設に該当するもののうち、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

- (1) 小規模社会福祉施設として用いられている部分部屋の床面積が一区画当たり100㎡以下であるものであること。  
また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。
- (2) 小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階に存する場合には、当該部分を区画する壁及び床が耐火構造となっており、その開口部（屋外に面する窓等を除く。）に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。
- (3) 要保護者の数が一区画当たり4人以下であるものであること。  
また、すべての要保護者が、自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って自立的に歩行避難できるものであること。
- (4) 当該施設において従業者等が確保されているものであること。

2 上記1から3までに該当しない小規模社会福祉施設のうち、避難所要時間が避難限界時間を超えないものであること。（計算式による時間または避難訓練において実際に測定した所要時間による）

（注1）この特例の適用対象となるか否かを判断するに当たり、新規のものを含む小規模社会福祉施設の構造等や人員の状況について確認する必要がある場合には、設計図書や事業計画等により確認するものとする。

（注2）この特例の適用を含む社会福祉施設における防火管理に関する指導に当たっては、施設の関係者の意見も踏まえながら、これらの社会福祉施設（特に、認知症高齢者グループホーム等の家庭的な環境を重視してケアを行っている施設）の意義、ケアの趣旨・目的等を十分に尊重した指導内容となるよう留意すること。

「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」に提出した今後の課題

### 1、自動火災報知設備が不必要な場合には、連動する「住宅用火災警報機」を設置すること。

住宅に義務付けられていた「住宅用火災警報機」（「自動火災報知設備」の代替設備とは認められていない）が義務ではなくなります。また、300m<sup>2</sup>以下の小規模グループホームであれば自動火災報知設備も不必要となり、火災に対する備えが薄い状態となります。

自動火災報知設備も不必要な場合には、連動する「住宅用火災警報機」を設置すべきだと思います。

### 2、障害者本人が火災から身を守る力、予防する力をつけることに取り組むこと。

火災の原因として失火や火遊びが多いことを考えても、障害者や高齢者本人がわかるように危険をどう伝えるかということに消防庁、厚労省、福祉関係者が一緒に取り組むことが必要です。取り締まっても解決できない課題です。喫煙を規制しても隠れて吸うだけです。実際に禁止されているのに隠れて吸って火災になったグループホームがあります。ですから、障害者自らが身を守る力を育てることをもっと考えなくてはいけないと思います。

### 3、消防関係者に障害者のことがわかる人を増やすこと。

消防関係者に障害者のことがわかっている人をふやしてほしいと思います。消防関係者の研修に障害者のことを知る機会を設けてください。

知的障害のある人にわかりやすく説明したパンフレットやDVD等を開発したり、知的障害がある人たちの避難訓練の仕方等についても消防庁が全国にいろいろなことを伝えていくということを取りくめるようになっていただきたいと思います。

### 4、設置する前の相談窓口、事前研修、安全診断

グループホームを設置した後から不備を指摘するのではなく、グループホームを設置する前に、防火について相談できる相談窓口を設け、運営者への事前研修の機会、安全性の総合的な診断をおこなうべきです。

### 5、消防法施行令改正に連動して、建築基準法上の用途変更の取りあつかいに関する大きな混乱が出はじめています。

建築基準法上の用途を一般住宅から「寄宿舍」に変更すべきとする自治体が増加しています。障害者グループホームの大半は、一戸建て住宅を使用したもので、入居者4～5名の小規模なものです。それを寄宿舍や共同住宅に用途変更することは、事実上、不可能です。このまま用途変更が必要だとされると、その自治体の中では、障害者のグループホームはほとんど設置できなくなってしまいます。これからの福祉にとって、グループホームはきわめて重要な役割を担っております。立ちゆかなくなるようなことがおきないようにすべきです。

### 6、建築基準法上の用途取り扱いに対する意見

上記の混乱のものは、グループホームに対する考え方や取り扱いが、厚労省と消防庁と国土交通省で異なっていることにあります。このようなことが今後起こらないように、3省で検討を続けていくことを提案したいと思います。

小規模なグループホーム等、住まいの多様化が進んでいることに対して、住まいの位置づけを検討し直し、多様化する住まいの安全性ということについて、今回の改訂とは別に3省できちんと検討すべきではないかと考えます。

### 質問事項

火災通報装置（火通）の代わりとなる緊急通報装置を活用したシステムの構築に向けて検討は、どのようになっていますか。いつ頃明らかになるのでしょうか。

（グループホーム学会 室津滋樹）

小規模検討会報告書についての意見

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会  
代表 室 津 滋 樹

1, グループホームの用語の使い方について、誤解や混乱を防ぐためにもその対象とするものがわかるように、表記の仕方について整理し、そのことをはじめに記載しておくことが必要です。

障害者のグループホーム・ケアホームについては、私たちの間では、障害者グループホーム等と表記するのが一般的です。それは歴史的に、ケアホームという表記は、平成18年の自立支援法の制定とともにできたものであり、それまではすべてグループホームと呼ばれていたことと、自立支援法以外の自治体制度に基づくものは、ケアホームとは呼んでいないことによります。この報告書では、障害者ケアホーム等としているところが多くありますが、この記載からは、自立支援法の障害の重い人のケアホームのみを指しているというふうには受け止める人が多いと思われま

す。介護保険法による認知症高齢者のグループホームおよび障害者のグループホームやケアホームを総称して言う場合は、グループホーム等と表記した方がいいと思います。報告書の中では、認知症高齢者のグループホームも障害者のグループホームも含めて、ケアホーム等と表記されていますが、これは、認知症のグループホームが含まれているというふうには理解されないと思います。

介護保険法による認知症高齢者のグループホームを言う場合は、認知症高齢者グループホームと表記した方がいいと思います。

この表記のしかたについては、混乱を生じないように厚生労働省とも調整してください。

2, 私たちは、グループホーム・ケアホームは障害者の住まいと考えていることは、検討会においても何度も意見を述べてきたところですが、消防法において、グループホーム等を小規模施設として取り扱うことについて、関係者より疑問との意見があったことについては、そのように記載してください。またそのことについては、継続して検討を続けるということになったことについても記載してください。

3, グループホーム等における火災の原因について、失火、火遊びということが多くあるということについて、次のことを気をつけて記載してください。

①一般の住宅火災における失火や火遊びを原因とするものより障害者・高齢者のグループホームにおける失火、火遊び原因の火災が多いというはっきりした結果があるのかどうかという点

②障害者・高齢者のグループホームが失火が多いという記載のしかたが、障害者・高齢者のグループホームは危険であるかの印象を与えることのないように記載にしかたに注意してください。

4, 障害者本人火災の危険性や、火災を防ぐために必要なことをどのように伝えればいいのか、その方法を消防関係者および福祉関係者がともに検討していくことが必要です。

これまで障害のある人については、むしろそのような教育をせず、危ない者から遠ざけるような対応をしてきた経過があります。その結果として、火の取扱いとその危険性を教えていないことによって、失火や火遊びにつながるようなこともあるのではないかと考えられます。障害者自身が防火、防災のための力をつけるにはどうすればいいかを検討していくことを記載してください。

5, 調査結果について

表1のケアホーム等の施設数が、私たちが把握しているグループホーム・ケアホームの数よりはるかに多いように思われます。グループホーム制度によるものではないものも含まれているのでは

ないでしょうか。

資料としていただいた過去 10 年間の火災事例の中には、病室という記載があるものや、延べ床面積がグループホームとは思えないほど広いものの記載が含まれていますが、これらは地元の消防署がグループホームと判断されたものに対する分析が行われているものであり、グループホーム・ケアホームとは異なるものも含まれていることを説明しておくべきではないでしょうか。

この火災事例が作成された平成 20 年 7 月 31 日時点のグループホーム・ケアホームの数については厚生労働省にご確認ください。

集計結果の中の「消防法違反の有無について」の取扱いですが、(6) 項の取扱いについては、自治体毎に対応が異なっているという実態があります。(6) 項への変更をしていなかったところは違反としている自治体と、違反としていない自治体があるということは、違反とするかしないかという基準がバラバラということですから、調査結果として出されている違反率は、統計学的に有効なものではありません。

この結果を資料として出すのであれば、少なくとも自治体によって違反の取扱い方がちがうことを明記しておくことが必要です。

また、「消防設備等の設置状況」および「防火管理等の状況」についても、同様です。

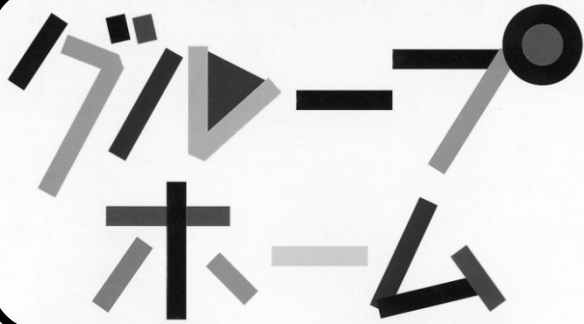
# 第3章

2008/12/08

日本グループホーム学会  
防災ユニット研究  
説明会・シンポジウム

---





## 日本グループホーム学会 説明会・シンポジウム

### グループホームにおける防火対策

2008年12月8日(月)

2009年4月、消防法施行令改正がいよいよ施行されます。

グループホームの防火対策、消防法施行令改正について、最新の情報をもとに考えましょう。  
当日は、消防庁・国土交通省(調整中)・厚生労働省(調整中)の担当者が質問に答えてくださいます。  
また、個別の相談会も設けます。

#### ■□ 第1部： グループホームの防火対策 / 消防法施行令Q&A □■

12:30 ~ 受付

13:00 ~ 15:30 日本財団ビル 大会議室 (会場の案内は、以下をご覧ください)

1 「グループホーム防火の『なぜ?』にこたえる」  
一慣れない法令にあなたもチャレンジしようー 講演 大西一嘉(神戸大学)

2 消防法施行令改定に向けた問題整理とQ&A(仮)  
消防庁予防課、国土交通省(調整中)、厚生労働省(調整中)より  
聞き手 鈴木義弘(大分大学)、大西一嘉(神戸大学)

\* 当日、質問したい方は、内容を事前に、下記事務局まで、メールかFAX等でお出しください。

#### ■□ 第2部： 個別相談会 □■

15:30~16:30 会議室3, 4号室において、相談のある方の個別相談をおこないます。

\* 会場に限りがあります。当日、個別相談を希望する方は、お名前と内容を事前に下記事務局まで、お申し込みください。

#### ■□ 会場・場所 日本財団ビル 2階 (〒107-8404 東京都港区赤坂1丁目2番2号)

地下鉄銀座線・虎ノ門駅3番出口徒歩5分 出口より前方、歩道橋の向こうに日本財団の看板が見えます。

- 【主催】 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会  
【参加対象】 都道府県、市町村行政の関係者およびグループホーム関係者 (定員:200名)  
【参加費】 無料 (本企画は、平成20年度厚労省障害者自立支援調査研究プロジェクトにより行っています)  
【参加申込について】  
(1)上記の参加申し込みや質問内容は、裏の用紙に必要事項をご記入のうえ、下記連絡先まで、メールか、Faxにてお申込下さい。必ず、全体会、個別相談ごとに明記ください。  
(2)申込締切日 平成20年12月5日(金)  
※申込者多数の場合は、受付順に定員となり次第締め切らせていただきます。  
定員オーバーのときのみ、申し込み2日以内に連絡します。連絡がないときには参加可能です。

連絡先 Fax 042-344-1889 E-Mail info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp  
日本グループホーム学会 事務局 (白梅学園大学 堀江研究室内)

日本GH学会 説明会・シンポジウム  
グループホームにおける防火対策  
**グループホーム防火の『なぜ?』にこたえる**  
一慣れない法令にあなたもチャレンジしよう

2008年12月8日(月) 13:00~14:00  
第1部 講演「グループホーム防火の『なぜ?』にこたえる」  
第2部 消防法施行令改定に向けた問題整理とQ&A

大西一嘉  
(神戸大学大学院工学研究科建築学専攻)

### 火災による死者発生理由

- ①発見の遅れ(就寝中、火災覚知設備の整備不良)
- ②避難誘導の遅れ(地区ベル鳴動の停止)
- ③介助スタッフ数不足、マンパワー(オーバーロード)
- ④自力避難困難者の逃げ遅れ(介助方法)
- ⑤窓や扉の施錠、段差のバリア(避難ルートが途絶)
- ⑥区画の不備による延焼拡大(構造的欠陥)

防火区画、防煙区画、安全区画

### ●消防法改正と小規模施設の防火対策検討の必要性

- 小規模な防火対象物で多数の人的被害を伴う重大火災が発生  
→消防法令上必要となる安全対策が十分か?
- 社会情勢の変化に伴い、新たな形態の施設が出現  
→建物利用の多様化・複雑化が進展し、建物の一部を従来想定しなかった形態で使用するケース
- 既存建物の転用  
→規制の緩い小規模な施設形態の増加により、消防機関において、管内の状況を把握しづらくなっている  
→消防行政と建築指導行政の連携の必要性

### 「雑居ビル」は危険がいっぱい 建築規制のゆるい「事務所」として 建設され、後に用途変更を繰り返す

●最近の主な小規模施設火災概要(風俗店)

発火日	施設名称	場所	用途: 建築部分(建物全体)	建物概要 (延べ面積)	消防用設備	負傷者数	死者数
H18.10.14	ソーランドアイドル	藤原市	(0) 東イ・ソーランド(2-3階) (複合用途対象物)	耐火A/O 199.43㎡ 893.26㎡	消火器 自動火災報知器 (全層設置済) 防煙区画 避難器具	6人	3人
H20.3.3	ファッションヘルスつづのイイ女	名古屋府	(2) 東ハ・ファッションヘルス(8階) (複合用途対象物)	耐火A/O 362.7㎡ 1355.0㎡	消火器 自動火災報知器 防煙区画 避難器具		3人
H20.4.28	エレガント・バス江戸城	札幌市	(0) 東イ・ソーランド	耐火A/O 87.2㎡ 400.58㎡	消火器 自動火災報知器 (全層設置済) 避難器具		3人

●最近の主な小規模施設火災概要(福祉系GH等)


発火日	施設名称	場所	用途: 建築部分(建物全体)	建物概要 (延べ面積)	消防用設備	負傷者数	死者数
H17.8.30	あかし学園	岡山府	(8) 日・知的障害者施設	耐火A/O 391㎡ 823㎡	消火器 自動火災報知器 防煙区画 避難器具	2人	1人
H17.7.8	ぼっぴんらぶ監獄	高槻府	(8) 日・精神障害者自立支援施設	耐火1/A 89㎡ 89㎡	消火器	1人	1人
H18.1.8	中野もぎの風	大分府	(8) 福口・認知症高齢者GH	木造1/A 278.1㎡ 304.2㎡ 108.88㎡	消火器 自動火災報知器	3人	7人

「GH, CH」に使う住宅の火災危険は、もともと高い  
建築規制のゆるい「住宅」(戸建、共同住宅)として建設されたものを使用

共同住宅として使用)		延べ面積	消防用設備	負傷者数	死者数
H20.8.20	ハイムDむらり	188.89㎡ 317.38㎡	消火器 自動火災報知器	1人	3人

### 住宅火災による死者数は建物火災による死者の89.6% (H16年度)

- 死者の約6割が「逃げ遅れ」
- 死者の4割が「夜間(22時~6時)火災」
- 住宅防火対策の柱は火災の早期発見  
⇒住宅用火災警報器の設置義務付け  
(新築住宅...平成18年6月1日から)  
寝室と階段
- やすらぎの里「さくら館」も  
ハイム「ひまわり」も、  
火災報知器(警報機)の設置なし




### グループホーム火災安全対策の現状

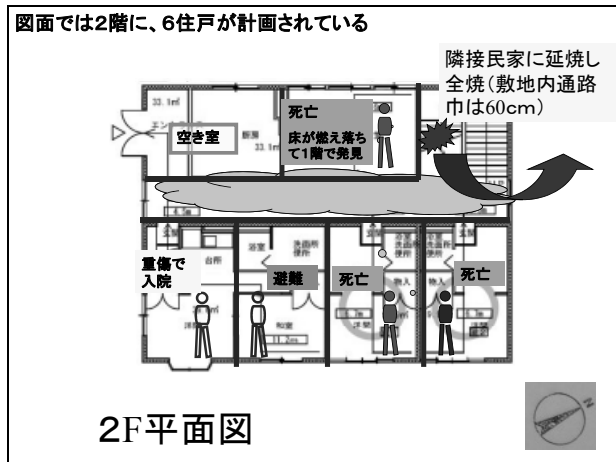
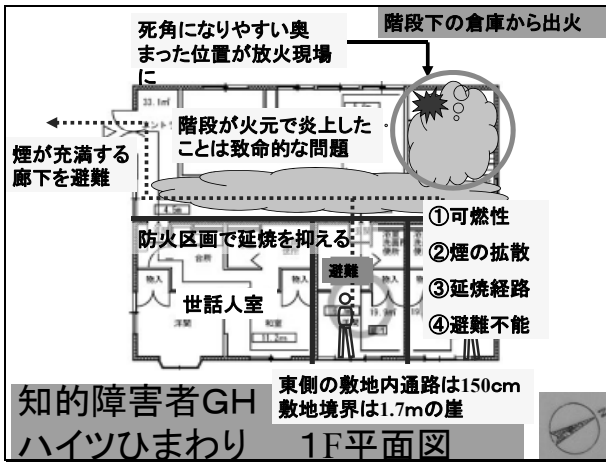
- GHは、認知症高齢者や障害者の地域の居住の場として急増中。認知症高齢者GHは8500ヶ所、障害者GHは6500ヶ所を超えている。
- 平成18年1月8日、長崎県大村市で死者7人を出した認知症高齢者GH火災、平成20年6月20日、神奈川県綾瀬市で死者3人を出した知的障害者GH火災は、いずれも深夜に発生しており、地域で集まって暮らす高齢者や障害者の、安全をどう守るかという課題を浮き彫りに。
- 個別ニーズに合ったサービス提供が可能である反面、入居者の特性・狭い空間・限られた職員によるサービス、様々な運営主体等、安全面に対する不安要素を内包しており十分な防火体制にない。

### 「やすらぎの里さくら館」火災の概要

●問題点

- ・当直職員が夜勤中に個室にこもっていた(規則違反)
- ・通報に手間取った
- ・立地が人里から離れ近隣の手助けがなかった
- ・消火栓が遠かったが、開設以来消防署と連絡をとったことがない
- ・避難訓練の未実施
- ・防災カーテンや防災絨毯など防災物品(義務付けられている)の知識が皆無
- ・火災報知設備や消防署への通報設備がない





### 火災事例から見えてきた課題

- (1) スタッフの勤務体制  
夜間支援のありかたと職員配置
- (2) 建物の基本的安全性能  
⇒ 法制度上のGHの位置づけ  
「社会福祉施設」と同等でよいのか？  
「共同住宅、寄宿舎」と同等でよいのか？  
「一般専用住宅」と同等でよいのか？
- (3) GHの防災安全システムが不在
  - ① GH設立時の事業者向け防災アセスメントシステム (立地や設備の安全性を相談、評価する所は？)
  - ② GHスタッフ向け研修方法  
地域で起こりうるリスクに備える
  - ③ 入居者自身のための学習方法、教材開発  
多様なリスクから身を守る方法を身につける

### GH防火対策の基本方針

- 防災設備による初期対応能力の補完機能  
スタッフ数の不足を、通報設備、初期消火設備などの充実で可能な限りカバー (住宅用スプリンクラー)
- 出火、延焼対策の信頼性向上 (ハードとソフトの連携)  
内装や構造などのハード面での出火、延焼対策充実により、入所者や介助者へのソフト面での避難対策における過大な負担や責任を軽減する
- 災害弱者のフルプルーフ性向上  
知覚、判断、行動能力に応じた、警報、伝達、避難誘導システムを構築

### <特定防火対象物>

#### 現在の 消防法施行令 別表第1 6項(ロ)

- 認知症高齢者グループホーム
- 障害者ケアホーム(共同生活介護)に限る
- 老人短期入居施設
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 救護施設、乳児院、知的障害児施設 など

(注) 障害者グループホーム(共同生活援助)は5項(ロ)の防火対象物または一般の住宅に分類される自治体が多かったが、綾瀬のGH火災以降、6項(ロ)に分類すべきという消防庁見解が示された。

### 消防法施行令の見直しと背景

平成19年6月13日 公布  
(社会福祉施設等) 特定防火対象物 別表第1 6項(ロ)

- 認知症高齢者グループホーム
- 障害者ケアホーム(共同生活介護)  
(重度の障害者を一定以上(区分4以上が8割)抱える場合)
- 老人短期入居施設
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 救護施設、乳児院、障害児施設 など

⇒ どう判断する？

(注) 障害者グループホーム(共同生活援助)は(6)項ハに分類され、(5)項ロから現在の(6)項ロ並の規制

別表第1におけるGH等の用途分類  
平成21年3月まで

改正後(6)項

現行(5)項と(6)項

区分	名称	用途
イ	病院、診療所、助産所	特定
ロ	「 <b>認知症高齢者グループホーム</b> 」 ・老人短期入居施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(全てとして要介護状態にある者を入所させるものに限定)、介護老人保健施設 ・救護施設 ・乳児院 ・知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く)、聴覚障害児施設(通所施設を除く)、盲ろうあ児施設(通所施設を除く) ・老人短期入居事業又は特別養護老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(全てとして要介護状態にある者を入所させるものに限定) ・「 <b>自力避難困難者が入所する社会福祉施設</b> 」以外の自立生活施設 ・老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(全てとして要介護状態にある者を入所させるものに限定) ・更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児童養護施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る) ・肢体不自由児施設(通所施設に限る)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童養護施設 ・障害者受容施設(全てとして障害者が単身者を入居するものに限定) ・老人福祉施設、老人ホーム、老人短期入居施設、老人短期入居施設(第五項に規定する老人デイサービス事業もしくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設) ・障害者グループホーム(共同生活援助)は(6)項ハに分類される	特定
ハ	幼稚園、小学校、中学校、養護学校	特定

平成21年4月から(6)項に移り、ロもしくはは、新設されたハの分類に属する。

### 消防法施行令の改正概要表

(平成19年6月13日改正、平成21年4月1日施行)

項目	代替措置の検討	既存建築物の猶予期間	改正後		
			現行	6項(ロ)	6項(ハ)
防火管理者の選任(収容人員)	—	—	30人以上	10人以上	30人以上
スプリンクラー	(基準の小規模特例あり) 水道連結型簡易SPの採用	—	1000㎡以上*	275㎡以上(但し100㎡以下で防火区画がある建築物は除く)	1000㎡以上*
自動火災報知設備	(連動型住宅用火災警報機の小規模特例を検討中)	H24.3.31迄(3年間)	300㎡以上	—	300㎡以上
設備設置の際の消防機関の検査	—	—	—	すべて	—
消防機関へ通報する火災報知設備	(緊急通報装置の流用の小規模特例を検討中)	—	500㎡以上	—	500㎡以上
消火器具	—	H22.3.31迄(1年間)	150㎡以上	—	150㎡以上
誘導灯	—	—	—	すべて	—
漏電火災報知設備(ラスマルタのみ)	—	—	—	300㎡以上	—
屋内消火栓設備	—	—	—	700㎡以上	—
屋外消火栓設備	—	—	—	3,000㎡以上	—

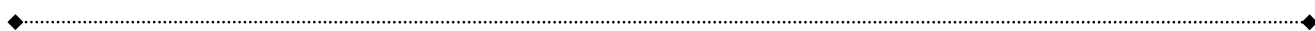




# 第4章

グループホームの防火対策  
Q&A 第2版

～現場からの疑問に  
答えます！～



# グループホームの 防火対策 Q&A

～現場からの疑問に答えます!～

厚生労働省平成20年度障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「障害者グループホーム・ケアホームの災害支援体制作りに関するあるべき水準と課題に関する提言検討」

## ごあいさつ

本冊子は、グループホーム運営の現場が抱える疑問や課題に対して、本学会の研究班「防災ユニット」が検討し、答えをまとめたものです。全国の障害福祉関係、消防・防災関係機関に1万2000部お送りしています。

今後、2009年4月に向けた消防法施行令の改正など、これから明らかになることもあります。

最新の情報は、本学会ホームページにて順次掲載していきますのでご活用下さい。

なお、本冊子の問い合わせは、防災ユニット専用アドレス [info-bosai-gh@shiraume.ac.jp](mailto:info-bosai-gh@shiraume.ac.jp) をお願いします。

[www.gh-gakkai.com](http://www.gh-gakkai.com)



Click!!





## はじめに

2006年1月の長崎県大村市の認知章高齢者グループホーム「やすらぎの里」の大惨事を受けて消防法施行令が改正され、2009年4月から実施となります。2008年6月の神奈川県綾瀬市の障害者グループホーム「ハイムひまわり」の火災はまだ記憶に新しいところですが、グループホーム学会では、この火災の後、グループホーム関係者、建築関係者、防災関係者、行政関係者等が集まって防災ユニットを立ち上げました。

グループホームの火災で命を失った入居者の方々に私たちができることは、これらの火災を教訓として生かし、二度とグループホームでこのような惨事を起こさないための取り組みを続けていくことだと考えてきました。

しかし、多くのグループホーム関係者には正しい知識や情報が届いてない状況にあり、消防法施行令改正にどう対応しているのかわからず混乱していること、また、多くの福祉部局の担当者や消防関係の担当者、建築行政の担当者も、お互いのことをよく理解できていない状況にあり、グループホームの混乱は続いています。

平成20年12月8日の説明会で配布した「グループホームの防火対策（暫定版）」を改訂し新しい情報も一部追加して、「グループホームの防火対策 Q&A（第2版）～現場からの質問～」を作成いたしました。

ここに書かれている内容ではっきりしてきたこともありますが、まだ検討中であつたり、不明確な箇所もありますが、とにかく、今わかっていることと、現時点では未解決でこの先検討していく必要があること等を整理するという意味で、第2版として作成しました。さらに今後の新しい情報は、グループホーム学会のホームページにてお知らせしますので、こちらをあわせて見ていただければと思います。

<http://www.gh-gakkai.com/index.html>

これらの取り組みを通して、消防法施行令改正に振り回されるのではなく、本来の重要課題である「グループホームの防火について何をしていけばいいのか」ということを考えていただければと思います。

なお、グループホーム学会としては、今後、①入居者に火災から身を守ることを伝える方法、②消防関係者に障害者のことを理解していただく取り組み、③グループホームを設置する前に防火について相談できる窓口を設け、運営者への事前研修をおこなう等の取り組み等を進めることが必要と考えています。

2009年1月

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会



# 目次

<b>① 入居者を火災から守るための備え</b> .....	6
Q1-1 グループホームの防火について、どう考えればいいのでしょうか。 .....	6
Q1-2 グループホームを火災から守るためには、どのような備えが必要でしょうか。 .....	6
Q1-3 知的障害のある人たちの避難訓練で注意すべきことはありますか。 .....	6
Q1-4 過去の事例から火災時の行動において知的障害者にはどんな傾向が見られるのか教えてください。 .....	6
Q1-5 喫煙者への有効な対策はあるのでしょうか。 .....	7
Q1-6 様々な障害がある人でも安全に避難できるノウハウを教えてください。 .....	7
Q1-7 援助者が、歩けない人や緊急時に歩けなくなった人を抱えて移動できるような道具や工夫等 はありますか。 .....	7
Q1-8 グループホームの防火に関係する法律にはどのようなものがありますか。 .....	8
Q1-9 建築基準法および消防法でいう用途というのはそれぞれどのようなものですか。 .....	8
Q1-10 建築基準法上の用途と消防法上の用途は一致しなくてはならないのですか。 .....	9
Q1-11 グループホームは建築基準法上の用途変更（共同住宅・寄宿舍）も必要ですか。 .....	9
<b>② 建築基準法について</b> .....	10
Q2-1 寄宿舍や共同住宅と普通の住宅とは何が違うのでしょうか。 .....	10
Q2-2 一戸建ての一般住宅を借りてグループホームを始めたいと考えています。住宅のままではダメ なのではないでしょうか。寄宿舍や共同住宅として用途の変更が必要になるのですか。 .....	10
Q2-3 耐火建築物、準耐火建築物といわれるものはどのような建物なのでしょうか。耐火構造、準耐 火構造とは何ですか。共同住宅だと、準耐火構造への改修が必要になるのでしょうか。 .....	10
Q2-4 不燃材料とはどのようなものをいうのでしょうか.....	10
Q2-5 現実的な改修方法はあるのでしょうか.....	11
Q2-6 条例で敷地内通路など他の条件でも違反項目が続出し、グループホームが立ち行かなくなる のではないのでしょうか。 .....	11
<b>③ 消防法について</b> .....	13
Q3-1 消防法施行令改正によってグループホームはどう変化するのですか。 .....	13
Q3-2 防火対象物とは何ですか。ピンと来ないのですが。 .....	13
Q3-3 複合用途とはどういう状況をあらわしている言葉なのですか。 .....	13
Q3-4 消防用設備とは、どのようなものをいうのですか。 .....	14
Q3-5 消防用設備はどこで取り扱っているのでしょうか。だれでも設置できるのでしょうか。 .....	14
Q3-6 法律で定められた消防用設備と、そうでないものとをわかりやすく説明してください。 .....	14
Q3-7 義務づけられていない消防用の機器にはどのようなものがあるのでしょうか。 .....	14
Q3-8 消防設備は、いざという時に本当に作動すると信じられるのでしょうか。どうしておけば、	

作動すると信じて良い状態にあると言えるのでしょうか。 .....	14
Q3-9 消防用設備の定期点検はすべての設備に必要なのでしょうか。 .....	15
Q3-10 建築物に必要な定期点検は、消防設備点検以外にどんな制度がありますか。 .....	15
Q3-11 防火管理者の役割について教えてください。 .....	16
Q3-12 マンションにグループホームを設置すると複合用途防火対象物とみなされるのでしょうか。 .....	17
Q3-13 現在の自立支援法のもとで、障害のある人が結婚して二人で暮らしている状態をグループホーム事業として援助している場合でも、「住宅」ではなく「社会福祉施設」にみなされますか。 .....	17

## **4** 消防設備について .....

(1) 消火器 .....	18
Q4-1 消火器について教えてください。 .....	18
Q4-2 消火器の設置義務があるのは、どのような場合ですか。 .....	18
Q4-3 知的障害者でも使える消火器はないのでしょうか。 .....	19
Q4-4 非力な者にとって消火器を片手で操作するのは重すぎますが、軽いものはないのでしょうか。 .....	19
Q4-5 消火器の耐用年数とメンテナンスについて教えてください。 .....	19
(2) 誘導灯 .....	19
Q4-6 誘導灯というのはどういうものなのでしょうか。 .....	19
Q4-7 誘導灯はどのような場合に義務づけられるのでしょうか。 .....	20
Q4-8 誘導灯以外のものに対応することはできないのでしょうか。 .....	20
Q4-9 なぜ利用する人が決まっている小さな民家を改造したグループホームにも「誘導灯」や「非常誘導標識」が必要とされるのでしょうか。 .....	20
Q4-10 「誘導灯」と「誘導標識」の違いを教えてください。「誘導標識」はどのような場合に使用されるのでしょうか。 .....	20
(3) 防災物品 .....	20
Q4-11 防災物品とは、どのようなものを言うのですか。 .....	20
Q4-12 防災物品や難燃製品は、どう見分けるのですか。 .....	21
Q4-13 防災物品はどのような場合に義務づけられるのですか。 .....	21
Q4-14 防災物品の導入にはどのような効果があるのですか。 .....	21
Q4-15 カーペットの防災化は効果がありますか。 .....	21
Q4-16 カーテンの防災化をと言われますが、寝具やねまき、エプロン等身につけている物を防災化の方が重要なのではないですか。 .....	21
Q4-17 木綿のれんの取り外しを指示されましたが、愛着のあるのれんを使うのがなぜいけないのでしょうか。 .....	21
Q4-18 防災製品とクリーニング店などで防災処理したものとの防災効果に違いはないのですか。 .....	22
Q4-19 防災製品はどのようなお店で取り扱っているのですか。 .....	22

Q4-20	防災製品を取り入れることで、どのくらい避難時間が確保され、安全性が増すのですか。 .22	22
	(4) 自動火災報知設備(自火報)について.....	22
Q4-21	自動火災報知設備というのはどのようなものなのですか。 .....	22
Q4-22	自動火災報知設備というのはどのような場合に義務づけられるのですか。 .....	23
Q4-23	住宅用火災警報器と自動火災報知設備との違いはどんな点ですか。 .....	23
Q4-24	検討中の簡易型の自動火災報知設備とはどのようなものですか。 .....	23
Q4-25	自動火災報知設備(自火報)の代わりに、安価な住宅用火災警報器でもよいのですか。 ....	24
Q4-26	自動火災報知設備(自火報)の代わりに簡易型の場合は、有線式・無線式どちらでも大丈夫なのですか。 .....	24
Q4-27	自火報設置免除の特例を分かりやすく整理できないでしょうか。 .....	24
Q4-28	火災報知設備を、建物内だけでなく玄関先や隣近所の家につけさせてもらえば、近隣から早く救助に来てもらえるのではないですか。 .....	25
Q4-29	知的障害者は現在の警報音を正しく理解できるのでしょうか。 .....	25
	(5) 火災通報装置について.....	25
Q4-30	火災通報装置というのは、どのようなものなのですか。 .....	25
Q4-31	火災通報装置というのは、どのような場合に義務付けられているのですか。 .....	25
Q4-32	火災通報装置(火通)の代わりに、自動火災報知設備(自火報)や簡易型自動火災報知設備の信号で自動的に消防署へ通報させてもよいのですか。 .....	26
Q4-33	火災通報装置(火通)の代わりにワンタッチ式の緊急電話装置でもよいのですか。 .....	26
Q4-34	火災通報装置(火通)の代わりに、民間警備会社の通報システムで消防へ連絡する方法でもよいのでしょうか。 .....	26
	(6) スプリンクラーについて.....	26
Q4-35	一般用のスプリンクラー設備というのは、どのようなものですか。 .....	27
Q4-36	住宅用スプリンクラー設備というのは、どのようなものですか。 .....	27
Q4-37	「自動消火装置」と呼ばれるものは、住宅用スプリンクラーの代わりにはなりませんか。 .27	27
Q4-38	一般用と特定型のスプリンクラー設備の設置義務について教えてください。 .....	27
Q4-39	住宅用スプリンクラー設備(水道管連結型)で、必要水圧が確保できないのはどんな場合ですか。 .....	28
Q4-40	住宅用スプリンクラー設備(水道管連結型)で、水圧が確保できなくなった(スプリンクラーの性能が落ちる)時はどうなるのでしょうか。 どうやってそのことを知らせてくれるのですか。 ....	28
Q4-41	水道の塩化ビニール配管だと火災時に熱で融けないか心配です。 .....	29
Q4-42	寒冷地での凍結対策や、温暖地でも急に冷え込んだ夜は大丈夫なのですか。 .....	29
Q4-43	湿式と乾式の違いは何ですか。 .....	30
Q4-44	スプリンクラーが誤作動して建物(部屋)が水浸しになったりしませんか。 その場合、その後の建物(部屋)の水損は、拭けば済むような状態なのですか。 .....	30
Q4-45	地震の揺れなどで間違っって放水し水浸しにならないのですか。 .....	30
Q4-46	住宅用スプリンクラーによる消火効果のビデオを見ました。きちんと火が消えていませんで	

したが、本当に役に立つのでしょうか。 .....	31
<b>Q4-47</b> スプリンクラーは火が燃えているところ（部屋）だけで作動するのですか。 .....	31
<b>Q4-48</b> 個人住宅を活用したグループホームでも、消防法改正による用途区分変更に伴い、建物の火災保険契約も事業用物件への変更が必要ですか？ .....	31
<b>Q4-49</b> 保険契約の判断を誤り、一般物件として加入すべきところを住宅物件のまま、万一火災や事故が発生した場合、保険金は支払われるのでしょうか？ .....	31
<b>Q4-50</b> 消防法改正に伴い設置を義務付けられたスプリンクラーの誤操作（誤って、スプリンクラーヘッドに物をぶつけた ETC.）で、建物・家財に水濡れ損害が発生した時は火災保険の支払い対象になりますか。 .....	31
<b>Q4-51</b> スプリンクラー設置免除の特例を分かりやすく整理できませんか。 .....	33
<b>⑤ 設備費助成について</b> .....	41
<b>Q5-1</b> 障害者グループホーム、ケアホームについて、消防法施行令改正にともなって義務化される消防設備にかかる費用の国の補助制度はあるのでしょうか。あるとしたらどのようなものがあるか教えてください。 .....	41
<b>Q5-2</b> 障害者グループホームの消防設備の国の補助制度は誰が申請し、受給できるのでしょうか。大家さんが設備を設置する場合でも助成されますか。 .....	41
<b>Q5-3</b> 国の補助制度は、6項（ハ）では義務化されていない消防設備であっても、助成対象となるのでしょうか。 .....	42
<b>Q5-4</b> 自治体によっては、建築基準法上「専用住宅」から「共同住宅」もしくは「寄宿舍」への用途変更を求めています。用途変更とそれに伴う改修を求められた場合、改修にかかる費用は助成されるのですか。 .....	42
<b>⑥ 建物契約・改修等をめぐる問題について</b> .....	42
<b>Q6-1</b> 設備設置後に賃貸契約を解約した場合、現状回復費用の国の補助はありますか。 .....	42
<b>Q6-2</b> 法改正が新規入居や既存のホームの追い出しを巡るトラブルに発展しないか心配です。 .....	42
<b>⑦ その他</b> .....	43
<b>Q7-1</b> 福祉分野で地域の住まいとされているグループホームを今さら施設と呼ぶのは納得がいきません。 .....	43
<b>Q7-2</b> 住宅用火災警報器の普及をなぜ米国並みにもっと強力で推進しないのですか。 .....	43
【参考資料】 消防法改正前後における消防用設備等設置規定の比較 .....	44
表1 現行の消防法施行令別表第一(6)項口から改正後の(6)項口へ変更の場合 .....	44
表2 現行の消防法施行令別表第一(5)項口から改正後の(6)項ハへ変更の場合 .....	45
表3 消防法施行令別表第1（現行） .....	46
表4 改正消防法施行令別表第1（平成19年6月13日公布、平成21年4月1日施行） .....	46



## Ⅲ 入居者を火災から守るための備え

### Q1-1 グループホームの防火について、どう考えればいいでしょうか。

一般に住まいとは人が生活し、就寝するための建物であり、グループホームについても通常の住宅に求められる防火対策の基本、すなわち①出火、②延焼拡大（火煙の鎮圧と区画）、③避難の各段階における防止対策を講じることが防火の原則です。その上でグループホーム入居者の特性（判断能力や行動能力などの危機対応能力）をふまえた対策とする必要があります。

[■建築関係者]

### Q1-2 グループホームを火災から守るためには、どのような備えが必要でしょうか。

出火、延焼、避難の3つの防火対策に対しては、空間環境、消防設備、防火管理という3つの観点で備えることが原則となります。

出火防止は火気管理が基本ですが、そのためには生活空間の整理整頓や、調理や喫煙など火気を扱う空間のそばに紙や布巾など燃えやすい物を安易に吊るしたり放置しない、あるいは他のゾーンと分離しておくこと。調理や喫煙は常に火災原因の上位なので、エネルギー源の電化や調理器具の見直し、寝タバコ（特に、飲酒後の寝タバコは危険）をしない生活習慣を身に付けることも出火防止に重要です。

延焼防止には消火・排煙により炎上した火災を抑制する方法と、部屋のゾーンごとに石膏ボード等の燃えない壁で隙間なく区画する方法があります。前者が消防設備対策、後者は空間環境対策と考えることができます。これら延焼防止対策によって、居室内で発生した火災が他のゾーンに広がることを一定時間抑止することができます。延焼への備えは、万が一うまく延焼防止できずに燃え広がった場合でも、出火に気づいて避難を終えるまでの余裕時間を増やす意義があります。

避難対策では、早期覚知・早期誘導と共に、人間の行動原則に合致した計画が必要です。自動火災報知器（警報機）の設置や二方向避難の原則は特に有効です。小規模な建物で階段が1つしかない場合、上層階でもバルコニーや避難器具があればいざというときに脱出でき、逃げ遅れによる被害を軽減させます。一連の火災対応を援助する世話人の人数や配置の多寡は、自力で対応が困難な障害者が生活する場では重要でしょう。

[■建築関係者]

### Q1-3 知的障害のある人たちの避難訓練で注意すべきことはありますか。

「訓練どおりに行動する」、という過度の適応の結果、避難訓練後「解散して部屋に戻る」という日常行為と訓練の区別がつかず、火災時に避難誘導後またトコトコと部屋に戻ってしまう人が出てきます。訓練が終われば近くの公園に行けばしばらく過ごす等、「避難した後は安易に部屋に戻らない」事を認識してもらう訓練上の工夫も必要です。

建物の屋外に避難した場合、避難者が建物内に戻る世話人に付いて行かないよう工事用の三角コーンとバーやトラロープ等で囲って、待機場所をわかりやすく指定するといった工夫をしているところもあります。

[■建築関係者]

### Q1-4 過去の事例から火災時の行動において知的障害者にはどんな傾向が見られるのか教えてください。

緊張して動かなくなる。興奮して他人の言うこと（避難指示）を聞かなくなる。物に執着して火災の中を構わずに部屋へ取りに戻ってしまう。睡眠薬を服用していると、寝ぼけてしまう、声をかけても起きないなど。通常の人にも見られる行動で、知的障害者だけに特有だとは言いきれませんが、過去の事例ではこういった報告がされています。

[■建築関係者]

### Q1-5 喫煙者への有効な対策はあるのでしょうか。

個人が生活する空間を対象として消防法令により直接に喫煙行為を一律に規制することは適当ではないと考えており、施設の実態等に応じて、防火管理者を中心として喫煙場所を一定の場所に限定するなど、日常の防火管理業務の中で適切に対応していただくべきものと考えています。

[■消防庁パブコメより]

ソフト面：入居者への教育（繰り返し）、職員による巡回や引率、灰皿の交換や水張り、可燃物等の撤去、喫煙時間の固定化

ハード面：喫煙場所等の固定化、喫煙場所内の不燃化

[■行政関係者]

夜間に、お酒を飲んで、寝床でタバコを吸うのは、最も危険ですので、やめましょう

[■建築関係者]

特効薬になる対策はないと思います。

よく「喫煙の場所を限定している」や「喫煙を禁止している」という話を聞きますが、力で押さえる方法は、隠れてやることを助長するおそれもあります。喫煙場所として、無理のない場所を用意できるグループホームなら良いですが、居室以外で喫煙場所を設けることが難しいホームも多いでしょう。寒い冬にベランダや外で吸う事を約束したとしても、それをきちんと守る事は困難でしょう。

欠かせない対策は、入居者自身に火災とタバコのつながりとその事の重大さを分かってもらうこと。グループホームが燃えたら、その後どのような事態が起こるのか（一緒に暮らしている人、生活の場がなくなったらどうなるのか）をいつも一緒に話し合っておける関係と、理解できるように伝える伝え方の工夫ではないかと思います。

一方、部屋で吸ったとしても火災に至らないように部屋を整えることも大変重要な対策だと思います。（例えば、ベッドの上で吸うような事がおきないように部屋の家具等の配置を考える、どのような時間にタバコを吸うか等を聞き取り、動きと座る場所の配置等を考える、燃えない素材を整える等々）

特に就前薬を飲んでいる場合は、部屋をきちんと整えておくとともに、火災を覚知し避難できる設備を設置するなど態勢を整えておくことが重要と思われます。

[■福祉関係者]

### Q1-6 様々な障害がある人でも安全に避難できるノウハウを教えてください。

障害がある人の避難ノウハウを考えるには、様々な障害が出火、延焼、避難の各場面でどのように関係するかを知る必要があります。

障害により視聴覚が不自由であったり動作の巧緻性が低下したりしていると火災の発見や初期消火に失敗する確率が上がるので、代わりとなる自動火災報知設備や自動消火システムの導入が有効と考えられます。

判断能力や行動能力に障害があると円滑な避難が期待できませんので、避難介助できる人を配置するなどの支援体制の充実も求められます。

火災時の人間行動には日ごろの常識では説明がつかない特異な行動も見られるため、多くの火災事例からこうした傾向を読み取ることも必要でしょう。

[■建築関係者]

可搬型（介助型）階段昇降機の例



### Q1-7 援助者が、歩けない人や緊急時に歩けなくなった人を抱えて移動できるような道具や工夫等がありますか。

一般的には車いす、ストレッチャー、担架などの搬送器具があります。ただ、こういった器具は水平方向の移動には効果があっても、

上下方向の移動時には抱える必要が生じたり、階段を通れなかったりします。そのため、介助者に体力があれば「一人で背負う」「二人で腕を組んで抱える」方が有効なケースも多いものと思われます。

車椅子を載せて階段を下りたり、回転式滑り台を用いて搬送する器具などが開発されており、病院や特別養護老人ホームで採用されるケースがあります。また、手近にある「毛布」に着目して簡単な肩掛けバンドを付けて床を滑らせて運ぶ方法も消防局等で考案されています。いずれも介助者の習熟が必要となります。

[■建築関係者]

## Q1-8 グループホームの防火に関係する法律にはどのようなものがありますか。

代表的なものとして「消防法」と「建築基準法」「都市計画法」の3つの法律があります。

### ①消防法

目的：「火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」

グループホームの防火に関連するところでは火災の予防、早期の覚知、消火、避難、救助等に関して建物に整備すべき事項が定められています。具体的には、防火管理者の選任や、消防計画の作成、消防用設備の設置などとなります。

### ②建築基準法

目的：「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資すること」

グループホームの用途は、寄宿舍（キッチン、トイレや浴室等の住宅設備を共用する、一定規模以上の住まいの場合）か、共同住宅（玄関、廊下、階段は共用だが、一つの建物に住宅設備を専用に備える独立した複数住戸がある場合）と、みなされるケースが予想されます。防火に関しては、出火防止、延焼防止、避難等に関連して建物の作り方が定められ、用途分類ごとに規制内容があります。このように建物単位ごとに規制する事項を、「単体規定」と呼びます。

一方「集団規定」として【都市計画法】で定める地域地区ごとに建ててもよい建物の「用途」と「形態」を決めています。一般の専用住宅は建てることができても、寄宿舍や共同住宅の用途は建てることを制限される地域・地区がありますが、特に、地区計画制度で良好な環境を守るため、ワンルームマンション等を制限する目的で用途や形態を詳細に定めているケースでは、立地に影響が予想されます。

### ③都市計画法

都市計画法の「開発許可制度の見直しに係る改正」が施行されたことに伴い、従来は市街地調整区域で病院、福祉施設の建設に制約はありませんでしたが、平成19年11月30日以降に建設する場合、開発許可が必要となりました。ところで、障害者ケアホーム、グループホームや認知症グループホームを建設する際の建築基準法の「集団規定」において、消防法の用途区分を準用してグループホームを「福祉施設」として扱う自治体もあるため、開発許可が必要と判断、指導されるケースもあるようです。周辺住民と協議の上、地区計画で建設を認めてもらえば問題ありませんが、残念ながら社会福祉系の建物を迷惑施設と考える住民もおられるため、誤解を受けて建設反対運動の標的になってしまうと建設できませんし、地区計画が定められていない場所では地区計画を作るための手続きにより開設が大幅に遅れることも考えられます。

[■建築関係者]

## Q1-9 建築基準法および消防法でいう用途というのはそれぞれどういうものですか。

建築基準法では用途に応じて、建物のつくりや建設できる場所にきまりごとや制限を設けています。

代表的用途分類は建築基準法別表第1と別表第2です。

消防法では建物を「防火対象物」(Q3-1)という位置づけで、用途に応じて消防法施行令別表第1において分類しています。その分類に応じてQ1-8で述べたような事項を整備することになっています。

[■建築関係者]

#### Q1-10 建築基準法上の用途と消防法上の用途は一致しなくてはならないのですか。

一般的には一致することも多いですが、制定の趣旨が異なる法律なので、必ずしも一致するとは限りません。グループホームの場合、消防法上は規制が強化されて「特定防火対象物」(Q3-2)である社会福祉施設と同等の安全性が要求されることになりましたが、建築基準法上の用途分類と一致する必要はないと思われま

す。建築基準法の規定は建築基準法上の用途が適用され、消防法の規定は消防法上の用途が適用されま

[■建築関係者]

#### Q1-11 グループホームは建築基準法上の用途変更(共同住宅・寄宿舍)も必要ですか。

個々のグループホームの建築基準法の適用については、建築基準法の執行を担っている特定行政庁(市や都道府県の建築指導部局)が判断しています。

建築基準法の執行については、各自治体が実施することになっており、例えば、用途変更が必要かどうかについても実態に即して個別に各自治体において判断することになっています。

[■行政関係者]

新しく建設される建物を対象としては、長崎県大村市のやすらぎの里の火災を契機に、「日本建築行政会議(下記注)」において「グループホーム」の用途上の取り扱いが検討されていますが、認知症高齢者グループホームを念頭においているため、同じグループホームでも状況が違う障害者グループホームやケアホームとの違いが十分に認識されていないように思われます。

一般にグループホームは住宅の類であるとされつつも、廊下・階段等の共用部分を持ち、各住戸が独立する場合には共同住宅、住宅設備も共用し部屋数が多い場合は寄宿舍として取り扱うケースが多いようです。

現状では、今あるグループホームについては、用途変更を必要としないが、これから新築・増改築する場合、新たにグループホームを設置する場合は用途変更を必要としている自治体もあります。特に既存の住宅を使用した小規模なものが多い障害者のグループホームについては、「住宅」から「寄宿舍」への用途変更を指摘されても建築基準法に定められた区画等の要件を満たすことが困難であり、グループホームの設置・存続に大きな影響を与えることになりかねませんので、障害者が住まいを失うことがおきないように、その対応は慎重におこなってほしいと思います。

注：行政や指定確認検査機関で建築確認に携わる建築主事の業務を支援するために、法令解説書の発行や、判断が分かれる問題への質疑応答などの情報提供を行っている組織

[■福祉関係者]



## ② 建築基準法について

### Q2-1 寄宿舍や共同住宅と普通の住宅とは何が違うのでしょうか。

建築基準法において、専用住宅と共同住宅（下宿、寄宿舍、長屋を含む）の区分けの基準は、「玄関が一つか、二つ以上か」「台所が共用か、各室にあるか」という生活の独立性の証左としての空間上の形態の違いが主な判断点です。

「家族のみ」あるいは「家族でない人が住んでいるか」という居住者間の血縁関係の違いにまで立ち入って判断することはありません。

[■建築関係者]

**Q2-2 一戸建ての一般住宅を借りてグループホームを始めたいと考えています。住宅のままではダメなのでしょうか。寄宿舍や共同住宅として用途の変更が必要になるのでしょうか。**

Q1-11にあるように、建築基準法の執行を担っているのは特定行政庁です。特定行政庁が寄宿舍あるいは共同住宅と判断すれば、規模にもよりますが、用途変更の手続きと法令に基づく整備が必要となります。しかし、グループホームについては、建築基準法上の規定はされておられません。日本建築行政会議では、認知症高齢者グループホームの取り扱いについて検討しているところであり、「部屋数が多い場合は寄宿舍、また各住戸が独立している場合は、共同住宅」との解釈をしているようです。

[■建築関係者]

**Q2-3 耐火建築物、準耐火建築物といわれるものはどういう建物なのでしょうか。耐火構造、準耐火構造とは何ですか。共同住宅だと、準耐火構造への改修が必要になるのでしょうか。**

耐火建築物は主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）を耐火構造とし、延焼の恐れのある部分の開口部を防火設備としたものをいいます。

準耐火建築物は主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根または階段）を準耐火構造とし、延焼の恐れのある部分の開口部を防火設備としたものをいいます。

準耐火建築物には上記の他、外壁を耐火構造とし、屋根を一定の防火性能を有する材料とするものや、主要構造部を不燃材料とし、外壁の延焼の恐れのある部分を防火構造、屋根を一定の防火性能を有する材料とするものなどもあります。

耐火構造とは通常の火災による加熱が加えられた場合、一定時間（1時間～2時間）、構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものをいいます。（部位によって求められている時間や性能に違いはあります）

準耐火構造とは通常の火災による加熱が加えられた場合、一定時間（45分）、構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものをいいます。（部位によって時間や性能に違いはあります）

[■建築関係者]

### Q2-4 不燃材料とはどういうものをいうのでしょうか

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱時間 20 分間、以下の3つの項目を満たす建築材料のことを不燃材料といいます。

- ① 燃焼しない
- ② 大きな変形やき裂などを生じない
- ③ 避難を妨げる有毒ガスや煙を発生しない

一般には、石・ガラス・コンクリートなどの材料が不燃材料に含まれます。

[■建築関係者]

## Q2-5 現実的な改修方法はあるのでしょうか

用途変更となれば、現在の法令・条例を満足することが必要となりますので、対応が出来ないとなれば用途変更はできません。つまり特定行政庁から求められた改修ができなければグループホームとして引き続いて利用することができなくなります。

[■建築関係者]

## Q2-6 条例で敷地内通路など他の条件でも違反項目が続出し、グループホームが立ち行かなくなるのではないのでしょうか。

既存の住宅を利用してグループホームを既に運営しているケースは、もし開設時に特定行政庁の建築確認と検査済証を受けていれば、その後に法的な取り扱いが変更されたとしても「既存不適格」な建物としてそのまま運営を継続できますので、開設済みのグループホームの運営に支障が出ることはないと考えて良いでしょう。しかし多くの住宅建物では新築時に検査済証を受けないまま使用しているケースが多いので、最終検査が終わっていないことを理由に、現時点での用途判断の適用を迫られることも考えに入れて行政判断を仰ぐ必要があります。

しかし、既存住宅を活用して新たにグループホームを開設する際の建築基準法上の取り扱いは、自治体によって異なります。グループホームをすべて「寄宿舍」「共同住宅」として取り扱っている場合には、建築基準法による住宅から寄宿舍・共同住宅への「用途変更」のための確認申請手続きを行い、新用途の規定に適合する為の改修・整備が必要となります。当然、既存家屋を増築したり、内・外部の構造に関わる大規模な模様替えを行う場合にも、確認申請が必要となります。

用途変更に伴い、必要となる改修・整備の内容については、敷地や道路の状況、既存家屋の構造（木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造等）・階数・面積・平面等によって大きく異なりますので、既存建物の図面などの資料を提示して所轄の確認申請窓口にご相談するのが間違いありませんが、多くの場合、建物の設計図や確認通知書・検査済証などの資料がない場合や、途中確認申請なしに増改築を行っている場合等もあり、現実には用途変更の為の確認申請が行えない場合も想定されます。

寄宿舍・共同住宅に用途変更する為に必要となる整備項目として考えられる点は、大きく分けて、①敷地形状・道路との関係、②建築主要構造部（床・壁・天井・階段）の防火構造、③居室・階段等の界壁の防火区画、④出口・廊下・階段・敷地内通路の避難通路の数・復員の確保の4点と言えます。

特に、共同住宅の安全確保のための上記項目については、建築基準法だけでなく、各自治体の建築基準条例等で細かく、且つ厳しく規定されており、特に①の敷地・道路の点は、改修で対応することは不可能だと思われまます。

また、②の主要構造部についても改修は不可能と思われまますが、グループホームの規模が大きいものでない限り、大掛かりな整備は必要ないと思われまます。

問題は③の防火区画の問題ですが、2階床や各居室界壁の防火区画などの改修を行えば、少なくとも数百万の改修費用が必要となりますが、この整備は実際の火災時には大きな防災効果が期待できることから、施工的な可能性と費用について、専門家に調査・見積もりを依頼し、慎重に検討する必要があります。

④の避難通路の確保の点は、実際に廊下や通路幅を広げたり、階段を設ける等の改修は不可能と思われまますが、二方向避難のために新たに出入口を新設したり、2階の居室に既製品のバルコニーを設ける等の整備は、費用対効果を考えると、安全・防災上の効果は非常に高く、検討に値する整備点と

考えられます。

以上のように、既存の一般住宅を共同住宅に用途変更し、グループホームとして利用するためには、かなり大掛かりな改修が必要となり、費用も手間もかかることが十分予想されます。しかし、単に費用をかけてグループホームに改修しても、それだけで入居者の安全・防災が確保されるわけでもありません。土地・建物の状態について慎重に確認を行い、改修内容・費用と、改修効果の比較検討を十分に行うことが重要と思われれます。

また、完全に法的な対応がクリアできない場合には、代替となる消防設備や器具類の整備や、防災・セキュリティ設備の導入など、総合的な安全対策を検討したうえで、少人数のグループホームを運営することもケースバイケースとして考えられると思います。

また、そのための入居人数の上限や支援体制、補足的防災対策・設備等について、緩和規定の検討も含めた各自治体の建築関連条例の運用が求められます。

[■福祉関係者]

### ③ 消防法について

#### Q3-1 消防法施行令改正によってグループホームはどう変化するのですか。

防火管理者の選任により責任体制が明確になること等により、一般に火災安全性は高まると考えていいでしょう。

一方、障害者グループホームで障害程度区分4以上が全体の8割以下のグループホームは(6)項ハとなるため、住宅に義務付けられていた「住宅用火災警報機」(「自動火災報知設備」の代替設備とは認められていない)が義務ではなくなります。また、(6)項ハとなる300m<sup>2</sup>以下の小規模グループホームであれば自動火災報知設備もスプリンクラー設備も不必要となります。

しかし、法令では義務ではないとしても施設の関係者に高い防火意識を持っていただくことが非常に重要であると考えられますので、自動火災報知設備などを自主的に設置していただくことが望ましいと考えられます。

[■建築関係者]

#### Q3-2 防火対象物とは何ですか。ピンと来ないのですが。

消防法では火災を防止するため法的規制の必要があるものを「防火対象物」と定め、消防法施行令の別表第一で、面積、収容人員に従って指定しています。中でも、不特定多数の人、あるいは自力避難が困難な人に利用されるものは、もし火災が発生した場合の被害が大きくなる危険性を勘案して消防法での安全対策が規定されています。

防火対象物は台帳に登録されて図面と共に各消防本部で管理されており、立ち入り検査等によって消防設備(ハード対策)と防火管理(ソフト面)の状況が把握され、万一の災害時には現場における消火、救助等の活動支援のための情報提供が迅速に行われます。また、日常時には法の規定に基づいて、公権力を行使した立ち入り検査が可能であり、消防職員の専門知識に基づいた欠陥の指摘と改善、改修の指示等が行われます。

一般の住宅等、防火対象物に含まれないもの(法改正前の戸建てタイプの障害者グループホームの多くが該当します)については、消防による立ち入り検査はできないため、実状の把握が不十分であり、事業者の防火管理等に大きな欠陥や問題があっても、助言以上の対応は困難でした。

消防法第2条は、「防火対象物とは、山林又は舟車、船きよもしくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属するものをいう。」と定義しており、建築物以外にも火災の可能性のあるもの(山火事、車両火災、船舶火災など)を対象に含みます。あくまで対象物の届出は申請者主義のため、用途が変更された場合の対応は十分でないと考えられます。

[■建築関係者]

#### Q3-3 複合用途とはどういう状況をあらわしている言葉なのですか。

平たく言うと「雑居ビル」ですが正式な用語ではなく、法律用語としては「複合用途防火対象物」と呼ばれ「防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。」と定義されています。

今回の消防法改正により、グループホームの用途区分が変わると、結果的にグループホームが入居している建物は共同住宅と違う用途が混在するものとみなされ、複合用途(雑居ビル)として取り扱われてしまいます。

新宿区歌舞伎町であった雑居ビル火災でも明らかなように、用途が違う空間が同居する建物では一体的な防火管理が行われにくく、出火、延焼、避難上の問題を多く抱えていることから法的な規制を厳しくする目的で、複合用途の考え方が生まれています。

複合用途防火対象物とは、政令で定める二以上の用途、つまり消防法施行令別表第1で分類されている用途が2以上含まれている防火対象物のことをいいます。

例えば、映画館のあるショッピングセンターの場合、映画館は消防法施行令別表第1の(1)項イに該

当します。ショッピングセンターは(4)項の「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場」に該当します。この場合、(1)項イと(4)項の異なる用途が存在するため、複合用途の扱いとなります。

[■建築関係者]

### Q3-4 消防用設備とは、どういうものをいうのですか。

一般的に、①消火設備（屋内消火栓、スプリンクラー、消火器など）、②警報設備（自動火災報知設備など）、③避難設備（誘導灯、避難はしごなど）等到大別されます。

[■建築関係者]

### Q3-5 消防用設備はどこで取り扱っているのでしょうか。だれでも設置できるのでしょうか。

法で定められた消防用設備（Q3-4）の整備・工事には消防設備士資格を持つ技術者が従事する必要があり、消防用設備専門のメーカーが、取り扱うことが一般的となります。維持管理にも基準が設けられ一定の信頼性が確保されているものと思われます。

[■建築関係者]

### Q3-6 法律で定められた消防用設備と、そうでないものとをわかりやすく説明してください。

消防法第17条で設置が求められるものを消防用設備と呼び、政令で基準が定められています。

法定設備ではなくても任意に消防安全上、ユーザーが選択して使用しているものは、維持管理も含めて、業界による自主基準にもとづいて自己責任の範囲内での設置運用となります。また効果が限定的である場合もあります。

[■建築関係者]

### Q3-7 義務づけられていない消防用の機器にはどのようなものがあるのでしょうか。

義務化の要件の有無というより、認証制度による鑑定、認定、評定、評価を受けているかどうか重要です。

認証されていない消防用機器（Q3-6）には、消防用、避難用などを中心にアイデア商品的なものが多数考案されていますが、効果が不十分、機能が限定されているなど機能面・耐久面・操作面で評価が定まっていない可能性があります。

比較的手軽な機器だと、感知機付き自動消火器があり、普通の消火器が壁に固定されているものと考えてください。ホースの先に熱感知センサーがついていて、火災による熱に反応してホースを伸ばし、火元に近づき、自動的に消火してくれるので、天ぷら油火災など目を離れたスキに出火した例などに有効です。喫煙場所の灰皿など、出火源がホースの届く範囲内に限定されているケースであれば役に立つと考えられます。離れた場所での火災だとセンサーが届きません。

消防用設備は、有資格者である消防設備士が工事にあたり、点検義務もありますが、認証されていない商品はあくまでメーカー側の自主基準に基づいて設置・維持されることから、商品の特徴と限界をよく理解した上で適切に使用する必要があります。

[■建築関係者]

### Q3-8 消防設備は、いざという時に本当に作動すると信じられるのでしょうか。どうし



ておけば、作動すると信じて良い状態にあると言えるのでしょうか。

上記の点検が適正に実施され、必要な保全が行われている場合には、設備や管理の信頼性が確保されていると考えられます。(Q3-5)

[■建築関係者]

### Q3-9 消防用設備の定期点検はすべての設備に必要なのでしょうか。

消防用設備等の点検及び報告は、消防法（第17条の3の3）に定められており、消防用設備等はすべて半年ごとに、消防法施行令第36条第2項に規定される防火対象物は消防設備士か消防設備点検資格者が点検し、消防関係告示に定める用紙に点検結果事項を記入し、消防署等に報告をする必要があります。

点検には、外観等を点検する「機器点検」（年1回）と機能的な面を点検する「総合点検」（年1回）があります。「機器点検」は、外観チェックや部位ごとの機能を確認するものです。

「総合点検」は消防用設備等を実際に作動させたり使用したりすることにより、総合的な機能を確認します。機器点検では確認することができない全体機能の確認を総合点検で行います。

点検内容は設備ごとに決められ、消火器で約40、屋内消火栓で75、火災報知器で74、一番多いスプリンクラーで107の項目を点検し、消防署等に提出する報告書（書式）を作成し、提出し、不備があれば改修をする必要があります。

報告書の提出は通常は毎年行いますが、工場、事務所、倉庫、共同住宅、駐車場等の特定の人を利用する用途の場合は3年ごと最新の総合点検の結果を所轄の消防署へ報告書を提出すればよいことになっています。

グループホームの場合、これまでは、「共同住宅・寄宿舍」として使っていた場合、3年に1回でよかった報告義務が、福祉施設並みに毎年報告することになるので注意が必要でしょう。

点検を依頼するには、通常は、消防設備士、消防設備点検資格者(火災予防に関する専門知識を有し、指定講習を修了した技術者)がいる消防設備業者に頼みます。

かかる費用は大きく分けて①点検費用と、②機器に不備があった場合の修理や更新費用、③消防署への報告書作成と提出代行費用、で構成されます。それぞれの段階で見積もりによって適正な金額かどうかを比較し検討してください。

設置が義務付けられていない消防用設備や防災機器を自主的に設置した場合、防火管理者の責任で自己点検するなり、同様の定期点検を受けるべきでしょう。問題があることが分かっている意図的に点検しなかった場合は、防火管理責任を問われる可能性があります。

[■建築関係者]

### Q3-10 建築物に必要な定期点検は、消防設備点検以外にどんな制度がありますか。

#### ① 防火対象物定期点検報告

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災等を受け、消防法が改正(平成14年4月26日)され新設された制度で、防火対象物点検資格者が1年ごとに防火対象物の点検を実施し、点検報告書を作成し報告する義務があります。

#### ② 建築物の定期報告制度

建築基準法第8条では、「建築物の所有者又は管理者は常に建築物を適法な状態に維持するように努めなければならない」と規定され、実効性を高める目的から昭和34年に特定の特種建築物に対する定期報告制度が設けられました。同じく第12条において、建物のオーナー等には1級・2級建築士または国土交通大臣が定める資格を有する者（通常は、建物を建設した建設会社や設計事務所に依頼する事が多い）に調査・検査を依頼し、結果を報告させる義務があるとされています。また、エレベーター

ターにおける死亡事故などが相次いだ事態を受けて、平成 20 年 4 月 1 日より、定期報告制度の内容がかわり、従来より詳細な報告が求められるようになりました。

調査・検査する項目は、建築物の防火、避難に関する事項が中心ですが、地震、台風、大雪に対する安全衛生面でも報告が必要です。建築設備（換気、排煙、非常用照明、給排水の各設備）と昇降機（エレベーターなど）については毎年の報告義務があります。また、特殊建築物等（階数が 5 以上で延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>を超える建物など→「建築基準法」による区分）については 3 年に一度の報告義務があります。

小規模な建物は、この報告制度の対象とはなりません。一定規模以上のマンションで、一部住戸を利用して運営するグループホームでは、「管理者」（マンション管理組合の理事長など）により専門業者に依頼して点検が行われています。

建築基準法において「寄宿舎」とみなされたグループホーム、ケアホームの場合、屋外階段を設けない建物だと、

①地階又は 4 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100m<sup>2</sup>を超えるもの、または

②3 階の当該用途部分の床面積合計が 300 m<sup>2</sup>を超えるものは 3 年ごとの定期点検報告があります。

[■建築関係者]

### Q3-11 防火管理者の役割について教えてください。

どういう場合に必要になるのでしょうか。だれが防火管理者になるのでしょうか。

管理権原者の下、消防計画を作成し、これに基づき、消防訓練や火気管理等を行います。また、消防設備が作動するかどうか日常的に定期点検し、適切に維持管理する役割や、他には、避難経路に不要な物品が置かれているなど不適切な使用実態を発見し、所有者などに改善を求める防火管理といった役割もあります。火災で死傷者が出た場合など、防火管理者の責任が問われ刑事訴追されるケースもあります。

「防火管理者」は消防法で収容人員に応じて選任義務が定められています。

特定防火対象物（災害弱者や、不特定多数を収容する建物→（Q3-2））は収容人数が 30 名以上、事務所は 50 名以上で、1 名以上選任しなければいけません。

防火管理者になるには各地の消防機関等が実施する資格取得講習会を受講する必要があり、甲種防火管理者で、12 時間以上、乙種防火管理者で、6 時間以上の講習時間が必要です。なお、新しい（6）項口で収容人員が 10 人以上の場合は、甲種防火管理者の選任義務があります。また、講習内容としては、①防火管理の重要性、②火気管理、③施設・設備の維持管理、④訓練、⑤教育、⑥消防計画、⑦防火管理者の責務、⑧共同防火管理、の各項目を学ばなければなりません。（→消防法施行規則第二条）

選任された防火管理者には責任も伴うことから、監督的な立場にある者に選任されるべきですが、現場の状況を把握できるとともに、できれば設備や建築の知識があり、防火上の問題を見つけたらオーナーや入居者に改善を指示できる立場の者がふさわしいでしょう。バックアップ施設である社会福祉法人の責任者や、障害者自立支援法に基づくサービス管理責任者などから選ばれるのではないのでしょうか。

よく似た名称で紛らわしく混同されるものに「火元責任者」がありますが、法律用語としては存在しません。消防の指導により「防火管理者」の補助者として、実情に応じ任命される事が多く、火元責任者の名札を部屋に付ける事で、当事者には防火上の責任意識を高める効果は期待できます。

[■建築関係者]

### Q3-12 マンションにグループホームを設置すると複合用途防火対象物とみなされるのでしょうか。

マンションの一部にグループホーム等がある場合、複合用途防火対象物とみなされるケースがあります。その場合、以下の2つが具体的なケースとして考えられます。

- ① (6)項ハに該当するグループホーム等の床面積の合計が、建物全体の延べ面積の10%以上又は300㎡以上の場合
- ② グループホーム等が消防法施行令別表第1(6)項ロに該当する場合

上記のケースについては、今年度の消防庁で開催している「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」にて、対応を検討しているところです。

[■消防庁]

「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」では、以下のような内容で検討が行われています。

共同住宅の一部にグループホーム、ケアホーム（(6)項ロまたはハ）を設置する場合、消防法上の用途区分が、共同住宅（(5)項ロ）から複合用途防火対象物（(16)項イ）に変更とみなされる場合があります。

まず、(6)項ロに該当する障害者ケアホーム等が共同住宅の一部に入居する場合は、すべて(16)項イの複合用途防火対象物とみなすのが適当であるとされています。

つぎに、(6)項ハに該当する障害者グループホーム等が共同住宅にある場合、グループホーム等の床面積の合計が、延床面積の10%未満かつ300㎡未満の場合は、「共同住宅の従属的な部分」として取り扱うことが出来るものとして建物全体を(5)項ロの共同住宅としてみなすのが適当であるとされています。

さらに、上記の(6)項ハに該当する障害者グループホーム等の床面積の合計が、延床面積の10%以上又は300㎡以上の場合は、(16)項イの複合用途防火対象物とみなされます。

これに伴って、自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置が10階以下にも新たに必要となると、他の一般住戸にも設置義務が及ぶケースが想定されますが、それではグループホームやケアホーム等の設置にあたって周囲の理解が得られなくなり、影響が大きくなることが予想されます。

一方、生活の場としてケアホーム等を見た場合、一般住戸と特段の違いがあるわけではなく、用途の複合化によって雑居ビルのような火災危険性が著しく増えるわけではありません。したがって、ケアホーム等の入所者の避難安全性さえ確保できるならば、複合用途への変更に伴う自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置義務が一般住戸にまで及ばないような特例措置が検討されています。

[■建築関係者]

### Q3-13 現在の自立支援法のもとで、障害のある人が結婚して二人で暮らしている状態をグループホーム事業として援助している場合でも、「住宅」ではなく「社会福祉施設」にみなされますか。

福祉部局から事業の認定等を受けて、グループホームとして運営している場合については、原則として社会福祉施設（(6)項）として取り扱うこととなりますが、実態に応じて個別に判断していくことも必要となります。この点に関して、今年度の消防庁で開催している「小規模施設に対応した防火対策に関する検討会」にて、対応を検討しているところです。

[■消防庁]



## ④ 消防設備について

### (1) 消火器

#### Q4-1 消火器について教えてください。

##### ①火を消す仕組み

ものが燃えるには、「①温度 ②酸素 ③燃える物 ④燃えつつける化学的連鎖反応」という4条件が揃うことが不可欠です。このうちのどれか1つでも無くせば、消火することが出来ます。例えば火のついたタバコに水をかけると、温度が下がる事で消火できます。タバコの火を押しつぶすと、燃える物がなくなり火が消えます。消火器は、触媒効果のある粉末や強化液を燃えているものに吹き付ける事により、連鎖反応を抑えて燃焼を抑制したり、酸素を遮断して消火する仕組みです。消火器の種類は、中の薬剤の違いで「粉末消火器」と「強化液消火器」に大別され、現在では手軽さから粉末型が主流を占めています(→Q4-5)。

しかし通常の粉末消火剤には冷却効果が無く、住宅で多発する「てんぷら油火災」のように高温で燃える場合はいったん炎がおさまっても、再度燃え上がる危険性があります。そこで最近では、燃焼の化学的な連鎖反応を止めると共に、冷却効果もある「酢」を主成分にした液体消火器も開発されています(→(株)宮田工業製)。粉末消火剤に比べて、使用後の後始末も楽で、アルミ製容器で重さも2kgと軽い(→Q4-4)ため、台所など室内での使用に向いていると思われ、今後、家庭用として普及する可能性があります。

一方、消火可能な物の種別によって、A・B・Cの記号がつけられ、Aは木材、紙、繊維などの普通火災、Bは灯油、ガソリンなどの油類の火災、Cは配電盤、コンセントなどの電気火災に対応しています。万能型消火器はABC型と呼ばれ、油火災から電気火災まで、一般家庭の初期消火用として幅広く対応出来ます。

##### ②消火器使用の注意点

消火器は、手軽で消火効果も高いですが、使用にあたり覚えておいて欲しい事として、第一に、放射時間があります。一般的な小型粉末消火器(10型消火器)で、放射時間が15~20秒であり、時間が長いタイプでも30秒程度と意外と短い点が挙げられます。第二に放射距離です。小型消火器で約4~5mなので、火元まで3m程度まで近づいてから、筒先を火元に向けて固定し放射する使用方法が望ましいのです。慣れない人は火炎の熱さに驚いて火元に十分近づかない内から放射を始めてしまうため、消火剤が届く距離に近づいた時には薬剤がなくなって消火できません。第三に、放射目標をはずさないことです。火元を見定めずに庭に散水するように筒先を振り回す結果、「火元を一気に薬剤で覆う」という消火器本来の正しい使い方ができず、消火しきれない失敗例が後を絶ちません。狭い台所等で火元から離れた場所で放射すると、粉末が一気に部屋中に広がるために視界が真っ白になり、肝心の火元の位置が分からなくなってしまいう事、という失敗例もあります。

[■建築関係者]

#### Q4-2 消火器の設置義務があるのは、どのような場合ですか。

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設((6)項ロ)は規模に関係なく設置。社会福祉施設((6)項ハ)は延べ面積が150㎡以上の場合設置。これとは別に地階、無窓階(地上階で消防活動上必要な大きさの開口部のない階)又は3階以上の階で、床面積が50㎡以上のものは設置が必要です。

[■建築関係者]

### Q4-3 知的障害者でも使える消火器はないでしょうか。

本人の障害の程度により適確に消火器を使用できるか否か左右されます。

「消火器」は国家検定品で、法令に基づいて規格が定められております。スプレータイプ等の「消火具」とは異なり、現状の機能を変えるのは難しいと思われれます。法定の消火器を設置していれば、独自のタイプの消火具を自主的に追加設置することは差し支えありません。

[■防災企業関係者]

### Q4-4 非力な者にとって消火器を片手で操作するのは重すぎますが、軽いものはないのでしょうか。

一般的に法令によって設置されている消火器は10型が最も普及していると言われ、総重量が約5kgあり使用にあたり重さがネックになりますが、小型のタイプで3型（総重量：約2.1kg）、4型（総重量：約2.45kg）などもあり、必要に応じて備えるのも一つの方法かと思われれます。

[■防災企業関係者]

重たくて操作ができない場合、小型で操作できる消火器を複数用意し、複数人で使用するのも一つの方法です。

また重さだけでなく、ハンドルを握って放射するため、握力が弱い高齢者や障害者では使いづらいこともあるので訓練時に一度、使い方を体験しておく事が必要です。

エアゾール式簡易消火具というスプレー式の器具も台所用として販売されていますが、消防用設備ではありません（Q3-7、Q4-3）。

[■建築関係者]

### Q4-5 消火器の耐用年数とメンテナンスについて教えてください。

消火器容器本体：8年（PL法に基づき各メーカーが有効期限を設定）、消火器粉末：5年（消火器工業会にて交換を指導）

[■行政関係者]

一般に設置されている消火器には、「粉末消火器」又は「強化液消火器」があります。市場シェアでは「粉末消火器」が、9割以上を占めております。

双方とも容器は8年、薬剤は5年を目途に交換する事となります。

消防法に基づき設置されている消火器は半年ごとに機器点検の必要があります。（点検の結果、使用に耐えないと判断された場合、期限前でも交換が必要となります。）

[■防災企業関係者]

## （2）誘導灯

### Q4-6 誘導灯というのはどういうものでしょうか。

誘導灯とは火災時等に避難する方向を示した停電時にも作動する照明器具で、1階の出入口や階段の扉近くに設ける避難口誘導灯と、廊下に設ける通路誘導灯があります。

[■建築関係者]

#### Q4-7 誘導灯はどのような場合に義務づけられるのでしょうか。

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設（6項）は規模に関係なく全て設置しなくてはなりません。但し、見通しが良くて一定の歩行距離以内である部分については免除できる場合があります。

[■建築関係者]

#### Q4-8 誘導灯以外のもので対応することはできないのでしょうか。

誘導灯の代替措置はありません。Q4-7のように設置免除できる部分がある場合はあります。

[■建築関係者]

#### Q4-9 なぜ利用する人が決まっている小さな民家を改造したグループホームにも「誘導灯」や「非常誘導標識」が必要とされるのでしょうか。

グループホームは、消防法施行令別表第1に規定する用途が(6)項ロ又は(6)項ハになり、消防法の取り扱い上、特定用途防火対象物になります。

「誘導灯」及び「誘導標識」の設置にあつては、「特定用途防火対象物」は、面積や規模に関係なく設置が義務になるため、小さな民家を改造したグループホームにも設置が義務になります。

ただし、施設の規模や出入口が見渡せる状況など、施設の実態に応じて免除できる場合があります。

[■行政関係者]

#### Q4-10 「誘導灯」と「誘導標識」の違いを教えてください。「誘導標識」はどのような場合に使用されるのでしょうか。

一般的に、「誘導灯」は光源のあるもので、「誘導標識」は光源のないものとなります。「誘導標識」は避難口である旨又は避難の方向を明示した緑色の標識であり、グループホーム等の施設に関しては法令基準通りに誘導灯を設置するとともに、補完的に誘導標識を設置することになります。

[■消防庁]

### (3) 防災物品

#### Q4-11 防災物品とは、どのようなものを言うのですか。

防災品は繊維製品を中心に燃えにくい加工を施すことによって、繊維製品が介在して延焼拡大する火災を防ぐために開発されたものです。防災品には消防法で定める「防災物品」と、法規制の対象外となる身の回り品である衣服などの「防災製品」の二種類があります。「防災物品」は消防法で定めた性能を有しているものをいい、カーテン、布製ブラインドやじゅうたんなどが代表的なもので、建物に付属して設けられるものです。一方、「防災製品」は、寝具、寝巻きなど衣服類等で一定の燃えにくさの性能を有しているものを第三者機関（防災製品認定委員会）が認定するもので、喫煙者や自力避難困難な方への使用が推奨されています。最近、一般住宅や飲食店で採用が増加している木製ブラインドも燃えやすいため、防災製品として認定を受ける動きが広がっています。

[■建築関係者]

**Q4-12 防災物品や難燃製品は、どう見分けるのですか。**

防災物品は「防災」と赤く記されたラベルが貼付されており、消防法で規定された『防災認定』を受けています。また、防災製品は「防災製品」と記されたラベルが貼付されています。

「難燃」は建築基準法における防火材料の区分であり、建物の一部である天井材、壁材に用いられます。不燃、準不燃、難燃の性能区分に応じて『防火認定』を受けており、内装制限を受ける壁材料として、認定品の使用が義務付けられています。



[■建築関係者]

**Q4-13 防災物品はどのような場合に義務づけられるのですか。**

グループホームやケアホームは、平成21年4月から施行される改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設(6)項に属する事になり、カーテン、布製ブラインド、暗幕、じゅうたん等は防災物品の使用が義務づけられているため、新たな対応が必要となるグループホームも出てくるでしょう。

[■建築関係者]

**Q4-14 防災物品の導入にはどのような効果があるのですか。**

防災物品は、小さな火災では容易に着火しないことから、タバコなどから火種が燃え移っても炎上を抑制し、延焼拡大を防ぐには有効です。社会福祉施設はもとより、飲食店や物品販売店舗など不特定多数の者が出入りする施設にあっては、防災物品の使用が義務付けられています。

[■行政関係者]

**Q4-15 カーペットの防災化は効果がありますか。**

たばこや線香等の火種やろうそくの火の落下は気づきにくいことから、知らぬ間に本格的な火災に拡がりがちですが、防災化していれば延焼拡大防止に有効です。

[■行政関係者]

**Q4-16 カーテンの防災化をと言われますが、寝具やねまき、エプロン等身につけている物を防災化する方が重要なのではないですか。**

寝具やねまき等の身につけるものの防災化も必要ですが、建物の中で面的に大きく、延焼拡大の経路となりやすいカーテンやじゅうたんなどは、防災物品を使用することが重要になります。

[■行政関係者]

**Q4-17 木綿のれんの取り外しを指示されましたが、愛着のあるのれんを使うのがなぜいけないのでしょうか。**

のれんなどについては、すべてを規制しているわけではなく、ある程度の丈の長さによって規制を加えることとしております。(例えば、概ね丈長1m以上のものにあつては、防災物品を使用するよう指導している自治体もあります。)

なお、のれんなどは、クリーニング屋さんで防災処理加工が可能ですので、愛着のあるもので素材の後処理さえ可能であれば引き続き使えます。ただし一部の合成繊維(アクリル・アセテート)を2割以上含むものは防災性能が悪いため、消防庁予防課長通知により防災加工品と認められません。

[■行政関係者]

#### Q4-18 防災製品とクリーニング店などで防災処理したものとの防災効果に違いはない

のですか。

防災処理した直後なら大きな違いはないと思われます。処理方法として一時性防災加工と耐久性防災加工がありますので後処理で一時性防災加工の場合は、クリーニングすると防災効果がなくなったり低下するためそのつど再加工が必要となります。製品として売っている防災カーテン（ポリエステル素材）は糸の段階から防災処理をしているので何度クリーニングしても防災効果は低下しません。

[■建築関係者]

#### Q4-19 防災製品はどのようなお店で取り扱っているのですか。

防災処理されたカーテンやカーペットは、インテリア製品専門店で取り扱っています。普段着や寝巻き、などの服飾関係の防災製品は、百貨店や防災専門店、福祉専門店、インターネット通販などで入手できます。たとえば服飾デザイナーの森南海子さんが手がけられている高齢者向けの服などには、以前から積極的に防災製品が取り入れられており、防災製品を服飾デザインの対象とした草分けとなる取り組みを続けておられます。（→阪神百貨店（大阪）に専門コーナー）

[■建築関係者]

#### Q4-20 防災製品を取り入れることで、どのくらい避難時間が確保され、安全性が増す

のですか。

消防庁の試算例では、身近の物品をすべて防災化すれば避難時の余裕が1分増えるとされています。カーテンなどインテリアや床カーペットに用いた場合、簡単には炎上せず室内の延焼拡大を抑止して黒く焦げる程度で収まる例が多くあります。衣服やエプロンへの防災製品の採用により、簡単には燃えなくなるため着衣着火による死亡リスクは大きく改善されます。

[■建築関係者]

### （4）自動火災報知設備（自火報）について

#### Q4-21 自動火災報知設備というのはどのようなものなのですか。

自動火災報知設備は、感知器、受信機、地区音響装置（ベル）、発信機（押しボタン）から構成され、火災が発生した場合に、熱や煙を自動的に感知し、地区音響装置（ベル）を鳴動させて建物内の者に火災の発生を早期に知らせることができる設備です。火災の発生を早期に気づくことで、避難、通報、初期消火等の火災時の応急対応をより早く行うことができます。

警報設備の一種であり消防法令により、一定面積以上の建物や店舗がある雑居ビル・重要文化財などの防火対象物に設置が義務付けられています。（略称で「自火報（じかほう）設備」とも呼ばれています。）

[■消防庁]



**Q4-22 自動火災報知設備というのはどのような場合に義務づけられるのですか。**

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設(6)項は規模に関係なく設置しなくてはなりません。社会福祉施設(6)項ハの場合は延べ面積が300㎡で設置義務の対象となります。

(6)項ハで300㎡未満のグループホームの場合、自動火災報知設備の設置は必要ありません。その一方で、用途区分変更に伴い「非住宅」扱いとなるため住宅用火災警報器も義務付けされなくなります。つまり、防火の基本である火災の早期発見、覚知という観点（綾瀬市の知的障害者グループホーム火災も、大村市の認知症高齢者グループホーム火災も「自火報」や「住宅用火警器」が未設置のため覚知が遅れた）からすると、法改正で強化したはずのグループホーム防火対策が逆に後退してしまっている「法の落とし穴」に十分注意する必要があります。主要都市であれば、小規模グループホームへの住宅用火災警報器設置を条例で規定する措置も予想されます。障害程度区分が軽い人が入居する300㎡未満のグループホーム（(6)項ハ）については、自主的な住宅用火災警報器の設置を強く推奨するべきであると考えられます。

[■建築関係者]

**Q4-23 住宅用火災警報器と自動火災報知設備との違いはどんな点ですか。**

自動火災報知設備はQ4-21に示したような設備の構成で、火災の発生を自動的に感知して建物全体に火災の発生を報知できるものであるのに対し、住宅用火災警報器は感知器一つからなり、そのものが火災を感知し、音声やブザー音を発し、そのエリアでしか報知しません。

[■建築関係者]

自動火災報知設備の感知器や受信機等は、検定対象となっており、国で定めている一定の技術基準を満たさなければ、使用することができません。また、設置工事をする際にも資格を持った専門の技術者が担当する必要があります。

一方、住宅用火災警報器は、受信機や地区音響装置、発信機等は不要であるため、設備自体も簡単で、設置についても普通の電気屋さんに頼んでもいいし、器用な人なら日曜大工程度の手間で設置できるのでコストは低くなります。

通常の住宅でよく見かける住宅用火災警報器は電池式で単独で部屋の天井につける（最近は一などでも数千円で販売しているタイプ）ものが多いです。単独型の場合は、火災を感知した警報器しか音が鳴らないので、部屋を閉め切っていると、隣の部屋や、違う階の人には十分聞こえない恐れがあります。また電池が切れるという問題も重要です。天井の高いところに取り付けるため、点検義務があっても電池交換する手間を惜しんで放置されている問題が予想されますから、長持ちする電池（価格は高くなりますが）を使ったり、100V電源を引いたりするといった工夫も必要です。

なお、消防庁予防課において、感知器に警報機能を設け、一箇所でも感知した場合でも、それ以外の場所に取り付けた感知器も一斉に鳴るようにする「連動式」というタイプについて検討が行われ、小規模な社会福祉施設においては、従来の自動火災報知設備と同等の効果があるということで報告書が出されています。現在、総務省消防庁では、300㎡以下の小規模なグループホーム等に限り、このタイプの警報設備が使えるように基準の改正を行っています。

[■建築関係者]

\*平成20年12月26日に改正されましたので、詳細は、日本グループホーム学会のホームページを参照してください。 <http://www.gh-gakkai.com/index.html>

**Q4-24 検討中の簡易型の自動火災報知設備とはどのようなものですか。**

消防法令の改正にて今回新たに自動火災報知設備（自火報）の設置が必要となった施設は、住宅用火災警報器を設置しても自動火災報知設備（自火報）の代わりにはなりません。法令の基準に基づく自動火災報知設備（自火報）を設置しなければなりません。

ただし、現在、総務省消防庁では警報機能を有する感知器を連動させることにより施設全体に火災の発生を知らせる設備を、300㎡以下の小規模なグループホーム等に限り、自動火災報知設備（自火報）に代わる設備として使用できるよう基準改正を行っています。

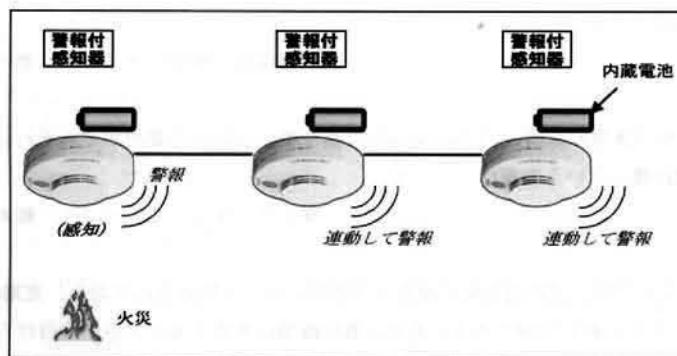


図1. 住宅用火災警報器を活用したシステムのイメージ

【消防庁】

\*平成20年12月26日に改正されましたので、詳細は、日本グループホーム学会のホームページを参照してください。  
<http://www.gh-gakkai.com/index.html>

#### Q4-25 自動火災報知設備（自火報）の代わりに、安価な住宅用火災警報器でもよいのですか。

自動火災報知設備は火災を自動的に感知し、建築物全体に火災の発生を報知するものであり、火災を覚知したエリアでしか発報しない住宅用火災警報器では代替することはできないものと考えています。

なお、今回の改正に伴い新たに自動火災報知設備の設置が必要となる300㎡未満の小規模な防火対象物については、全体の規模が比較的小さく、各居室も比較的狭いこと等特性を踏まえ、警報機能を有する感知器を連動させるタイプの設備を使用できるよう基準の改正を行っています。

【消防庁】

\*平成20年12月26日に改正されましたので、詳細は、日本グループホーム学会のホームページを参照してください。  
<http://www.gh-gakkai.com/index.html>

#### Q4-26 自動火災報知設備（自火報）の代わりに簡易型のものは、有線式・無線式どちらでも大丈夫なのですか。

自動火災報知設備（自火報）に代わる設備の検討とあわせて無線式の自動火災報知設備についても総務省消防庁で検討中であり、平成21年4月1日の法令改正（グループホーム等への自動火災報知設備の設置義務の強化など）の施行までに規格化される予定です。

【消防庁】

\*平成20年12月26日に改正されましたので、詳細は、日本グループホーム学会のホームページを参照してください。  
<http://www.gh-gakkai.com/index.html>

#### Q4-27 自火報設置免除の特例を分かりやすく整理できないでしょうか。

社会福祉施設(6)項口で延べ面積が300㎡以下のものについては従来の自動火災報知設備よりも簡易な構成のものが認められる予定ですが、設置免除の規定はありません。

【建築関係者】

免除に関しては、用途を変更するか、面積を縮小する以外は考えられません。

【防災企業関係者】

現在、総務省消防庁において開催されている小規模施設に対応した防火対策に関する検討会において、共同住宅の一部にグループホーム等が入っている場合に、共同住宅部分の自動火災報知設備が免除できる要件について検討されています。

[■消防庁]

**Q4-28 火災報知設備を、建物内だけでなく玄関先や隣近所の人に付けさせてもらえば、近隣から早く救助に来てもらえるのではないですか。**

建物の外側に、感知器と連動した表示器や音響装置（ベル又はスピーカー等）を設置することは、外部に火災の発生を通報するうえで有効と考えられます。（共同住宅用自動火災報知設備で用いられている「戸外表示器」、「音響警報装置（共同住宅用）」などの例があります。）

[■行政関係者]

**Q4-29 知的障害者は現在の警報音を正しく理解できるのでしょうか。**

どのような警報音が効果的なのでしょうか。ベルやブザーより音声による警報の方が適切な誘導ができるのではないのでしょうか。

自動火災報知設備は国家検定品で、法令に基づいて警報音についても詳細な規格が定められており、独自の音声誘導タイプに切り替えることは困難でしょう。ただ大音量のベルだと入居者を驚かせてしまい、デリケートな入居者の場合、円滑な避難行動を妨げる恐れもあります。住宅用火災警報機では採用されている、「火災です」「落ち着いて外へ避難しましょう」などの音声で火災発生を呼びかけ、早期避難の行動指針となるような具体的な指示や情報を与えられる誘導の方が有効な場合も考えられます。馴染みのある声で誘導できる録音タイプの機器などの開発も望まれます。新しく(6)項口または(6)項ハとなるケアホーム、グループホームは「住宅」とはみなされないため、住宅用火災警報器については自主的に付加する設備となります。

本来、音声による避難誘導は非常放送設備にその役割が期待されています。一方、火災以外の原因で作動してしまう「非火災報」は避けられないのですが、頻発すると警報が信用されにくくなります。

[■建築関係者]

## (5) 火災通報装置について

**Q4-30 火災通報装置というのは、どのようなものなのですか。**

火災発生時に一の押しボタンの操作等により電話回線を利用して録音メッセージで用件を消防機関に通報し、また通話を行うことができる装置をいいます。自動火災報知設備と連動して通報を行うようにすることも可能です。

[■建築関係者]

**Q4-31 火災通報装置というのは、どのような場合に義務付けられているのですか。**

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設(6)項口は規模に関係なく設置し、(6)項ハは延べ面積500㎡以上のものに設置が義務づけられます。

[■建築関係者]



**Q4-32 火災通報装置（火通）の代わりに、自動火災報知設備（自火報）や簡易型自動火災報知設備の信号で自動的に消防署へ通報させてもよいのですか。**

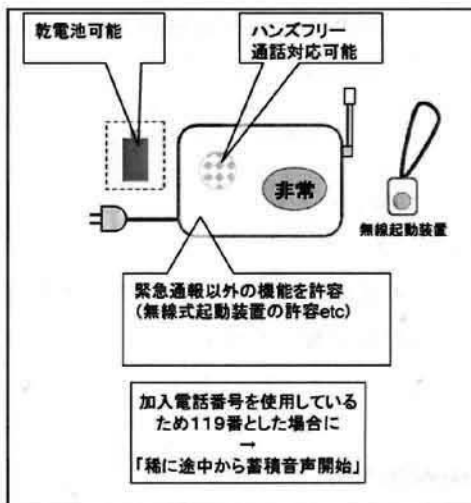
現在のところ火災通報装置（火通）を介さないで通報するシステムは開発されていないと思われ  
 ます。 [■行政関係者]

消防機関の見解によりますが、連動の場合、「非火災報」でも通報することになり、これが頻繁に起  
 こると管理者がスイッチを切ることがありますので、手動で通報する機能は確保する必要があります。  
 [■建築関係者]

**Q4-33 火災通報装置（火通）の代わりにワンタッチ式の緊急電話装置でもよいですか。**

平成 19 年度、総務省消防庁において火災通報装置（火通）の代替となる緊急通報装置を活用し  
 たシステムの構築に向けて検討が行われ、それを基に基準の改正が行われています。

[■消防庁]



現状における主な相違点	性能確保の考え方	
電話回線と通報先の判断	リングバックトーン検出 情報送出に係るタイマー設定 蓄積音声情報を2回反復する等	
通報信号音（呼び出し音）	概ね 800Hz の単音3回連続を2回反復	
蓄積音声情報	火災である旨、防火対象物の所在地、建物名、電話番号の情報など	
自動通報から通話機能への移行	ハンズフリー機能	
電源	常用電源	抜け防止等の措置を講じた一定の安全性が担保されるコンセントから可能
	予備電源	性能が担保されている場合は、乾電池でも代替可能

図2(↑)、表1(→)  
 火通の代替となるシステムの検討

\*平成 20 年 12 月 26 日に改正されましたので、詳細は、日本グループホーム学会のホームページを参照してください。 [http:// www.gh-gakkai.com/index.html](http://www.gh-gakkai.com/index.html)

**Q4-34 火災通報装置（火通）の代わりに、民間警備会社の通報システムで消防へ連絡する方法でもよいのでしょうか。**

現行法令では直接加入電話を介して消防機関へ通報する必要があります。

[■行政関係者]

(6) スプリンクラーについて

**Q4-35 一般用のスプリンクラー設備というのは、どのようなものですか。**

初期消火には非常に有効といわれるもので、火災の加熱により天井面に設置されたヘッドのヒューズが溶融し、自動的に散水（土砂降りの雨状態）する設備です。専用の配管、ポンプ、電源、水源（水槽）等を必要としています。

[■建築関係者]

**Q4-36 住宅用スプリンクラー設備というのは、どのようなものですか。**

住宅用スプリンクラー設備（水道管連結型）とは、一般の給水管からの水源や配管を兼用するもので、圧力や水量が確保できれば専用のポンプや電源も不要です。なお、通常のスプリンクラー設備と比較して、放水量の基準は低く設定されています。

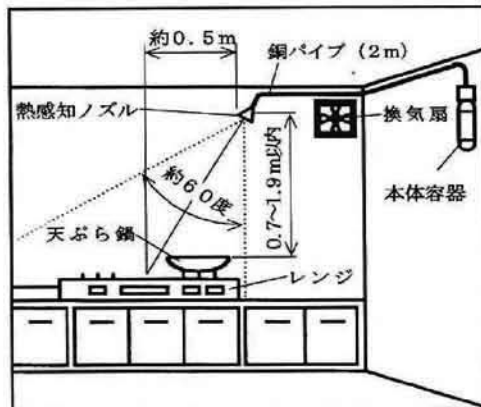
また、断水時は機能しないこと、他に大量に水を使っている時（風呂等）は水量が低減すること、圧力を確保するため加圧ポンプも設けても停電時には作動しないことを知っておく必要があります。

[■建築関係者]

**Q4-37 「自動消火装置」と呼ばれるものは、住宅用スプリンクラーの代わりにはなりませんか。**

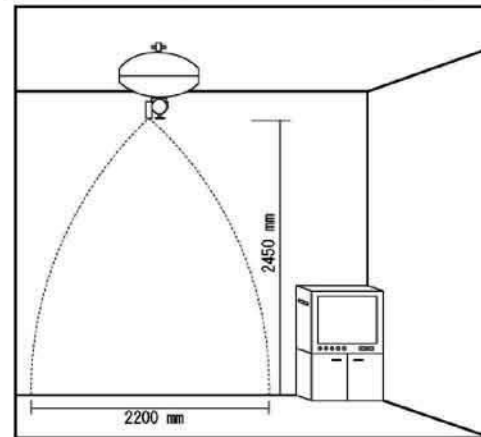
「自動消火装置」として家庭用あるいはグループホーム向けに販売されているものは、住宅用スプリンクラーの代用とは認められません。温度上昇を感知し自動的に消火液を放射しますが効果が限定され、簡易で補助的な住宅用消火装置という位置付けで自主的に設置するための商品です。

[■建築関係者]



【参考】①台所などの壁面に取り付ける。火災を感知すると放射口のアーム部を伸ばして中の消化液を散布します。てんぷら油火災など持ち場を離れた時の出火に対応できる。(図3)

図3. 消火具の例①



【参考】②消火液の入ったタンクごと居室の天井面に設置し、半径2 m程度の範囲に消火液が放射されます。(図4)

図4. 消火具の例②

**Q4-38 一般用と特定型のスプ**

## リンクラ設備の設置義務について教えてください。

複合防火対象物の扱いの場合は若干複雑になりますのでここでは単独の用途について言及します。

グループホームに関係するところであれば、改正消防法施行令では防火対象物の区分が社会福祉施設(6)項口は延べ面積が 275 m<sup>2</sup>以上のものに設置義務があります。なお、そのうち、延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満のものは特定施設水道管連結型のものが適用できます。(Q4-35、Q4-36)

また、これによらず、一定の防火区画を有するものについて設置免除の規定があります。また、1,000 m<sup>2</sup>未満で一定の要件をクリアすれば、設置免除することのできる特例基準も示されています。(Q4-51)

社会福祉施設(6)項ハの場合は、平屋建て以外で 6,000 m<sup>2</sup>以上が設置義務の対象となります。但し、(6)項口、ハとも、地階・無窓階で 1,000 m<sup>2</sup>以上、4 階以上 10 階以下の階で 1,500 m<sup>2</sup>以上、11 階以上の階は上記に関係なく設置義務の対象となります。

[■建築関係者]

### Q4-39 住宅用スプリンクラー設備(水道管連結型)で、必要水圧が確保できないのはど

#### んな場合ですか。

夕方(利用の集中)、渇水時(給水制限)、停電時等は、消防予第 390 号(平成 19 年 12 月 21 日付)2(2)エにより、「水道法の規定により、水道事業者は災害その他やむを得ない事情がある場合等給水を停止することができる…」に該当すると思しますので、必要水圧が確保できない場合と思われます。

日常的に必要な圧力(末端箇所)の 4 個同時放水時 0.02MPa(又は 0.05 MPa)及び放水量 15 L(又は 30 L)が確保出来ない例としては、丘陵地の高台に立地する場合や、水道管直結式の建物の上層階の場合が考えられます。

※市の施工指針により配水管(水道本管)の設計圧力を原則、市内一律で 0.25MPa としている自治体もあります。ただし、一部の高台等で配水管(水道本管)の圧力が 0.25MPa 未満の地域では設計圧力を 0.2MPa としており、その場合はブースターポンプ(加圧装置)等を設けてもらうことも考えられます。

[■行政関係者]

法令で部屋の内装が準不燃材料又は不燃材料の場合は、スプリンクラーヘッドが 4 個同時に作動した場合、ヘッド 1 個当たり放水圧力が 0.02MPa 以上で、15L/min 以上の放水量を確保するよう規定されています。

この条件を満足させる為に、設置する場所の最低水道圧を水道事業者から情報提供いただき、それを元にして配管口径を決め、規定圧力以上で放水できるように設計します。水道圧力が不足する場合は、加圧ポンプを設置する等、他の方法を考える必要が生じます。

なお、水道事業者の都合・意思により給水制限や給水停止をする場合は、給水を停止する区域・期間を予め利用者に通知することになっています。この場合は、水道連結型スプリンクラー設備は一時的に機能しない為、防火対象物の関係者は、給水が停止した場合の対応を予め決めておく必要があります。

また、スプリンクラー設備使用にあたっては、他の給水用具を閉栓した状態での使用でなければ必要な放水量・放水圧力が確保されないことがあります。

[■防災企業関係者]

### Q4-40 住宅用スプリンクラー設備(水道管連結型)で、水圧が確保できなくなった(ス

## プリンクラーの性能が落ちる)時はどうなるのでしょうか。どうやってそのことを知らせてくれるのですか。

水圧低下に応じて、期待された初期消火性能が発揮しにくくなります。技術的には必要水圧の低下をアラームで通知する位は可能ですが、頻繁に起こるならば加圧設備を設置せざるを得ないでしょう。(Q4-39 [行政関係者] 回答)

[■建築関係者]

法的に、警報等の規定はありません。また断水等については、水道局の対応となります。

[■行政関係者]

水道連結型スプリンクラー設備の場合は、前述の水道事業者の都合による給水制限等の通知(Q4-47 [■防災企業関係者] 回答に記載)以外に知らせる手立てはありません。

圧力監視用設備を追加設置し、最低圧力になった時に警報を発することは可能です。しかし、建物内での同時使用の集中により圧力が低下した場合も警報を発してしまうため、管理運用上の問題が生じることがあります。

[■防災企業関係者]

### Q4-41 水道の塩化ビニール配管だと火災時に熱で融けないか心配です。

消防予第390号(平成19年12月21日付)2(1)エ(ア)bにより、規定はあります。この場合は、「当該管が壁又は天井(内装仕上げを難燃材料としたものに限る。)の裏面に設けられているときは、合成樹脂告示第3、4の規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」には該当しないものであること」と規定されており、認められた合成樹脂管であれば問題はないと思われます。

[■行政関係者]

法令で、塩化ビニール管を露出で使用することは禁じています。難燃材料以上で囲われた箇所での使用に制限されています。露出の場合は鋼管を使用します。

[■防災企業関係者]

### Q4-42 寒冷地での凍結対策や、温暖地でも急に冷え込んだ夜は大丈夫なのですか。

乾式(内容についてはQ4-52参照)により対応が可能だと思います。

[■行政関係者]

凍結の恐れのある場合は、平常時パイプ内に水を入れない乾式で対応するか、パイプにヒートテープを巻き気温が下がったときに自動的にスイッチが入りパイプを暖め凍結を防止する方法があります。

[■防災企業関係者]

極寒地では凍結対策への配慮が設計段階から取り入れられ、日常的に居住者の備えも行き届くので比較的問題は起こりにくいでしょう。むしろ、懸念されるのは日頃、凍結とは縁の無い地域で急に冷え込んだ場合(火気を使用するので出火確率も高まる)に、建物全体として凍結対策への取り組みが不十分なケースです。水道管凍結時に出火すると大きな問題が生じる恐れがあります。

[■建築関係者]

#### Q4-43 湿式と乾式の違いは何ですか。

湿式（水道連結型）とは、配管内に水が充満されている方式。トイレなどの日常生活に使われる給水管に直結し配管内の水が停滞しない方式です。（停滞しないので衛生的です）

乾式（水道連結型）とは、スプリンクラーヘッドの作動時に配管内に充満する方式です。（日常生活に使用する配管を使用していないということです）

[■行政関係者]

湿式とは、給水本管からスプリンクラーヘッドまで常時水が充填された方式を言います。火災の熱をスプリンクラーヘッドが感知し、そのヘッドの感知部が開放し放水を行います。

乾式とは、給水本管とスプリンクラーヘッドの間に電気信号で起動するバルブを介し、平常時は給水本管のバルブまで水が入り、バルブ以降スプリンクラーヘッドまでは水が入っていないものを言います。火災の熱を自動火災報知設備の感知器等で感知し、その信号を受けてバルブを開けます。この動作以降は湿式と同じです。

[■防災企業関係者]

湿式とは常時配管に一定の圧力を加えた水が満たされているもので、乾式は水の代わりに空気を使用しているものです。乾式は寒冷地などで採用することはありますが、作動メカニズムが簡単で信頼性も高い湿式の採用が一般的です。

[■建築関係者]

#### Q4-44 スプリンクラーが誤作動して建物（部屋）が水浸しになったりしませんか。その

場合、その後の建物（部屋）の水損は、拭けば済むような状態なのですか。

ヘッドが熱せられるか、物をぶつけるかしない限り、普通では誤作動がない非常に信頼性の高い設備です。当然火災であれ、誤作動であれ、放水となれば一定の水損は生ずる可能性があります。

[■防災企業関係者]

いったん放水が始まると、人間が操作しない限り放水は簡単には止まらないようになっています。一般用スプリンクラーに多く採用される湿式ヘッド（Q4-43）では配管内に水が循環しないため「死に水」とよばれる状態で、水垢で汚れた水が大量に出ますので臭気も強く、復旧には手間取ることが予想されます。住宅用スプリンクラー（水道管連結型）の場合は、飲料水システムを使用するので新鮮な水が常時循環しており臭気の問題は生じませんが、停止させない限り一定水量は出るので何らかの水損発生は避けられません。

[■建築関係者]

#### Q4-45 地震の揺れなどで間違って放水し水浸しにならないのですか。

湿式及び乾式ともに、スプリンクラーヘッドに衝撃を与えた際には、放水するものと思われます。その際は、水道の止水栓等を閉止してください。（専用の停止弁及び電動弁等がある場合にはその弁等）

[■行政関係者]

天井が壊れる、家具が転倒するなどの被害が出る場合は、その影響を受けスプリンクラー配管やスプリンクラーヘッドの損傷が考えられます。

[■防災企業関係者]

地震の揺れで天井の動きとスプリンクラーヘッドの動きがずれることから、ヘッドが誤作動し、建物が壊れていないのに、大きな水損被害がでた例は病院、図書館など数多く報告されています。最近

では耐震型ヘッドも開発されています。

[■建築関係者]

**Q4-46 住宅用スプリンクラーによる消火効果のビデオを見ました。きちんと火が消えていませんでしたが、本当に役に立つのでしょうか。**

火災の炎及び煙を抑制するのに役立ち、避難誘導の時間をかせぎ、スムーズにする為に役立つものです。

[■行政関係者]

総務省が今後配布するであろう、スプリンクラーヘッドの規格省令を見ないと断言できませんが、水道連結型スプリンクラー設備は、火を消すための設備としての位置づけではなく延焼防止用であり、避難時間の確保が目的と考えられます。

[■防災企業関係者]

**Q4-47 スプリンクラーは火が燃えているところ（部屋）だけで作動するのですか。**

お見込みの通り、火炎を感知したヘッドのみが作動し散水します。

[■防災企業関係者]

**Q4-48 個人住宅を活用したグループホームでも、消防法改正による用途区分変更に伴い、建物の火災保険契約も事業用物件への変更が必要ですか？**

グループホームに関する火災保険の契約は、消防法の改正による特段の影響を受けません。グループホームの保険加入契約に関して確認すべきポイントは以下の3点（保険会社により異なる）です。

①世話人がグループホーム内で食事の提供を行っている（食事は食堂で行う。）

②世話人が使用する事務室がある。

③入居者の家財以外の動産（社会福祉施設の設備・什器等の動産）が常時建物内にある。

以上の3項目の何れか1つにでも当てはまれば、「一般物件」（併用住宅）として加入し、何れにも当てはまらなければ、「住宅物件」として加入することになります。

「一般物件」と「住宅物件」では保険料が異なったり、地震保険に加入する場合の条件にも違いがあります。詳細は、契約されている保険代理店もしくは保険会社に照会下さい。

[■防災企業関係者]

**Q4-49 保険契約の判断を誤り、一般物件として加入すべきところを住宅物件のまま、万一火災や事故が発生した場合、保険金は支払われるのでしょうか？**

上記の支払い判断に際して、故意に虚偽申告を行ったという事実が無く、契約内容を訂正した上で訂正後の契約において保険対象となる事案であれば、一般的には保険金の支払い対象になります。

[■防災企業関係者]

**Q4-50 消防法改正に伴い設置を義務付けられたスプリンクラーの誤操作（誤って、ス**



**プリンクラーヘッドに物をぶつけた etc.) で、建物・家財に水濡れ損害が発生した時は  
火災保険の支払い対象になりますか。**

たとえば「個人財産総合保険」(東京海上日動火災社の商品名)でAパターン・Xパターンでの加入契約であれば、スプリンクラーに生じた事故(過失による誤操作など)に伴う水濡れ損害は保険金支払の対象になります。なお、名称は異なりますが、ほとんどの保険会社においても同様の商品があります。但し、スプリンクラー機器の劣化や故障による水濡れ事故については保険金支払の対象になりません。 [■防災企業関係者]

分譲マンションでは管理組合で「マンション総合保険」に加入していることが多いと思われます。こうしたマンション住戸をグループホーム等に賃貸して利用している場合は、水道設備の劣化や故障など維持管理が不十分で発生した事故であっても、水損被害を受けた近隣とのトラブルを避けるため管理組合が加入する保険契約でまかなえることがあります。あらかじめ管理組合に保険特約の支払い条件をよく確認しておくことをお勧めします。 [■建築関係者]

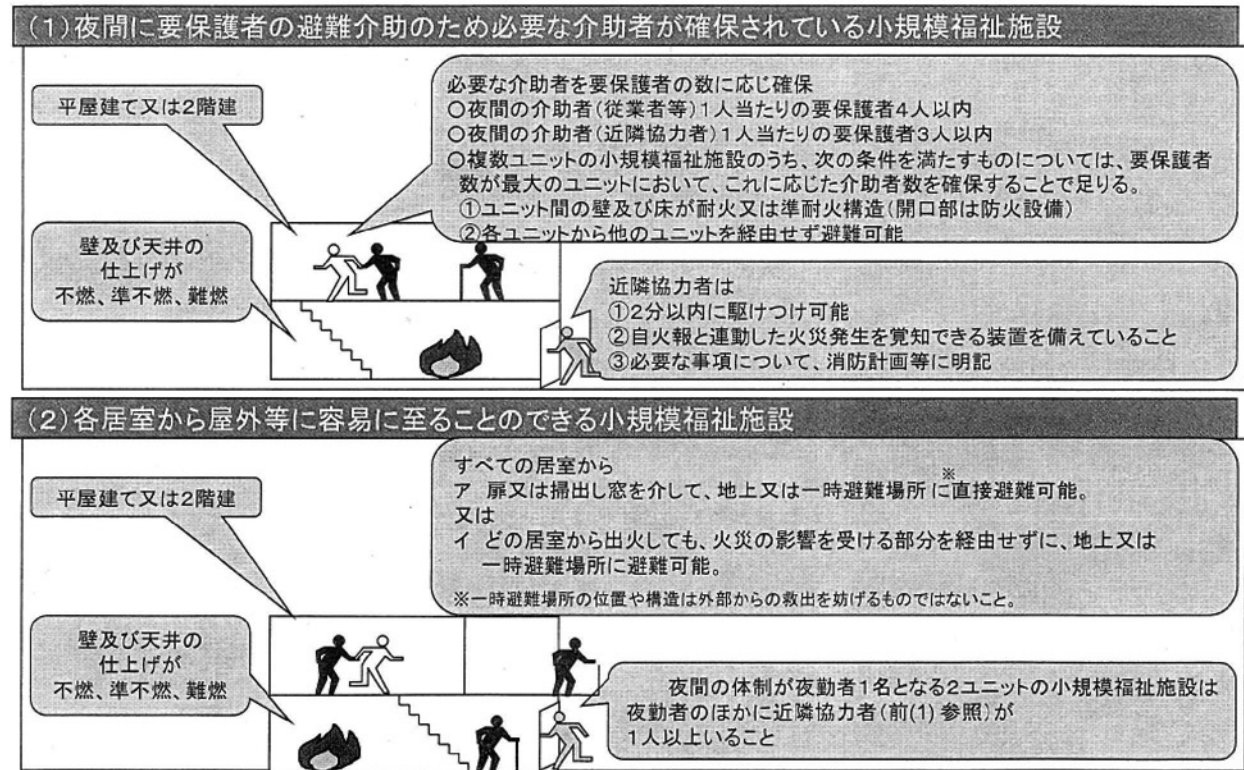
**Q4-51 スプリンクラー設置免除の特例を分かりやすく整理できませんか。**

本文の除外規定及び特例による免除規定を整理すると概ね以下のようになります。分かりにくい用語や数式が含まれていますので、最寄りの消防署や建築設計専門家等に問い合わせるのも1つの方法です。 [■建築関係者]

	本文除外規定	特例1	特例2	特例3 (共同住宅に存する場合)	特例4
要件のポイント	延焼防止措置を重視	人的支援による避難誘導等を重視	火災の影響を受けにくい避難経路の確保を重視	自力歩行避難が可能であることを前提とした延焼遅延措置を重視	人的支援による避難時間と延焼時間とのバランス重視
建物階数	—	≤2	≤2	—	要避難時間 ≤ 避難限界時間
1区画の床・壁構造	準耐火構造	—	—	3階以上に存する場合耐火構造	要避難時間 = 避難開始時間 + (Σ 駆付時間)/N + (Σ 準備時間)/N + (Σ 移動時間)/N
避難経路の構造	—	—	直接外部へ到達 または一の居室から防火設備のない開口部を経由せずに外部へ到達	—	N=従業者数+計算上の近隣協力者数
内装	準不燃(一部難燃)以上	難燃以上	難燃以上	難燃以上	または 要避難時間 = 避難訓練の実測値
開口部制限	一の開口面積 ≤ 4㎡、 合計 ≤ 8㎡	—	—	—	避難限界時間 = 基準時間 + 延長時間
開口部構造	防火設備 (煙感運動又は常閉)	—	—	3階以上に存する場合防火設備(屋外に面する場合を除く)	従業者等は1名以上 近隣協力者は自火報信号の移報により覚知
1区画面積等	≤ 100㎡、かつ居室 < 4室	—	—	≤ 100㎡、かつ要保護者 ≤ 4人	
夜間の人員体制	—	要保護者数 ≤ (従業者等 × 4 + 近隣協力者 × 3)	2ユニットで従業者等が1名の時近隣協力者は1名以上	従業者等が確保されている	
その他		近隣協力者は自火報信号の移報により覚知かつ2分以内に駆付	近隣協力者は自火報信号の移報により覚知かつ2分以内に駆付	自立的に歩行避難が可能	

**スプリンクラー設備の設置に関する特例 (平成19年6月13日付け消防予第231号)**

(消防庁資料1)





(3) 共同住宅の一部を占有する小規模福祉施設

福祉施設部分の床面積が一区画あたり100㎡以下

小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階にある場合

- ・ 小規模社会福祉施設部分を区画する壁及び床が耐火構造となっていること
- ・ その開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられていること。

壁及び天井の仕上げが不燃、準不燃、難燃

要保護者の数が一区画あたり4人以下であること。また、すべての要保護者が自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って自立的に歩行避難できること。

小規模社会福祉施設に従業者等が確保されていること。

(4) 避難所要時間が避難限界時間を超えない小規模福祉施設

判定: 避難所要時間 ≤ 避難限界時間

避難所要時間 = ア 避難開始時間 + イ 移動時間

イ 移動時間 = ① 介助者の施設内かけつけ時間 + ② 介助準備時間 + ③ 要保護者の介助付き移動時間

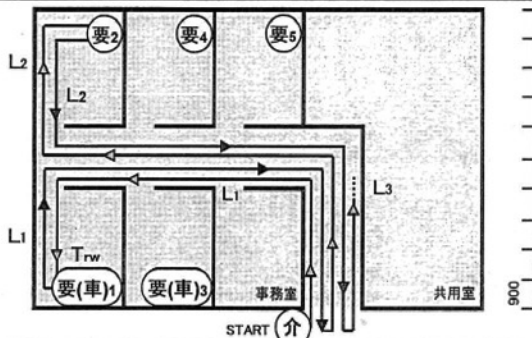
※ 移動時間は実測値とすることも可能

避難限界時間 = ア 基準時間 + イ 延長時間

ア 基準時間: 共通2分、内装不燃化(+1~3分)、防災寝具等(+1分)、屋内消火栓設備による初期消火(+1分)

イ 延長時間: 火災室との区画(+1~3分)、蓄煙体積 > 200m³(+1分)

避難所要時間が避難限界時間を超えない小規模福祉施設 ~ 計算例 ~



- 延べ面積 : = 121.5(㎡)
- 介助者の移動速度 :  $V_h = 2 \times 60(\text{m}/\text{分}) = 120(\text{m}/\text{分})$
- 要保護者の移動速度 :  $V_o = 0.5 \times 60(\text{m}/\text{分}) = 30(\text{m}/\text{分})$
- 手つなぎ、腕組み、背負う等により介助する場合  
 $V_{os} = 1.5 \times 60(\text{m}/\text{分}) = 90(\text{m}/\text{分})$
- 車椅子、ストレッチャー等により介助する場合
- 介助者の数 :  $N_h = N_w = 1(\text{人})$   
近隣協力者なし
- 要保護者の数 :  $N_o = 5(\text{人})$
- 車椅子介助 :  $N_{ow} = 2(\text{人})$
- 車椅子準備時間 :  $T_{rw} = 30(\text{秒}) = 1(\text{分})$

避難所要時間 = 避難開始時間 + 移動時間 = 0.37 + 4 = 4.37(分)

避難開始時間 =  $\sqrt{\text{延べ面積} / 30} = \sqrt{121.5 / 30} = 0.37(\text{分})$

移動時間 =  $T_1 + T_2 + T_3 = 0.77 + 1.00 + 2.17 = 4(\text{分})$

T1: 介助者の施設内かけつけ時間  
 $= \{ \sum (\text{介助者の施設内駆けつけ距離} \div \text{介助者の移動速度}) \} \div \text{介助者の数}$   
 $= (L_1 \div V_h + L_2 \div V_h + L_3 \div V_h + L_4 \div V_h + L_5 \div V_h) \div N_h$   
 $= (20.70 \div 120 + 20.70 \div 120 + 18.00 \div 120 + 18.00 \div 120 + 15.30 \div 120) \div 1$   
 $= 0.77(\text{分})$

T2: 介助準備時間 = (車椅子準備時間 × 車椅子介助対象数) ÷ 介助者の数  
 $= (T_{rw} \times N_{ow}) \div N_h = (30 \times 2) \div 1$   
 $= 1.00(\text{分})$

T3: 要保護者の介助付き移動時間  
 $= \{ \sum (\text{要保護者の介助つき移動距離} \div \text{要保護者の移動速度}) \} \div \text{介助者の数}$   
 $= (L_1 \div V_{os} + L_2 \div V_o + L_3 \div V_{os} + L_4 \div V_o + L_5 \div V_o) \div N_h$   
 $= (20.70 \div 90 + 20.70 \div 30 + 18.00 \div 90 + 18.00 \div 30 + 15.30 \div 30) \div 1$

避難限界時間 = 基準時間 + 延長時間 = 2 + ...

判定

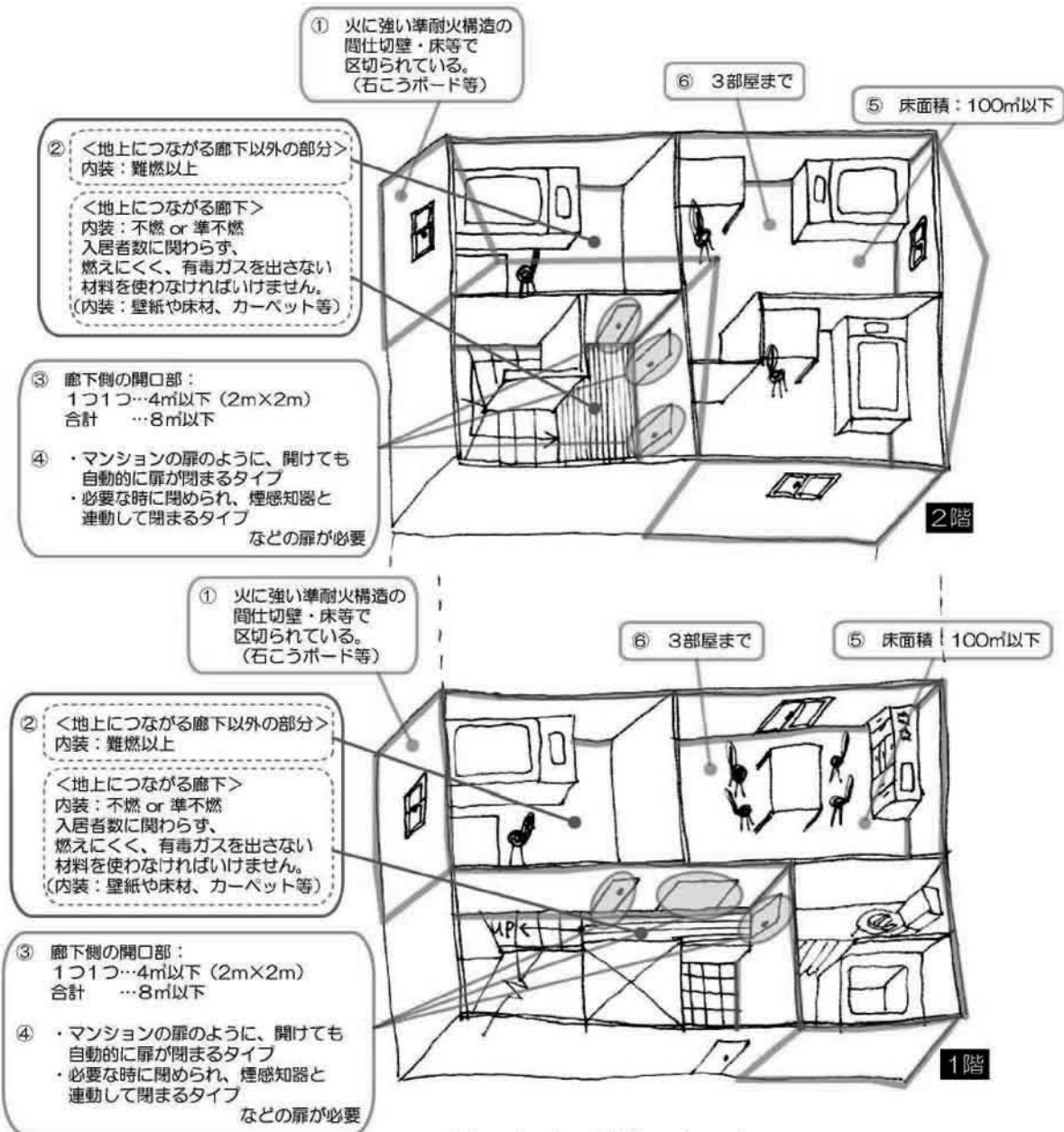
基準時間

算定項目	基準時間	
共通	2分	
加算条件	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ 不燃材料	3分
	難燃材料	2分
	難燃材料	1分
条件	寝具・布張り家具の防火性能の確保	1分
	初期消火(屋内消火栓設備によるもの)	1分

延長時間

算定項目	基準時間	
火災室からの区画の形成	防火区画	2分
	不燃化区画	3分
	上記以外の区画	2分
当該室等の床面積 × (床面から天井までの高さ - 1.8m) ≥ 200㎡	1分	

本文除外) 防火区画タイプ



以下を全て満たすこと。

- ①床・壁等が準耐火構造 (1区画ごと)
- ②内装が、
  - ・地上につながる廊下…不燃 or 準不燃
  - ・その他の部分…難燃
- ③開口部が、
  - ・1つ1つは4㎡以下
  - ・合計は8㎡以下
- ④扉が、以下のいずれかである事
  - ・随時開くことのできる自動閉鎖装置付のもの
  - ・随時閉鎖できて煙感知器と連動して閉まるもの
- ⑤床面積が100㎡以下 (1区画ごと)
- ⑥3部屋まで (1区画ごと)

上記区画にて、建物全体もしくは、(6) 項口に該当する部分を全て区画すること。

図3. スプリンクラー免除規定 (本文除外)

# 特例 1) 避難介助力強化タイプ



③ 避難介助者数		
入居者数	世話人のみ	近隣支援者が2分以内に到着
4人		<p>① 平屋建てor2階建て</p> <p>② 内装：難燃以上 入居者数に関わらず、 燃えにくく、有毒ガスを出さない 材料を使わなければいけません。 (内装：壁紙や床材、カーペット等)</p>
5人 ～ 7人	<p>(入居者7人のケースを表示)</p>	<p>(入居者7人のケースを表示)</p>
8人		

図 4-1. スプリンクラー免除規定 (特例 1)

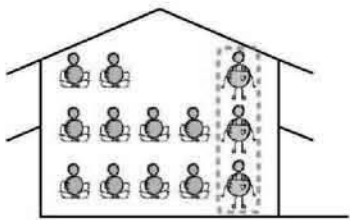
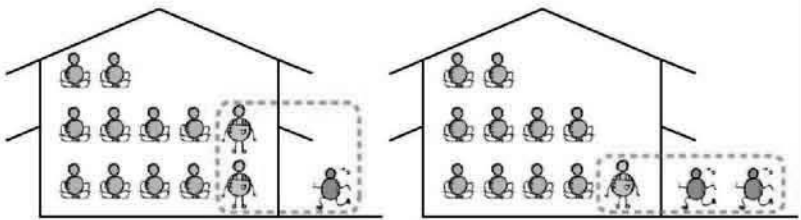
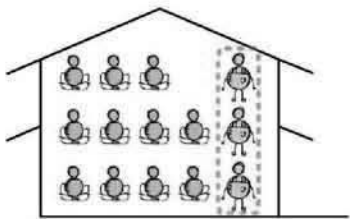
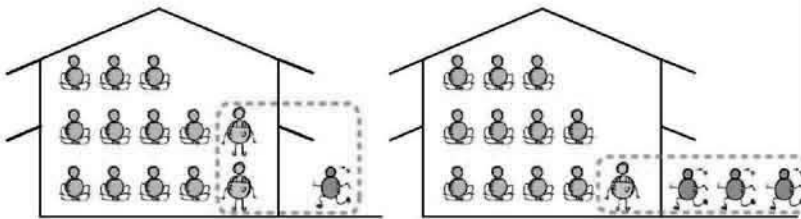
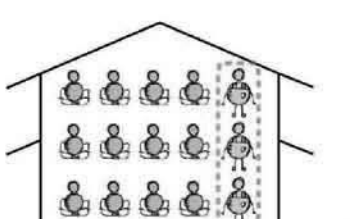
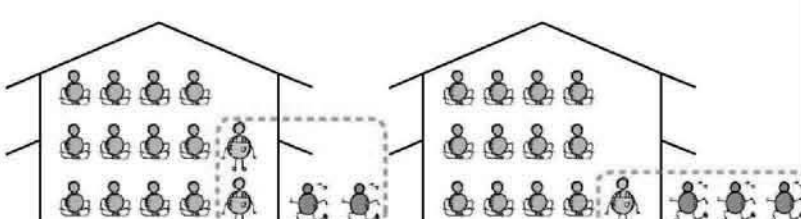
③ 避難介助者数		
入居者数	世話人のみ	近隣支援者が2分以内に到着
9人 ～ 10人	 <p>(入居者10人のケースを表示)</p>	 <p>(入居者10人のケースを表示)</p>
11人		
12人		

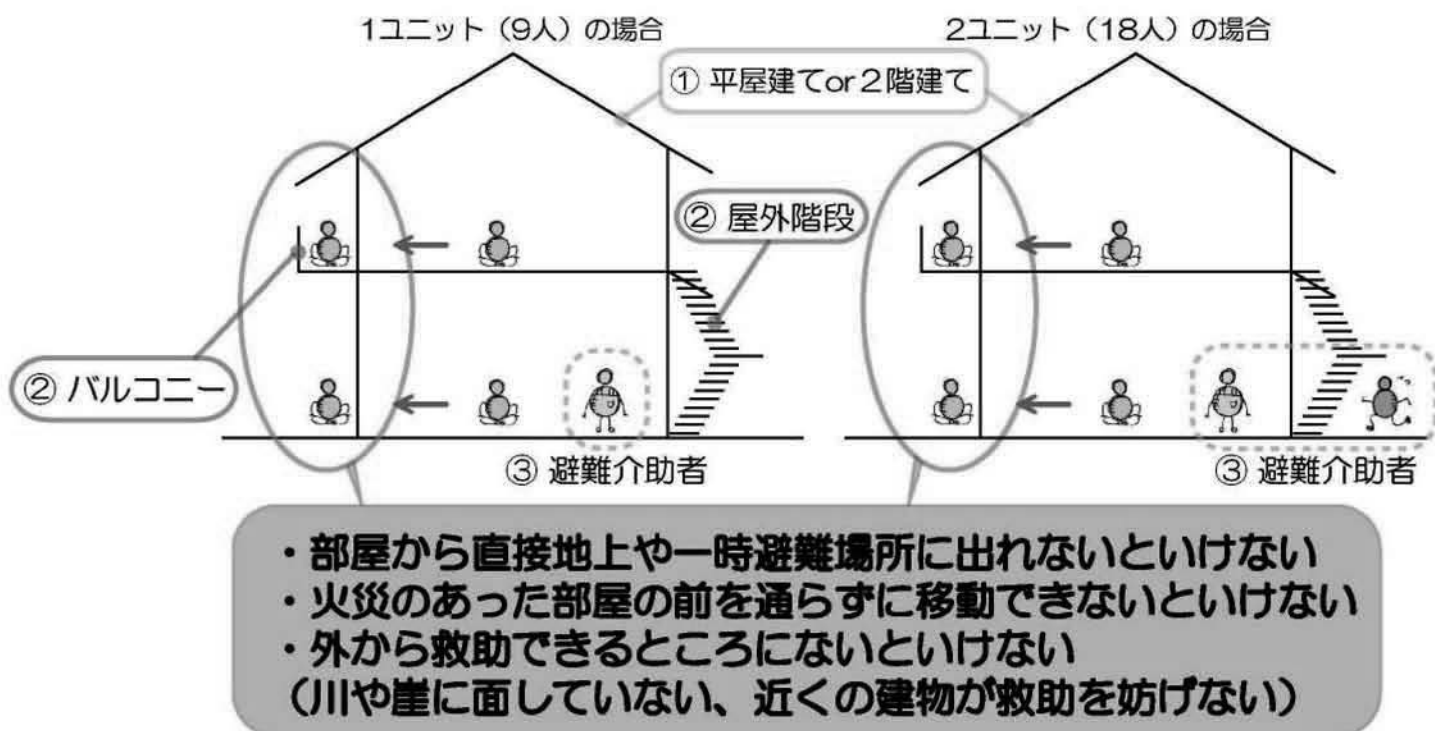
図4-2. スプリンクラー免除規定（特例1）

以下を全て満たすこと。

- ①平屋建て or 2階建て
- ②内装が難燃以上  
(不燃・準不燃・難燃)
- ③図のような介助者数が確保出来る事  
(例. 4～12人の場合)

## 特例2) 一時避難場所の確保+避難介助カタイプ

(例. 1~2ユニットの場合)

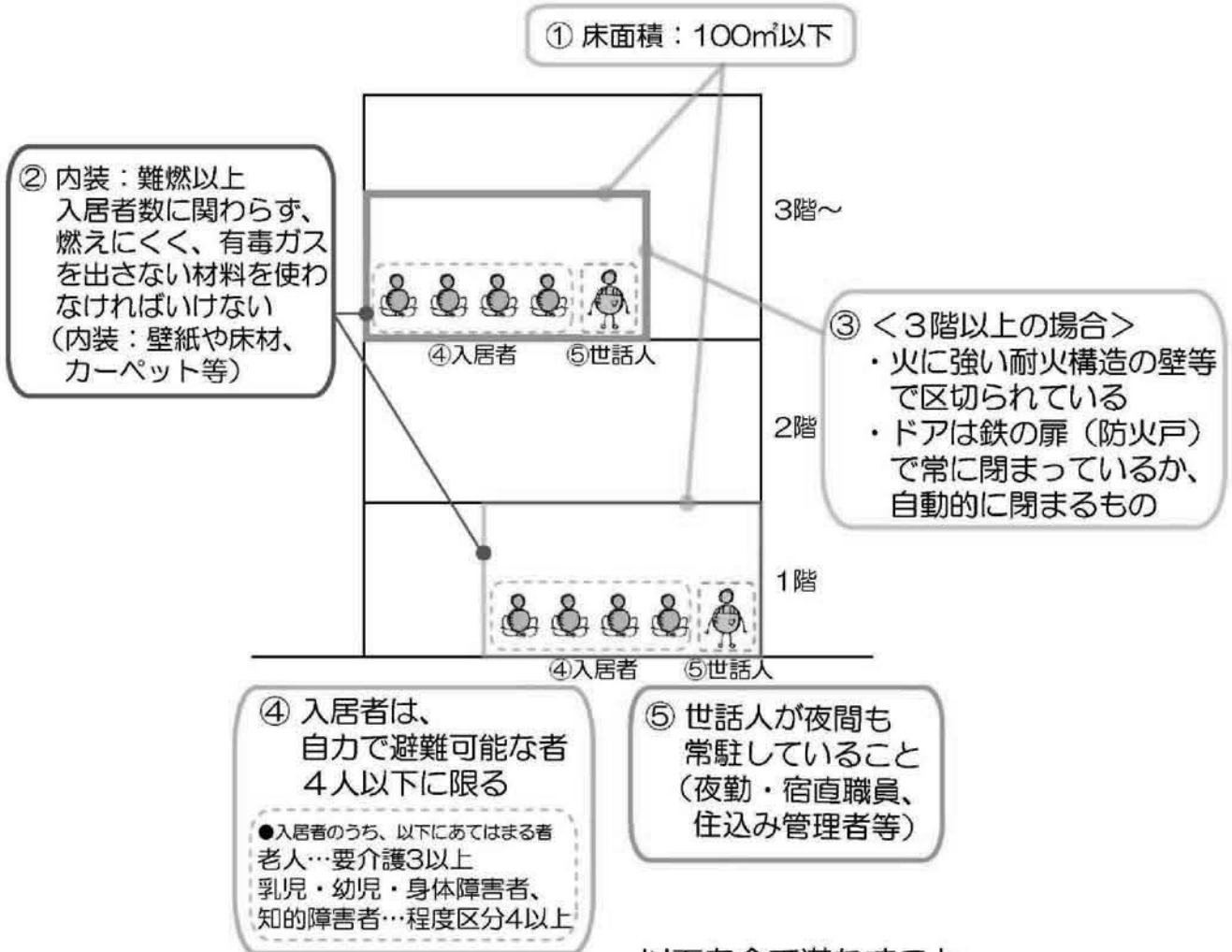


以下を全て満たすこと。

- ①平屋建て or 2階建て
- ②全ての部屋に、  
地上か一時避難場所への通路がある事  
(バルコニー、屋外階段等)
- ③図のような介助者数が  
確保出来る事  
(例. 1~2ユニットの場合)

### 特例3) 自立避難者向けタイプ

＜共同住宅で小規模福祉施設を運営している場合＞



以下を全て満たすこと。

- ①床面積が100㎡以下(1区画ごと)
- ②内装が難燃以上  
(不燃・準不燃・難燃)
- ③3階以上の場合、
  - ・区画(壁・床)を耐火構造
  - ・開口部(階段・廊下)に防火設備(常時閉鎖式 or 自動閉鎖式)
- ④入居者：4人まで(1区画ごと)  
自力避難可能  
(※入居者の内、以下にあてはまる者  
老人…要介護3以上  
乳児・幼児・身体障害者、知的障害者…障害程度区分4以上)
- ⑤従業者数が確保されている

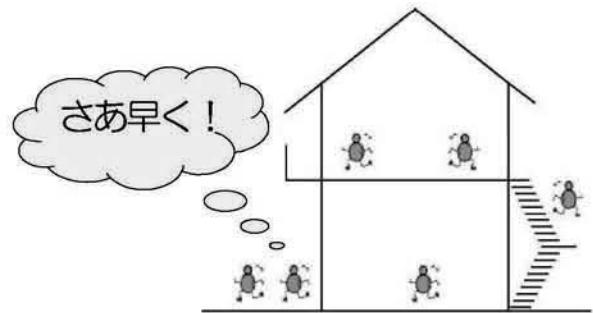
## 特例4) 避難時間による検証

特例1)～3) に当てはまらない場合

入居者が避難する時間を以下の方法で求めます。  
すばやく避難できれば、特例によりSP免除可。



図7. スプリンクラー免除規定 (特例4)





## ⑤ 設備費助成について

**Q5-1 障害者グループホーム、ケアホームについて、消防法施行令改正にともなって義務化される消防設備にかかる費用の国の補助制度はあるのでしょうか。あるとしたらどのようなものがあるか教えてください。**

障害者グループホーム、ケアホームの消防設備に係る国の補助制度は以下のとおりです。

なお、補助対象となる消防設備は、施設と一体的に整備されるスプリンクラー、自動火災報知器、消防機関への通報装置等です。

(1) 社会福祉施設等施設整備事業

対象法人 : 社会福祉法人、公益法人等 (NPO 法人は対象外)

対象施設 : 自己所有物件

補助基準額 : 30 万円以上 600 万円以内

補助割合 : 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/4 事業者 1/4

申請先 : 都道府県、指定都市、中核市

(2) 障害者就労訓練設備等整備事業

対象法人 : 社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等

対象施設 : 賃貸物件 (NPO 法人に限り自己所有物件も対象)

補助基準額 : 30 万円以上 600 万円以内

補助割合 : 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/4 事業者 1/4

申請先 : 都道府県、指定都市、中核市

※原則として上記 (1) 又は (2) の事業によりますが、各都道府県の判断により以下の事業の活用もできることとしています。

○障害者自立支援基盤整備事業 (障害者自立支援対策臨時特例交付金)

対象法人 : 社会福祉法人、公益法人、NPO 法人等

対象施設 : 自己所有物件及び賃貸物件

補助基準額 : 200 万円以内

補助割合 : 10/10

申請先 : 都道府県

[■厚生労働省]

平成 21 年度以降の補助制度の継続については、現在検討中です。今後の情報につきましては、日本グループホーム学会ホームページを参照してください。 [http:// www.gh-gakkai.com/index.html](http://www.gh-gakkai.com/index.html)

**Q5-2 障害者グループホームの消防設備の国の補助制度は誰が申請し、受給できるのでしょうか。大家さんが設備を設置する場合でも助成されますか。**

障害者グループホームを行う事業者からの申請に基づき、当該事業者に対し補助することとなります。

[■厚生労働省]

**Q5-3 国の補助制度は、6項（ハ）では義務化されていない消防設備であっても、助成対象となるでしょうか。**

原則として義務化される消防設備の整備に限り、補助対象となります。

[■厚生労働省]

**Q5-4 自治体によっては、建築基準法上「専用住宅」から「共同住宅」もしくは「寄宿舍」への用途変更を求めています。用途変更とそれに伴う改修を求められた場合、改修にかかる費用は助成されるのですか。**

「専用住宅」から「共同住宅」もしくは「寄宿舍」への用途変更は、Q1-11 や Q2-6 などに記載されているように、かなり大掛かりな改修が必要となることが予想されるだけでなく、敷地や道路状況等によっては、その建物を用途変更すること自体が成り立たない場合もあります。

このような状況になれば、グループホームを設置することに多大な影響をもたらすこととなりますので、基本的に用途変更を求められてすぐに対応できる問題ではないと思います。その対応方法については、自治体とも十分な協議をしていくことが必要になると考えています。

日本グループホーム学会としては、早急にこの問題に関する見解をまとめるつもりですので、用途変更を求められた場合には、まず各自治体の福祉部局と話し合いながら進めることが必要だと思います。

[■日本グループホーム学会]

## ⑥ 建物契約・改修等をめぐる問題について

**Q6-1 設備設置後に賃貸契約を解約した場合、現状回復費用の国の補助はありますか。**

原状回復費用に対する国の補助制度はありません。

[■厚生労働省]

**Q6-2 法改正が新規入居や既存のホームの追い出しを巡るトラブルに発展しないか心配です。**

現在、消防庁で自動火災警報装置設置についての特例を検討しており、一番心配だったマンションの中にグループホームが存在する場合、他の家まで自動火災警報装置をつけなければならなくなることは、避けられる見通しが出てきました。

課題はたくさんありますが、障害のある人たちの地域での暮らしを確たるものにするためにも、家を失うようなことは絶対にあってはならないことです。障害のある人たちが地域の中で、普通の家屋を使用して、しかも安全な暮らしが得られるように、関係各省庁と共同して、このようなトラブルにならないように取り組んでいきたいと思っています。

[■日本グループホーム学会]

## 7 その他

**Q7-1 福祉分野で地域の住まいとされているグループホームを今さら施設と呼ぶのは納得がいきません。**

グループホームは障害のある人たちが生活する住まいです。

障害者施策は、ノーマライゼーションの考え方に則って、障害者だけが特別な場所で暮らすのではなく、普通の人たちと同じような普通の暮らしを営むという流れに変化しているのに、今回の消防法の改正はこれに逆行している。

火災を防止し、安全な暮らしを求めることに違いはありませんが、それは、障害者だけ特別にということではなく、国民全体が火災から身を守り、安全に暮らせるようになるということの一環として、障害者も安全に暮らせるようになることを望むものです。

住宅の火災を減らす為に住宅用火災警報装置を義務化したのだから、その流れの先に住宅としてのグループホームがあり、グループホームの特性に合わせて全体に警報が鳴るようにすればいいのではないか。

とりあえずは改正による混乱が起きないように対応策が必要ではあるが、今後の課題として、逆行している方向性を正しくしていくことが必要だと思います。

[■福祉関係者]

**Q7-2 住宅用火災警報器の普及をなぜ米国並みにもっと強力で推進しないのですか。**

消防法の規定に基づき、平成23年6月1日までに一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、現在、各市町村の消防等が設置指導を行っております。(消防庁の調査によると、平成20年6月現在、全国の推計普及率は35.6%)

なお、さらに設置普及を推進するため、各種キャンペーンや共同購入の制度や構築、自治会・町内会への働きかけなどを強化しています。

[■行政関係者]

その通りです。住宅用火災警報器の普及により大幅に火災危険が軽減できることが実証されているのだから、その普及に力を尽くすべきです。これによって、障害者や高齢者も火災の危険から救われることも多くなると思います。

[■福祉関係者]

# 【参考資料】 消防法改正前後における消防用設備等設置規定の比較

表 1 現行の消防法施行令別表第一(6)項口から改正後の(6)項口へ変更の場合

(障害程度区分4以上が8割を超える建物の場合)

	代替措置	既存建物の 猶予期間	比較的障害の重い方が入居されている場合 (区分4以上が8割を超える)	
			<現行の区分> (6)項口	<改正後の区分> (6)項口
防火管理者の選任・消防計画の作成	—	—	収容人数	30人以上 10人以上
消防機関の検査	—	H22.3.31迄 (1年間)	延べ面積	300㎡以上 すべて
消火器	—			150㎡以上 すべて
スプリンクラー設備	特定施設水道連結型スプリンクラー	H24.3.31迄 (3年間)	延べ面積	1000㎡以上 <sup>(注2)</sup> 275㎡以上 ※1000㎡未満で防火区画 <sup>(注5)</sup> がある場合は除く
自動火災報知設備	特定小規模施設用自動火災報知設備(連動型警報機能付感知器)			300㎡以上 すべて
消防機関へ通報する火災報知設備	特定火災通報装置			500㎡以上
避難器具	—	—	収容人員	20人以上 <sup>(注3)</sup>
非常警報器具	—	—		20人以上50人未満
非常警報設備	—	—	50人以上	変更なし
誘導灯	—	—	すべて	
漏電火災警報器 <sup>(注1)</sup>	—	—	延べ面積 300㎡以上	
屋内消火栓設備	—	—	700㎡以上 <sup>(注4)</sup>	
防災物品の使用	—	—	すべて	

注1：壁、床、天井をラスモルタルとし、下地が不燃・準不燃でないもの

注2：自力避難困難者の入所するもの

注3：2階以上の階又は地階で。なお、下階に飲食店、店舗、作業所などがある場合は10人以上

注4：耐火構造・内装難燃材料：2100㎡以上、耐火構造又は準耐火構造・内装難燃材料：1400㎡以上

注5；ここで防火区画とは、以下の全ての項目を満たす必要があります。

- ①床・壁等が準耐火構造(1区画ごと)
- ②内装
  - ・地上につながる廊下…不燃 or 準不燃
  - ・その他の部分…難燃
- ③開口部
  - ・1つ1つは4㎡以下
  - ・合計は8㎡以下
- ④扉が、以下のいずれかであること
  - ・随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの
  - ・随時閉鎖できて煙感知器と連動して閉まるもの
- ⑤床面積が100㎡以下(1区画ごと)
- ⑥3部屋まで(1区画ごと)

**表2 現行の消防法施行令別表第一(5)項口から改正後の(6)項ハへ変更の場合**  
(障害程度区分4以上が8割を超えない建物の場合)

	代替措置	既存建物の 猶予期間	比較的障害の軽い方が入居されている場合 (区分4以上が8割を超えない)		
			<現行の区分> (5)項口	<改正後の区分> (6)項ハ	
防火管理者の選任・消防計画の作成	—	—	収容人数	50人以上 30人以上	
消防機関の検査	—	—	延べ面積	300㎡以上 <sup>(注2)</sup> 300㎡以上	
消火器	—	H22.3.31迄 (1年間)		150㎡以上 変更なし	
スプリンクラー設備	特定施設水道連結型スプリンクラー	H24.3.31迄 (3年間)		— 1000㎡以上 <sup>(注3)</sup>	
自動火災報知設備	特定小規模施設用自動火災報知設備(連動型警報機能付感知器)			500㎡以上 300㎡以上	
消防機関へ通報する火災報知設備	特定火災通報装置			1000㎡以上 500㎡以上	
避難器具	—			30人以上 <sup>(注4)</sup> 20人以上 <sup>(注4)</sup>	
非常警報器具	—	—		収容人員	— 20人以上50人未満
非常警報設備	—	—		50人以上 変更なし	
誘導灯	—	—		すべて	変更なし
漏電火災警報器 <sup>(注1)</sup>	—	—		延べ面積	150㎡以上 300㎡以上
屋内消火栓設備	—	—	700㎡以上 <sup>(注5)</sup> 変更なし		
防災物品の使用	—	—	—	すべて	

注1：壁、床、天井をラスモルタルとし、下地が不燃・準不燃でないもの

注2：その内、消防長又は消防署長が必要と指定するもの

注3：自力避難困難者の入所するもの

注4：2階以上の階又は地階で。なお、下階に飲食店、店舗、作業所などがある場合は10人以上

注5：耐火構造・内装難燃材料：2100㎡以上、耐火構造又は準耐火構造・内装難燃材料：1400㎡以上

**表 3 消防法施行令別表第 1（現行）**

(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの
	ロ	<b>寄宿舎、下宿又は共同住宅</b>
(6)	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設および児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、 <b>障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）</b> を行う施設又は障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 41 条第 1 項、第 48 条若しくは第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者を収容するものに限る。）、障害者自立支援法附則第 48 条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第 58 条第 1 項に規定する知的障害者援護施設
	ハ	幼稚園又は特別支援学校

**表 4 改正消防法施行令別表第 1（平成 19 年 6 月 13 日公布、平成 21 年 4 月 1 日施行）**

(6)	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 4 項若しくは第 6 項に規定する老人短期入所事業若しくは <b>認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設</b> 又は障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項若しくは第 10 項に規定する短期入所若しくは <b>共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</b>
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項若しくは第 5 項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第 2 条第 6 項から第 8 項まで、第 10 項若しくは第 13 項から第 16 項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、 <b>共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</b>
	ニ	幼稚園又は特別支援学校

## 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 入会方法などのご案内

### 事務局連絡先

入会、退会、住所変更、各種問い合わせ、メーリングリスト登録申し込み、メーリングリストのアドレス変更については、下記までお願いします。

#### 【学会事務局】

TEL/FAX : 042-344-1889

E-mail : info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp

住所 : 〒187-8570 小平市小川町1-830

白梅学園短期大学 堀江研究室

\*電話対応は常駐しておりませんので、できるだけFAXか郵送、電子メールでご連絡ください。

### 入会・退会の流れ

入会申し込みの際には、「日本グループホーム学会入会希望」と明記の上、氏名、郵便番号、住所、所属、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入して事務局までお申し込みください。

なお、会員専用メーリングリストへの登録も希望する方は、「メーリングリスト登録希望」と明記してください。(会員登録せずにメーリングリストのみ登録することはできません。)

新規入会、退会の手続きは、登録されるまでに申し込みから1～2ヶ月かかることもありますので、ご了承ください。

入会・退会手続きが完了した旨の通知はいたしません。会費振込みの際の郵便振替受領書を領収書に代えさせていただきますので、保存をお願いします。入会登録された後に、季刊誌「季刊グループホーム」をお送りしますので、お待ちくださいますようお願いいたします。どの時期の入会でも年会費は同じですが、当該年度に発行した機関誌のバックナンバーで在庫があるものを全てお送りします。

なお、会員は個人のみです。団体名での会員登録はできません。

### 会費の納入についてのお願い

年会費3,000円は、郵便局の下記の口座にお振り込みくださいますようお願いいたします。また、障害をお持ちのご本人の会費は1000円です。この「本人会費」は、学会における本人活動等への参加促進のために特別に設定しており、障害のある当事者のみを対象としておりますのでご注意ください。

なお、団体名での振り込みでは、納入者が確定できませんので、必ず会員登録している個人名で振り込んでくださいますようお願いいたします。(団体名での会員登録はできません。)

振替口座名 日本グループホーム学会

記号番号 00130-3-463094

寄付についても上記の口座にて常時受け付けております。

(通信欄に寄付〇〇円と明記してください)





入会申込 FAX: 042-344-1889

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会  
入会申込書

日付： 年 月 日

氏名	
住所	〒
電話	
FAX	
E-mail	メーリングリストに 参加する ・ しない
所属	
会員区分	一般 ・ 障害のある本人

○日本グループホーム学会 「防災ユニット」

室津滋樹（日本グループホーム学会 代表）  
大西一嘉（神戸大学大学院建築学専攻 准教授）  
鈴木義弘（大分大学工学部福祉環境工学科 准教授）  
堀江まゆみ（白梅学園大学教授、日本グループホーム学会 事務局長）  
簗手麻由美（神戸大学大学院工学研究科博士前期課程）  
村尾 朗（社会福祉法人 県央福祉会）  
室津茂美（横浜市グループホーム連絡会）  
夏目幸子（NPO 法人 住まい・まち研究会）  
古川容子（(財) 日本建築センター）  
中出 聡（㈱昭和設計）  
栩木保匡（㈱ニチイケアネット）  
石坂耕一（㈱モリタ）  
鈴木慎二（㈱モリタユージー）  
福本仁也（東京海上日動火災保険株式会社）  
辻本光雄（㈱総合警備保障）  
香西雅文（㈱総合警備保障）  
田口一彦（㈱総合警備保障）  
三浦 学（㈱総合警備保障）  
村田正徳（㈱総合警備保障）

\*なお、本書の編集にあたり、消防庁、厚生労働省、横浜市安全管理局、神戸市消防局、芦屋市消防本部の方々には貴重な資料提供の他、ご意見やご助言をいただきましたことを深く感謝いたします。

**グループホームの防火対策 Q&A 第2版 ～現場からの疑問に答えます～**

厚生労働省平成20年度障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

○発行日 平成21年1月31日

○発行者 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

○事務局 白梅学園大学堀江まゆみ研究室気付

FAX042-344-1889

E-mail : [info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp](mailto:info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp)

○日本グループホーム学会HP

<http://www.gh-gakkai.com/index.html>

## 厚生労働省平成20年度障害保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「GH・CHの安定した支援体制に関わる世話人・生活支援員・サービス管理責任者の役割、および、NPO法人等運営が異なるGH・CH事業所の相互連携による支援体制に関する研究」

分担研究班「障害者グループホーム・ケアホームの災害支援体制作りに関するあるべき水準と課題に関する提言検討」(防災ユニット班)

日本グループホーム学会事務局(白梅学園大学堀江まゆみ研究室内)

連絡先:〒187-8570 小平市小川町1-830 白梅学園大学

Fax042-344-1889

E-Mail:info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp

本冊子の問い合わせは防災ユニット専用アドレス

info-bosai-gh@shiraume.ac.jp

<http://www.gh-gakkai.com/index.html>

# 第5章

## 資料集

---

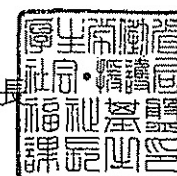
雇児総発第0603001号  
 社援基発第0603001号  
 障企発第0603001号  
 老計発第0603001号  
 平成20年6月3日

各 { 都道府県  
 指定都市  
 中核市 } 民生主管部(局)長 殿

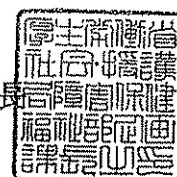
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



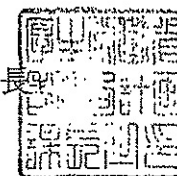
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課長



### 障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について

去る6月2日未明、神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等における火災の発生により、3名の方が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

障害者ケアホーム等介護を要する者等が入居する社会福祉施設等において火災が発生した場合には甚大な被害につながるおそれがあるため、平成18年1月10日付け雇児総発第0110001号・社援基発第0110001号・障企発第0110001号・老計発第0110001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長通知「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」(別添1)により、防火安全体制の徹底等をお願いしているところであります。

また、消防庁より、平成19年6月13日付け消防予第230号「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(別添2)及び消防予第231号「小規模社会福祉施

設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」(別添3)が発出されております。

貴職におかれましては、社会福祉施設等について、これらの通知の内容を踏まえ、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等、防火安全対策に万全を期すよう改めて周知徹底をお願いいたします。

なお、今回の火災を踏まえ、消防庁においても社会福祉施設等における防火安全対策の徹底について検討が行われているところであり、現在、同庁と連携しつつ厚生労働省としても今後の対応について検討しているところである旨申し添えます。

事務連絡  
平成20年6月4日各 〔都道府県〕  
〔指定都市〕 障害保健福祉主管課 御中  
〔中核市〕厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

## 障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について

去る6月2日に発生した神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等の火災発生を受け、平成20年6月3日付け雇児総発第0603001号・社援基発第0603001号・障企発第0603001号・老計発第0603001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長通知「障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について」により、防火安全体制の徹底を改めてお願いしているところであります。

現在、この火災の原因については調査が行われているところでありますが、本日付けで、消防庁予防課長から各都道府県消防主管部長、東京消防庁・政令指定都市消防長宛てに、障害者ケアホーム等について実態調査を行うとともに、安全対策に不備が認められた場合には確実に是正措置を講じるなど、より一層の防火安全の徹底をお願いする旨通知（別添）が発出されております。

つきましては、所管する障害者ケアホーム等における消防用設備等の状況の把握について消防主管部局と連携をとりつつ、適切に対応されるようお願いいたします。

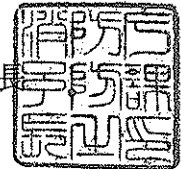




消防予第133号  
平成20年6月4日

各都道府県消防主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長



障害者ケアホーム等における火災の発生を踏まえた防火安全対策の徹底及び  
実態調査について

去る6月2日に発生した神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等の火災において、死者3名、負傷者1名の犠牲が出たことは誠に遺憾です（別紙1参照）。

現在、この火災の原因について調査が行われているところですが、今回の火災事例にかんがみ、下記により障害者ケアホーム等について実態調査を行うことといたしました。今回の調査については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部とも調整済みであり、必要に応じて厚生労働部局と連携して対応されるようお願いいたします。

併せて、障害者ケアホーム等の防火安全対策に不備が認められた場合には、確実に是正措置を講じるなど、より一層の防火安全対策の徹底をお願いいたします。今回の火災を踏まえ、厚生労働省においても今後の対応について検討が行われているところであり、当庁においても、同省と連携しつつ取り組みを進めることとしております（別紙2及び別紙3参照）。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨、周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査対象

その全部又は一部を以下の用途に供している防火対象物

- (1) 障害者自立支援法（平成19年法律第123号）第5条第10項又は第16項に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う施設
- (2) その他消防機関で把握しているこれらに類似する施設

2 調査内容

「3 調査項目」について調査を行い回答願います。

### 3 調査項目

- (1) 実態調査項目 . . . . . 別添 1
  - (2) 過去10年の火災事例 . . . . . 別添 2
- ※調査様式については別途メールにて送付します。

### 4 回答要領

- (1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。）  
調査項目について各様式に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。
- (2) 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部  
調査項目について各様式を活用し、各都道府県におかれましては県内各消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめるうえ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。
- (3) その他  
各都道府県及び各消防本部は調査様式をマイクロソフトエクセルにて作成し、ファイル名を「〇〇県」及び「〇〇県〇〇消防本部（局）」とし、送付願います。

### 5 留意事項

- (1) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないよう願います。
- (2) 様式1のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合及び文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。
- (3) 様式2については、過去10年間に発生した障害者ケアホーム等（「1 調査対象」に該当するものに限る。）での火災事例を記入願います。
- (4) 障害者ケアホーム等に係る防火対策等について、ご意見等ございましたら、調査様式に添えてご提出ください。（様式自由）

### 6 回答期限

平成20年7月31日（木）

担当 消防庁予防課 鳥枝、塩谷、浅海 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

## 綾瀬市障害者施設火災概要

総務省消防庁予防課

## 1 発生日時等

発生時刻：平成20年6月2日2時28分 覚知時刻：平成20年6月2日2時33分  
鎮圧時刻：平成20年6月2日5時10分 鎮火時刻：平成20年6月2日7時33分

## 2 発生場所

住 所：神奈川県綾瀬市寺尾北一丁目12番13号  
事業所名：ハイムひまわり（令別表第1（6）項口）

## 3 出火建物の概要

木造 地上2階

建築面積 158.99㎡ 延べ面積 317.98㎡

収容人員 9人

消防用設備等 調査中

## 4 焼損程度

出火建物：全 焼

類 焼：個人住宅1棟全焼、3棟部分焼

## 5 死傷者の状況

死者 3名（男性2名、女性1名）

負傷者 1名（男性1名）

## 6 出火原因

調査中

## 7 消防機関の活動状況

消防隊 8隊（内、他市応援 2隊） 救急隊 2隊

## 8 消防庁の主な対応

6月 2日（月）08時45分：綾瀬市から第1報受領

消防庁第一次応急体制（消防庁情報連絡室設置）

10時45分：消防庁予防課1名現地派遣

21時00分：消防庁第一次応急体制 解除

6月 3日（火）08時30分：消防研究センター火災原因調査室4名現地派遣

## 障害者ケアホーム等に係る実態調査項目

様式1に、調査結果を以下の要領により記入してください。

## 1. 対象施設

- 1) 当該施設の延べ面積は何㎡ですか。該当するものに「○」を付けて下さい。
  - ア. 150 ㎡未満
  - イ. 150 ㎡以上～ 300 ㎡未満
  - ウ. 300 ㎡以上～ 500 ㎡未満
  - エ. 500 ㎡以上～ 700 ㎡未満
  - オ. 700 ㎡以上～1,000 ㎡未満
  - カ. 1,000 ㎡以上
- 2) 当該施設の用途として該当するものに「○」を付けて下さい。(※当該部分の用途をいう。)
  - ア. 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)別表第1(6)項ロ(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)
  - イ. 政令別表第1(6)項ロ(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)
  - ウ. 政令別表第1(6)項ロ以外の用途
  - エ. 上記ウ.の場合の具体的な用途を選択

※「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」とは、障害程度区分(障害者自立支援法第4条第4項に定める「障害程度区分」をいう。)4以上の者が概ね8割を超えるものをいうこと。
- 3) 当該施設の使用状況について、該当するものに「○」をつけてください。
  - ア. 建物の全部を使用
  - イ. 建物の一部を使用
- 4) 当該施設の建築構造は何ですか。該当するものに「○」を付けて下さい。
  - ア. 耐火造
  - イ. 準耐火造
  - ウ. その他
- 5) 当該施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは何ですか。該当するものに「○」を付けて下さい。(※政令第11条第2項参照)
  - ア. 不燃材料
  - イ. 準不燃材料
  - ウ. 難燃材料
  - エ. なし
- 6) 各居室(就寝室)において、出入口以外の開口部から直接屋外へ通じる出口(ベランダを通じて直接避難階へ通じる出口を含む。)を有する構造になっていますか。該当するものに「○」を付けて下さい。(※腰壁がないものに限ります。)
  - ア. はい
  - イ. いいえ

2. 収容人員等

1) 当該施設に政令第2条の適用はありますか。該当するものに「○」を付けてください。

ア. 適用あり

イ. 適用なし

2) 当該施設の入居者の状況に関し、以下の項目について、右欄のうち該当するものに「○」を付けてください。(※政令第2条の適用をせず、用途部分のみ)

入居人員の数	従業員1人に対する入居者の数 (夜間など最も少ない時)
ア. 10人未満	3人未満
	3人以上～7人未満
	7人以上～10人未満
	10人以上
イ. 10人以上 ～20人未満	3人未満
	3人以上～7人未満
	7人以上～10人未満
	10人以上
ウ. 20人以上 ～30人未満	3人未満
	3人以上～7人未満
	7人以上～10人未満
	10人以上
エ. 30人以上	3人未満
	3人以上～7人未満
	7人以上～10人未満
	10人以上

3. 消防法違反の有無

1) 当該施設の消防法違反等の状況に関し、以下の項目について、右欄のうち該当するものに「○」を付けてください。

項目		設置義務	違反等の状況
ア. 消防用設備等	誘導灯	義務なし	設置なし
			設置あり
		義務あり	違反なし
			違反あり
	消火器具	義務なし	設置なし
			設置あり
		義務あり	違反なし
			違反あり
自動火災報知設備	義務なし	設置なし	
	義務あり	違反なし	

			違反あり
	消防機関へ通報する 火災報知設備	義務なし	設置なし
			設置あり
		義務あり	違反なし
			違反あり
	屋内消火栓設備	義務なし	設置なし
			設置あり
義務あり		違反なし	
		違反あり	
スプリンクラー設備	義務なし	設置なし	
		設置あり	
	義務あり	違反なし	
		違反あり	
イ. 防災物品		義務なし	
		違反なし	
		違反あり	
ウ. 消防用設備等点検報告		義務なし	
		違反なし	
		違反あり	
エ. 防火管理 (注)		義務なし	
		違反なし	
		違反あり	

注) 防火管理については、防火管理者の選任、消防計画の提出、消防訓練の実施のいずれかに違反があれば、「違反あり」としてください。

2) 上記の項目の中で、何らかの違反が1つでもありますか。次から選び「○」を付けて下さい。

ア. はい

イ. いいえ

#### 4. 防火安全対策に関するご意見

障害者ケアホーム等に係る防火安全対策について、ご意見があれば自由に記入してください。

## 障害者ケアホーム等に係る過去の火災事例

障害者ケアホーム等に係わる過去10年間の火災事例について、様式2に調査結果を以下の要領により記入してください。

## 1. 火災番号

火災報告取扱要領第2の2(1)の火災番号(火災報告オンライン登録時に自動的に付与される番号)を記入してください。

## 2. 出火年月日

様式2 最下段にある記載例に従い、記入してください。

## 3. 出火時刻

様式2 最下段にある記載例に従い、記入してください。

## 4. 用途項

政令別表第1において、該当する用途を選択してください。※当該部分の用途をいう。

## 5. 建物構造

「耐火構造」「準耐火構造」「その他」より建物の構造を選択してください。

## 6. 階数、建築面積及び延べ面積

様式2 最下段にある記載例に従い、記入してください。

## 7. 焼損概要

様式2 最下段にある記載例に従い、記入してください。

## 8. 出火原因

様式2 最下段にある記載例に従い、記入してください。

## 9. 死者及び負傷者の数

様式2 最下段にある記載例に従い、記入してください。









平成20年6月5日
参考送付

今回のグループホーム等に対する神奈川県の方針

- 本県においては、障害者のいわゆるグループホーム及びケアホームは、現行の消防法施行令別表第1(6)項ロ(※)に列挙されている施設に該当せず、(6)項ロに定める消防用設備等は適用されないものとして、障害者自立支援法に基づき事業所の指定、指導を行なってきたところである。
- 今回のハイムひまわりは、グループホーム(共同生活援助事業所)、ケアホーム(共同生活介護事業所)である。
- こうした障害者自立支援法の事業所に対する取扱いは、全国47都道府県中46都府県が同様であると認識している。
- しかし、6月4日に消防庁予防課に電話で照会したところ、今回のグループホームは(6)項ロに該当するとのことであった。また、同日付け実態調査依頼文書の中でも明記されたところである。
- 消防庁の見解が全てのグループホーム等に該当するというのであれば、これまでの取扱いを覆すこととなり、全国の障害者のグループホームのみならず、高齢者等同様な施設に大きな影響を及ぼすものであり、現場の混乱は避けられない。
- 一方、厚生労働省は、6月3日付け通知で、今回の事案を受け、現在、「消防庁と連携しつつ今後の対応について検討している。」と通知しているところである。
- したがって、県としては、消防庁及び厚生労働省においては、きちんとした見解と基準を口頭ではなく文書により明らかにし、全国の自治体を指導していただきたいと考えているので、本日付けで厚生労働省に文書照会することとした。
- なお、多くのグループホーム等において、新たな消防用設備等の整備が必要になった場合、既存のグループホーム等が引き続き運営することができるよう、国としての支援策や改修に要する期間の確保等の措置を設ける等両省庁で検討していただきたいと考えている。

※ 消防法施行令別表1(抜粋) <現行>

(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設 ハ 幼稚園又は特別支援学校

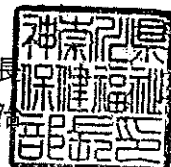
問い合わせ先	
安全防災局災害消防課	担当 友野副課長 電話 045(210)3423 (直)
保健福祉部障害福祉課	担当 石黒副課長 電話 045(210)4702 (直)



障 福 第163号  
平成20年6月5日

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長 殿

神奈川県保健福祉部長  
吉川 伸 様



障害者ケアホーム等に係る設備基準の明確化等について（照会）

このことについて、本県においては、障害者ケアホーム等に対する防火設備の取り扱いについては、消防法施行令別表第1（6）項口に列挙されている施設に該当せず、（6）項口に定める消防用設備等は適用されないものとして、障害者自立支援法に基づき事業所の指定、指導を行ってきたところあり、多くの都府県においても同様な取り扱いをしているものと承知しています。

しかし、6月4日に消防庁予防課に電話で照会したところ、（6）項口に該当することでした。また、同日付け実態調査依頼文書の別紙の中でもその旨明記されたところ です。

消防庁の見解がすべてのグループホーム等に該当するというのであれば、これまでの取り扱いを覆すこととなり、全国の障害者のグループホームのみならず、高齢者等同様な施設に大きな影響を及ぼすものと考えます。そこで、障害者ケアホーム等の事業所の指定等にあたって次の点について早急にご回答願います。

- 1 障害者ケアホーム等について、どのような場合に消防法施行令別表第1（6）項口に該当するのか、消防庁とも協議のうえ基準を明らかにしていただきたい。
- 2 障害者ケアホーム等は消防法施行令別表第1（6）項口に該当するとした場合、今後、こうした事業所に対する指定時及びその後の指導にあたって、障害者自立支援法上の取り扱いを明らかにしていただきたい。
- 3 新たな消防用設備等の整備が必要になった場合、既存の障害者ケアホーム等が引き続き運営できるよう、国としての支援策や改修に要する期間の確保等の措置を消防庁とも協議のうえ明らかにしていただきたい。

問い合わせ先  
障害福祉課副課長 石黒  
電話 045(210)4702 (直)

## グループホームなど小規模社会福祉施設の防火安全対策

(平成21年4月1日施行分)

消防法施行令別表第1(6)ロ				
老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設				
平成21年4月1日施行				
消防法施行令別表第1(6)ロ		消防用設備等の区分	消防法施行令別表第1(6)ハ	
共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。） 4以上かつ80%以上 →詳細は別紙参照			共同生活介護、共同生活援助を行う施設 →詳細は別紙参照	
延床面積 300㎡以上	→	全部	自動火災 報知設備	延床面積 300㎡以上
延床面積 500㎡以上	→	全部	火災通報 設備	延床面積 500㎡以上
延床面積 1,000㎡以上	→	延床面積 275㎡以上	スプリンク ラー設備	延床面積 6,000㎡以上
延床面積 150㎡以上	→	全部	消火器具	延床面積 150㎡以上
収容人員 30人以上	→	収容人員 10人以上	防火管理者 の選任	収容人員 30人以上



改正後 消防法施行令別表第一

別表第一（六）項口を次のように改める。

- ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）

別表第一（六）項中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

- ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

以下改正後溶け込み（障害福祉課作成）

イ 病院、診療所又は助産所

- ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）

- ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

ニ 幼稚園又は特別支援学校



## 消防法施行令に定める消火器の設置基準

①共同住宅、福祉施設等については、 $150\text{m}^2$ 以上の施設について消火器の設置が義務付けられている。（消防法施行令第10条）

②消火器等の基準（消防法施行規則第6条～共同住宅、福祉施設等）

延べ面積	能力単位
～ $200\text{m}^2$	2単位
$200\sim300\text{m}^2$	3単位
$300\sim400\text{m}^2$	4単位

\* 一般的な消火器については、別添参照願います。

③今回のケースでは、

延べ面積が、 $317\text{m}^2$ であるので、4能力単位の能力を有する消火器を設置する必要がある。

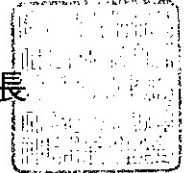
※ 福祉監査指導課において昨年、監査を実施したところ消火器2本が設置されており、基準を満たしていると思われる。



障障発第 0708001 号  
平成 20 年 7 月 8 日

各 都道府県 障害保健福祉主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



### 障害者ケアホーム等に係る消防法の適用について

去る 6 月 2 日に発生した神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等の火災発生を契機として、障害者ケアホーム等の消防法の適用について、各自治体や障害者ケアホーム等の関係者から当職まで、照会が寄せられていたところ。

これについて、別紙 1 のとおり、当課より消防庁予防課に照会を行ったところ、別紙 2 のとおり回答があったので、今後、この回答も踏まえ、障害者ケアホーム等の防火安全体制の強化に取り組まれるようお願いするとともに、管内市町村及び指定事業者等に対して周知いただくようお願いする。

事務連絡

平成20年6月9日

消防庁予防課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者ケアホーム等に係る消防法の適用について（照会）

障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護（障害者ケアホーム）及び第16項に規定する共同生活援助（障害者グループホーム）を行う施設（以下「障害者共同生活介護等を行う施設」という。）に係る消防法の適用について、全国の自治体や障害者ケアホーム等の関係者から当課まで、照会が寄せられている。

このため、下記について、貴庁に照会するものであり、文書にて回答願いたい。

記

1. 現行の消防法施行令別表第1（6）項口については、障害者共同生活介護等が含まれる障害福祉サービス事業を行う施設について「生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る」と規定されており、障害者共同生活介護等を行う施設が明確に規定されていないが、同項口に障害者共同生活介護等を行う施設は該当するのか。該当するとした場合、その考え方を伺いたい。

2. 1. について、仮に該当するとした場合にあっては、現在、同項口には該当しないものとして運用されている状況があることも踏まえ、事実上の遡及適用とならないよう運用されるべきことはもちろんのこと、早期の対応を促しつつ、規制の適用に当たって十分な経過期間が必要と考える。

特に、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）により、平成21年4月1日以降、改正後の同項口及びハに障害者共同生活介護等を行う施設が明確に位置付けられ、平成24年3月31日の経過措置期間までに、入所者の状況や面積に応じて、スプリンクラー設備や自動火災報知設備等を設置しなければならないこととされており、こうした規制に向けた対応の準備が進められている状況も踏まえ、どのような対応が行われるのか伺いたい。

事務連絡  
平成 20 年 7 月 8 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 御中

消防庁予防課

### 障害者ケアホーム等に係る消防法の適用について（回答）

平成 20 年 6 月 9 日付けで貴課から照会があった標記について、下記のとおり回答する。

#### 記

##### 1. 消防法施行令別表第 1 の用途区分について

令別表第 1 においては、火災予防上の観点から、防火対象物の態様、社会的機能等の業態を勘案し、類似の用途ごとに区分して項が設けられており、その区分に当たって設けられている施設名称の用語については、一部を除き関係法令における定義等は引用していない。すなわち、関係法令の規定は衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであって、火災予防とは趣旨を異にするものであり、それらを基礎としながらも、令別表第 1 の用途区分は、あくまでも火災予防上の実態に即して判断すべきものとされている。

このような観点から、令別表第 1（6）項口にあつては、高齢者、児童、障害者等の福祉援護を行う施設として、当該防火対象物におけるサービスの提供内容、高齢者等のサービスへの依存の程度等を総合的に勘案した上で、その実態に応じ、当該用途に該当するかどうか判断するものである。

##### 2. 既存の障害者ケアホーム等の取扱いについて

既存の障害者ケアホーム等の中には、所轄消防機関の判断として、令別表第 1（5）項口等に区分されているものが実態として存するところである。こうした施設で、実態に照らし、同表第 1（6）項口に区分される施設の基準に沿った対応が適切と考えられるものにあつては、新たに安全対策を講じることが求められる場合もあるが、現在の取扱いが必ずしも関係者の不作為によるものではないこ

と等から、その実施に係る負担にかんがみ実情に即した取扱いを求められているところと承知している。

このようなケースについては、個別の防火対象物の実情を勘案しながら、関係者に対し早期の対応を促す一方、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）等による高齢者や障害者等の安全確保の趣旨や、その施行期日や経過措置期間等を踏まえ、関係基準に適合するまでの間の当面の措置として、火気管理や可燃物管理の徹底、火災の監視体制や通報体制の強化を図るよう指導していくことが適当と考えられるところ。

なお、上記の内容に基づき適正な運用が図られるよう、当庁として各消防機関に周知徹底を図っていく所存である。

## **グループホームの防災安全対策をどう進めるか!**

～日本グループホーム学会 防災ユニットの研究まとめ～

平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)  
「GH・CHの安定した支援体制に関わる世話人・生活支援員・サービス管理責任者の役割、および、  
NPO法人等運営が異なるGH・CH事業所の相互連携による支援体制に関する研究」報告書

---

■発行日 2009年3月31日 発行

■発行者 障害のある人と援助者でつくる **日本グループホーム学会**  
代表 室津 滋樹

■事務局 白梅学園大学堀江まゆみ研究室気付  
東京都小平市小川町1-830  
TEL 042-346-5624 FAX 042-344-1889  
<http://www.gh-gakkai.com>  
Mail [info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp](mailto:info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp)